

令和7年第4回定例会

長柄町議会会議録

令和7年 12月4日 開会

令和7年 12月10日 閉会

長柄町議会

令和7年長柄町議会第4回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号（12月4日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○長柄町Slow for Kids宣言について	10
○一般質問	12

宮坂陽一郎君	12
--------	----

1. CO₂パイプライン敷設について町民全員に説明会を開示していないのはなぜか理由を伺いたい。
2. 11月4日から開始された【なごみライド75】について伺いたい。
3. ながら温泉の利用状況について伺いたい。
4. 旧水上小学校の売買契約書について伺いたい。

鶴岡喜豊君	31
-------	----

1. 長柄町情報公開条例第17条（手数料等）・長柄町使用料及び手数料条例第3条（種類及び額）について
2. 公職選挙法第40条投票所の開閉時間について
3. 鶴谷・立烏団地について

金坂光章君	46
-------	----

1. 町内ごみステーションの設置状況と問題点について

2. 町内に設置されている防犯設備について	
本吉敏子君	54
1. 美化作業員の活動状況について伺いたい	
2. 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業についての取り組みについて伺いたい	
3. 町の総合防災訓練及び防災イベントの成果や課題について伺いたい	
4. 子育て環境の充実について	
高橋智恵子君	74
1. 10月19日に行われた総合防災訓練の検証について	
2. 防災の観点も含め地域コミュニティの維持について町としてはどう捉えているか	
3. 産業等による地域活性化について	
4. 家庭用生ごみ処理機の助成金について	
○散会の宣告	91
第 2 号 (12月5日)	
○議事日程	93
○出席議員	93
○欠席議員	94
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	94
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	94
○開議の宣告	95
○諸般の報告	95
○議案第1号～議案第10号の上程、説明	95
○休会の件	109
○散会の宣告	110
第 3 号 (12月10日)	
○議事日程	111
○出席議員	111
○欠席議員	112
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	112

○本会議に職務のため出席した者の職氏名	112
○開議の宣告	113
○諸般の報告	113
○議案第1号の質疑、討論、採決	113
○議案第2号の質疑、討論、採決	114
○議案第3号の質疑、討論、採決	115
○議案第4号の質疑、討論、採決	124
○議案第5号の質疑、討論、採決	124
○議案第6号の質疑、討論、採決	125
○議案第7号の質疑、討論、採決	126
○議案第8号の質疑、討論、採決	127
○議案第9号の質疑、討論、採決	142
○議案第10号の質疑、討論、採決	146
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○閉議及び閉会の宣告	151
○署名議員	153

令和7年長柄町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月6日

長柄町長 月岡清孝

1 日 時 令和7年12月4日(木) 午前10時

2 場 所 長柄町議会 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1 番	金 坂 光 章 君	2 番	宮 坂 陽一郎 君
3 番	佐久間 繁 英 君	4 番	神 崎 清 美 君
5 番	岡 部 弘 安 君	7 番	鶴 岡 喜 豊 君
8 番	池 沢 俊 雄 君	9 番	本 吉 敏 子 君
10 番	古 坂 勇 人 君	11 番	高 橋 智 恵 子 君
12 番	三 枝 新 一 君		

不応招議員（なし）

令和7年長柄町議会第4回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和7年12月4日(木曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告(議長の報告)

(長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告)

日程第4 長柄町Slow for Kids宣言について

日程第5 一般質問

出席議員(11名)

1番	金坂光章君	2番	宮坂陽一郎君
3番	佐久間繁英君	4番	神崎清美君
5番	岡部弘安君	7番	鶴岡喜豊君
8番	池沢俊雄君	9番	本吉敏子君
10番	古坂勇人君	11番	高橋智恵子君
12番	三枝新一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	月岡清孝君	副町長	若菜一繁君
総務課長	若菜聖史君	企画財政課長	小泉義彦君
税務住民課長	関英司君	健康保険課長	佐藤幸子君
福祉課長兼 地域包括支援 センター長兼 福祉センター長	佐藤幹宏君	建設環境課長	前田友和君
産業振興課長	山田比呂貴君	会計管理者	小川久美子君

総務課 防災対策室長	大谷 寛 君	こども園長	川嶋 静雄 君
教 育 長	酒井 昌史 君	学校教育課長 兼学校給食 センター所長	西周 信幸 君
生涯学習課長 兼公民館長	石井 和子 君	選挙管理 委員会書記長	若菜 聖史 君
農業委員会 事務局長	山田 比呂貴 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	関 利 治	議 会 書 記	内 藤 文 雄
議 会 書 記	福 士 結 彩	議 会 書 記	加 藤 阜 輝

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（三枝新一君） 皆様、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は11名全員でございます。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和7年長柄町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三枝新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

2番 宮坂陽一郎 議員

3番 佐久間繁英 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（三枝新一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月4日から12月10日までの7日間にしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月4日から12月10日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（三枝新一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりでございます。

また、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。令和7年8月から10月分の例月出納検査結果報告書が提出されました。いずれも印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会について、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の本吉議員から報告をさせます。

本吉長生郡市広域市町村圏組合議会議員。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（本吉敏子君） 皆様、おはようございます。

長生郡市広域市町村圏組合の決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

令和7年第2回議会定例会に上程されました認定案第1号 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、認定案第2号 特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算、認定案第3号 水道事業会計決算及び認定案第4号 病院事業会計決算の認定案4件につきましては、8月29日の本会議において9名の委員で構成される決算審査特別委員会が設置され、その審査を付託されたところであります。

これにより第2回特別委員会を9月26日、付託された認定案4件について、当局から管理者ほか関係職員の出席を求め、監査委員の決算審査意見書や当局から提出のあった審査資料を基に慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

最初に、管理者に対する総括質疑の概略を申し上げます。

一般会計歳入歳出決算で、決算状況から歳出の抑制がうかがえるが、歳入の多くを占めている市町村負担金が各自治体の財政をかなり圧迫している。今後の負担軽減を図るための取組はとの質疑があり、各事業をよく精査し、さらなる歳出抑制、その効果を検証し、市町村負担の縮減を目指していきたいとの答弁がありました。

また、病院事業会計決算で、B棟の建て替えが新築移転へと方向性が変わったようだが、

経営形態等を含めた今後の病院の在り方についてどのように考えているのかとの質疑があり、B棟建て替えの後にはC棟の建て替えが続くことになる。組合内の事業を見ると、現在建設中の新最終処分場の埋立て期間が15年、また、ごみ処理場の焼却施設も令和19年度には長寿命化した15年が経過するため、新たな施設の建設が必要となる。長生病院の将来的な経営形態の変更等については、B棟を修繕し長寿命化を図りつつ医療の質を担保しながら検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

令和6年度一般会計歳入歳出決算について、歳出から質疑が行われ、介護認定審査会費で介護認定費の減の主な要因に職員の減とあるが、介護認定に係る職員数の適正人数はとの質疑に対し、現在の常勤職員は1人だが、今後は審査件数が増加すると思われるため、増員の要望をしていくとの答弁がありました。

また、審査件数が前年比809件の減少となった理由はとの質疑に対し、令和3年度より認定期間が最長36か月から48か月となり、審査期間が延伸したことによるものとの答弁がありました。

し尿処理費では、し尿処理の過程で発生する汚泥を助燃剤として生成し、資源の有効利用を図っているが、その内容はとの質疑に対し、生成した助燃剤は隣接するごみ処理場で焼却し、その熱で発電を行っているため、ここでリサイクルが図られているとの答弁がありました。

資源化推進費で増額となった理由と現年度のペットボトルの収集量についての質疑があり、収集用容器の購入やペットボトル減容機の修繕、フォークリフトの更新による増額となった。ペットボトルの収集量は減少しているとの答弁があり、再商品化でペットボトルキャップの回収は行わないのかとの質疑に対し、収集方法や受入先等の検討をする必要と国からプラスチック製品のリサイクルについての通知もあるため、総括的に効率よく収集やリサイクルする方法を市町村と協議していくとの答弁がありました。

消防費では、非常備消防施設費で更新車両についての質疑があり、茂原市早野と長南町佐坪のもので、消防ポンプ自動車2台を更新したとの答弁があり、現在の消防団配備車両の台数と更新の目安はとの質疑には、106台を配備し、更新は市町村によって違いがあるが、おおむね15年から20年としているとの答弁がありました。

また、機能別消防団員制度の効果はとの質疑に対し、令和7年9月1日現在で9人が入団し、火災や大規模災害の対応をメインに活動をお願いしているが、団員が増えている状況はないとの答弁がありました。

また、消防職員の中で女性の職員数と配属先はとの質疑に対し、現在4名が勤務しており、1名が警防課、3名が長生分署で隔日勤務をしている。女性の職場体験を行うなど採用に重点を置いているが、採用にはなかなかつながらないとの答弁がありました。

教育費では、教員対象にICT研修の内容は、また今後のICT研修やデジタル教科書の使い方等を含めた研修の方向性はとの質疑に対し、管理職を対象とした講演会、パソコン、ICTに不慣れな教員を対象とした初級研修、研修の中心となる中堅教諭を対象としたリーダー研修に計137名が参加したものの、ICT研修については今年度同様に研修を考えており、デジタル教科書については各自治体でおおむね共通して生かせるよう、内容を計画していきたいとの答弁がありました。

また、機器の貸出しの状況と購入基準はとの質疑に対し、令和6年度は860件の貸出しがあり、購入については使用頻度は少ないが、需要のある音響関係を中心に整備しているとの答弁がありました。

続いて、歳入についての質疑では、使用料及び手数料で、夜間救急診療所の利用者が前年度比で減となっているが、台風の避難指示による休診が影響したのかとの質疑に対し、休診の影響ではなく、住民の適正受診が浸透したものであるとの答弁がありました。

また、一般廃棄物収集処理手数料が増加した理由はとの質疑に対し、ごみの全体数量は減少しているが、手数料が発生する許可業者や直接持込みが増加しているとの答弁がありました。

また、消防手数料が増加した理由はとの質疑に対し、企業活動が活発化したことと考えられるとの答弁がありました。

また、スーパー等での資源ごみの回収が増加し、資源化物の売却収入も減っていると思われるが、歳出についても減となるのかとの質疑に対し、資源ごみの収集は茂原市が月2回、町村は月1回となっており、その回収回数を減らすことは難しいため、歳出の減とはならないとの答弁がありました。

次に、特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算については、特に質疑はありませんでした。

次に、水道事業会計決算について、歳入歳出一括して質疑が行われ、給水申込納付金で新規申込みが減となっているが、直近3年間の推移はとの質疑に対し、令和4年度が837件、5年度が679件、6年度が510件であったとの答弁がありました。

また、布設替えをした配水管の総延長はとの質疑に対し、令和6年度は42件、7,460メー

トルの工事を行い、毎年7から8キロメートルの更新を予定しているとの答弁に続き、現在のペースで全ての管を更新するには何年かかるのかとの質疑に対し、耐用年数は40年以上の管の更新で、おおむね230年かかる。令和9年度をめどに料金の見直しを考えており、生じた利益を建設改良に充てていきたいとの答弁がありました。

また、消火栓の設置や維持管理に係る経費が減った理由はとの質疑に対し、消火栓の設置や修繕は消防本部を通じ市町村からの依頼によるもので、増減が生じる。維持管理については適切に使用できるよう努めているとの答弁がありました。

最後に、病院事業会計決算について、歳入歳出一括して質疑が行われ、資本的支出3項の投資の修学資金貸付け、就業支度金のそれぞれの件数の推移はとの質疑に対し、修学資金貸付けは令和4年度と5年度がゼロ、6年度が1件、就業支度金は令和6年度からの制度であり1件であったとの答弁がありました。

また、264万円の不用額が出ているが、その要因は、また奨学金の制度等の周知方法はとの質疑があり、修学資金は2人分、就業支度金は5人分の予算計上であったが、実績は各1人ずつであったため不用額が生じた。看護学校での呼びかけなど、より周知しているが、貸付制度による新人は採用後の教育にも多額の費用が必要となる。紹介業者を通じて経験者は即戦力となり、また200万円未満の紹介料で雇用できる紹介業者による採用も増加しているため、今は奨学金のPRに重きを置いていないとの答弁がありました。

また、医師確保の現状はとの質疑に対し、現在、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科と充足しているが、内科だけは不足している。千葉大学の各医局へ年2回訪問等を行い、常勤医師の派遣をお願いしている。また、紹介業者にもアプローチしているとの答弁に続き、光熱水費が減っている理由はとの質疑に対し、入院患者が増加したため水道やガスの料金は増加したが、電気料金で国の軽減措置や節電の努力により減少したとの答弁がありました。

また、医療機器の整備で新規整備のものと設置等の工事費用の有無はとの質疑に対し、泌尿器科で使用するレーザーと内視鏡が新規の整備であった。MRIは工事費用一式が含まれているが、そのほかの医療機器は設置工事等の必要がないとの答弁がありました。

以上が各会計決算における主な質疑応答の概要であります。

本委員会は以上のような内容を踏まえ、付託された認定案第1号 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、認定案第2号 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算、認定案第3号 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算及び認定案第4号 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合病院事

業会計は、採決の結果、委員全員の賛成をもっていずれも認定をすることに決しました。お手元に配付させていただいておりますので、詳しい内容をご確認をいただければと思っております。

以上で、長生郡市広域市町村圏組合決算審査特別委員会の報告を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（三枝新一君） ご苦勞さまでございました。

これで長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告は終わりました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎長柄町Slow for Kids宣言について

○議長（三枝新一君） 日程第4、ここで町長から長柄町Slow for Kids宣言を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

長柄町Slow for Kids宣言について、議長のお許しをいただきましたので、本会議の場で議員の皆様にご報告させていただきます。

長柄町では、町の子供たちは町の大人たちが守るという意識の下、子供たちの交通安全確保の観点から、長柄町Slow for Kids宣言を発表します。お手元に配付の宣言文を朗読させていただきます。

長柄町Slow for Kids宣言。

長柄町では、車を運転中に子どもの姿を見かけたら、運転手は、速やかに減速し、子どもたちが安全に安心して通行できるように、できるだけゆっくりした速度で通り過ぎるように心がけます。

次に、本宣言の趣旨を申し上げます。1枚おめくりください。

本宣言は、長柄町のローカルルールとして、歩道やガードレールにより歩行者の安全が確保されていない道路で子どもたちを見かけたら、ドライバーの皆さんが減速してくださるよう、自主的な協力をお願いする呼びかけです。義務的なものではないことから、罰則も当然ありません。車を運転する大人たちによって子どもたちの安全・安心を守るという意識の

もと、ご協力をお願いするものです。

長柄町の道路は、かねてから順次整備を進めており、近年は長柄町交通安全プログラムに基づき危険個所の改善に努めています。しかしながら、全ての道路に歩道やガードレールを設置することは難しい状況にあり、路肩部分を歩くのに自動車との距離が近くなり、危険を伴う通学路も少なくありません。そこで、自動車で道路を利用される大人たちの意識を高め、行動様態を改めていただくことで、実際の交通安全効果を高めようとするものです。

子どもたちを大切にし、その安全・安心を確保することは、今日の我々が最優先すべき課題の一つです。本宣言はあくまで努力目標としての長柄町のローカルルールでの宣言ですが、近隣の一宮町、睦沢町、長生村では既に取り組みを始めており、お隣の長南町においても本町と合わせ取り組みを開始することとしています。この輪を長生地域からより広い地域に広げ、交通安全の確保について大きな効果が得られるものと期待しています。

2021年6月に、八街市で通学中の子どもたちの列にトラックが飛び込み、児童5人が巻き込まれ犠牲になる痛ましい事故は記憶に新しいかと思えます。飲酒の上の居眠り運転が原因であり、運転手の行為は許し難く、管理責任があった会社にも問題があったということはいうまでもありません。

しかしながら、子どもたちの安全確保は社会全体で責任を負うべきものであり、そういった意味からは、こうした悲惨な事故の発生には、我々大人一人ひとりにも応分の責任があったとも言えます。

私たちはこうした悲しい事故が発生する前に、いかにして子どもたちを守るか社会全体でより真摯に取り組むべきだったと考えます。その大きな悔恨の思いを込めて、本宣言を長柄町に掲げるものです。

長柄町の住民の皆様をはじめ、本町を訪れる、あるいは通過される皆様が長柄町Slow for Kids宣言にご理解を賜り、子どもたちの安全・安心な環境を確保すべくご賛同、ご協力を賜りますことを心からお願い申し上げます。私たちのかけがえのない子どもたちの安全を大人たちの主体的努力で一緒に守っていきましょう。

以上、長柄町Slow for Kids宣言についてのご報告といたします。ありがとうございました。

○議長（三枝新一君） ご苦勞さまでございました。

以上で、町長の長柄町Slow for Kids宣言を終わります。

◎一般質問

○議長（三枝新一君） 続きまして、日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いいたします。

一般質問については、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。
質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、あらかじめ予告した内容以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内としておりますので、時間内に終わるようによろしく
お願いいたします。

本日、質問順位1番から5番までの全てを行います。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 宮 坂 陽 一 郎 君

○議長（三枝新一君） 2番、宮坂陽一郎議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 本日は、町が本当に住民の生活と生命を守る覚悟があるのか、これを確認するための質問をさせていただきます。

まず、1番目ですけれども、CO₂パイプライン敷設について、町民全員に説明会を開示していないのはなぜか、この理由を伺いたい。

これは、CO₂パイプラインというのは漏れい時、漏れたときですね、何らかの状況で漏れたときには短時間で意識喪失して、しかも無臭で気づけない。CO₂センサーというのがありますけれども、これも不安定で信頼性に欠けるので、漏れてたまってきてもなかなか分かりづらいという、そういう問題があります。

それから低地に滞留する、これ酸素の1.5倍の重さがありますから、どんどんたまっていくんですね。しかもここに車が入るとエンジンが止まります。これは電気自動車は除きますけれども、こういったほかのガスとは根本的に異なる危険性を持っている。こういった特徴のあるものについて町がどの程度危険性を把握しているのか、これについて質問したいと思います。

それから2番目、これは11月4日から開始されたなごみライド75、これについての質問ですけれども、まず、利用希望者から利用勝手が悪い、非常に悪いというふうに聞いております。このサービスは町長が選挙時に公約として掲げた75歳以上の高齢者に対する無料移動サービス、これと同じ内容のものなのかどうか、これをまず確認したいと思います。それから、これの実証運行ということで来年3月31日まで何を確認するのか、これを伺いたいと思います。

それから、3番目ですけれども、ながら温泉の利用状況について。

これはまず、ながら温泉の収支、過去3年間について伺いたい。それから、ながら温泉の利用者の実人数ですね、延べではなくて。これをまず過去3年間にわたって町内の在住者何人の方が利用されているのか、それから町外は一体何人利用されているのか、これをそれぞれ伺いたいと思います。

4番目、これが旧水上小学校の売買契約書について。

まず、工事のリスケジュール、なかなか工事が進まなくて何回も計画を申請し直しています。この理由をちゃんと確認しているのかどうか、その結果を伺いたい。それから、この旧水上小学校の売買契約書ですね、ここに定められている実際に工場を建設した後に5年間の事業を継続するという義務が課せられています。ただ、現状だとこれがもう既に遅れてしまって、5年間確保できない状況になっているので、これを今後どのようにこの契約を履行できるように、確保するために担保をどういうふうに設けるのか、これについて伺いたいと思います。

特に2番、3番、4番に関しての質問は、小項目は一括してまとめて回答いただいて、それぞれ関連しておりますので、それについて再度質問したいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三枝新一君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 宮坂議員の1項目めについてお答えします。

2020年10月に、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル目標を掲げました。これを踏まえ、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略が閣議決定され、経済産業省事業の一環として9件の先進的CCS（二酸化炭素回収・貯留）事業が選定されたところです。このうちの1件が首都圏CCS事業であり、臨海工業地帯から排出されるCO₂をパイプラインで輸送し、外房沖の海域帯水層に貯留するもので、このパイプ

ラインの一部が本町を通過する予定であると聞いております。

現在、首都圏CCS事業は事業化判断に向け、事業の安全対策やそのコストの積み上げに資するため、パイプラインの設計作業に必要な各種工事等（ボーリング調査工事、測量作業ほか）を行いたい旨を、パイプラインの敷設候補ルート沿線の各地区で順次説明会を開催しているところです。

今般、首都圏CCS事業からパイプラインの敷設候補ルートに当たる長柄町の関係自治会にお住まいの皆様は、本事業をお知らせすることを目的に案内文を配布したい旨の申入れを受けたため、広報ながらなどの自治会配布物に含めたものであり、配布の範囲については首都圏CCS事業からの依頼に基づいております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 何かこの事業に関しては国策だということで、事業に関して云々することは町としてはできないのは分かっているんですが、このルートに関しては町は当然拒否できる。要はほかを迂回させるということは可能なことだというふうに事業者も回答しています。

問題は、全く今の答弁だと町として何ら危機感を持っていない。事業者任せで、これを町民に知らせることに関しても町はタッチしていないような、そういったニュアンスを受けるんですが、これはとんでもない話ですね。

ちょっと実際に具体的な質問に入りますけれども、まず、これ科学論文ではCO₂の濃度が大体10%を超えると数十秒で意識喪失する。また、20%以上だと、もう数秒で意識がなくなるというふうに明示されています。

また、住民説明会で業者がスライドでも示していたと思うんですが、アメリカのミシシッピ州の事故では、2020年に実際に多くの住民が二酸化炭素が漏えいしたことにより路上で倒れたり、車が動かず避難が不能というような、実際の現実が起きています。したがって、住民が避難開始前に意識を失う可能性があるということは、科学的に否定できないんですね。

そこでちょっと確認したいんですが、町長はこの事実を認識しているのかいないのか、二者択一で簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

〔「いやいや、町長に聞いている。町長の認識を聞いているんですよ。

町長が認識しているかどうかの質問だから」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 今、回答しますので。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

アメリカのミシシッピ州の事故については認識しております。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 町長の認識を聞いているんですよ。担当課長が認識していても町長が認識していなければ困るんで、町長は知っているのかどうか、認識しているのかどうか。今言った、こういった避難ができない可能性がある。要は濃度が高いところまで来てしまうと意識を喪失して逃げられないし救出もできないと。こういった現実を認識しているのかどうか。これは町長、答えられないですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 認識しております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） あとは、これいろんな論文があるんですけども、まずシミュレーションも含めて、CO₂というのは大体酸素の1.5倍ですから、もうどんどん低いところに流れていくんですね、漏れ始めると。底にどんどんたまっていくという性質があります。

この長柄町では、結構予定されているパイプラインの敷設場所というのは割と高いところにあって、それより低い地域というのはかなり広がっているんですよ。こういったところにそのパイプラインを引くというのは非常に危険だと思うんですが、こういった問題というのを町長はこの地形を含めて、この二酸化炭素が滞留しやすいということに関して理解しているのかどうか、町長の理解を伺いたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 二酸化炭素は重たいということを知っておりますので、低いところには滞留することにはなると思います。

こちらの事業のほうは、ミシシッピで起きた事故をやっぱりこちらのほう、大変このようなことが起きないようにということで、そういう業者さんの説明も起きないようにということを工夫していきたいということは聞いております。

ただ、そのミシシッピの話というのは二酸化炭素が原因だったんですか。私は硫化水素という文面も、私もちょっとすみません、文面で読ませてもらったんですけども、硫化水素が発生し、それで救急四十何人の方が運ばれたというふうに私は読ませていただきました。それで皆様それほどの被害がなく、その日退院されたというふうに、私のほうは文面で読ませていただきました。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと聞いたことだけにお答えいただければいいと思うんですけども、時間がもったいないんでね。

要は理解されているということで、そうすると、今何かミシシッピ州の話だけされていますけれども、アメリカではここ20年間に100件以上の漏えい事故が起きているんですよ。たまたま犠牲者が出ていないというだけで、これはやっぱり日本と比べて密集地を通過していないということとかいろいろなケース、あるいは地形の問題とかいろいろあるんですが、実際に頻発しているという事実があります。

そこで、まず先ほどのちょうどミシシッピ州の話ですけども、これは実際に二酸化炭素濃度が上昇するとエンジンが止まります。止まったという事実があります。そうすると、救急もこれは救助に行けない。もちろんその住人の方も、何かあってもこれは車動かないんで避難できないと、こういったことですね。

特に高齢者が多くて、走って逃げるというのは無理なわけです。先ほど言ったように、数十秒から数秒で場合によっては意識を失うような状況ですから。こういった状況を考えると、避難計画というのが成立すると判断しているのか、もし漏れた場合ですね。二酸化炭素が漏れてたまった場合に、避難計画が成立すると判断しているのかどうか、これ町長のお考えを伺いたいんですが。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

安全のご心配というところで、今、事業者のほうは事業化判断に向けて、パイプライン設計作業などを通じて安全対策などを積み上げている段階というふうに聞いております。また、国の制度の下で事業を進めているため、経産省をはじめとする関係機関の技術基準や安全制度に基づき、事業者は技術的な安全や環境への影響について十分に検討し、必要な調査や対

策を講じることが求められているというふうに聞いております。

町としましては、事業者からの説明を注視しまして、町民の安心につながるよう丁寧な情報提供を事業者に求めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 私そんなことを聞いているんじゃないんですよ。今の回答は全部業者任せで、町としては何も考えていないという、そういうふうに聞こえてしまうんですね。これ危険性に関して業者から幾ら説明を受けても意味がないんですよ。当たり前ですよ。自分たちの利益のためにやっている企業から安全じゃない、原発もそうでしたけれども、安全じゃないなんていう話が出るはずがないんですよ。

だから、これは町として独自にいろいろな専門家も交えて安全性の判断をするべき、そういった内容なんですよ。こういったところも全く町としては無関心というか、業者任せという、そういうふうに感じられますね。

避難計画というのは、そういった安全基準がどうのこうのじゃなくて、実際に物理的に漏れたら低いところにたまって行って、その結果やっぱり避難できないという状況が実際に発生しているわけですよ。それに対してその避難計画というのをどうするのか、具体的に。例えば電気自動車、EVの救急車両を複数台用意するとか、いろんなことが考えられるんですが、そういったものは町が責任を持ってやっぱり考えていく必要がある内容だと思うんですよ。

それから最後に、救急車両のエンジンが停止する。それからガスのどこまで危険なのか、ガス見えないんで分からないんですよ、色もついていないから。臭いもついていないから、どこからが危険状況なのかというのがもちろん分からないんです。こういった、だから救助不能な条件がそろっているんですね。だから、したがって従来の災害対応では全く対応できないというのが科学的事実です。

町はこういった状況について、今先ほども聞きましたけれども、どうやってもし漏えい事故が起こったときに救助するのか、具体的な手段を答えていただきたいんですよ。ただ何か何も考えていないような回答だったので、もし考えていなければ今のところ考えていないで結構です。どちらかお願いします。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 今後の事業の進捗等に応じて、いろいろな事業者からの説明を受けて安全対策を行っていくつもりですが、今現在では特に考えておりません。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 結局考えていないということで、先ほども言いましたように、事業者の話を幾ら聞いても意味がないんですよ。だから、ちゃんとそういった、これ論文もいろいろ出ているので、国内だけじゃなくてもっと広い形で専門家を呼んで、まず町がしっかり勉強していただく必要があると思うんですよ、この危険性について。

いずれにしても現時点で住民の命を守れるという根拠を一切持っていないということで、住民の安全が確保できない限りは、このパイプライン計画には反対するという立場を、町としてぜひ明確に示すべきであろうというふうに私は考えますが、町長の考えはいかがですか。これ町長の考えを聞きたいんですが。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 本町といたしましては、国の制度整備に沿いつつも、関係自治体として地域環境への影響評価やモニタリングの結果の情報提供を求めるなど、住民の安心・安全に関与していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 何か町を通すのがもう決定のような話をされているんですが、先ほども伺っているように、結局何ら町としては対応策を持っていない。住民を救うような手段を全く持っていないと。今のところ考えもしていない、考えもついていない、そういう状況で、これらを業者とか国が云々という外の話に頼るとするのは、住民の生命を守る町としての責任を放棄しているというふうになさざるを得ないということで、ちょっと次の質問に移りたいと思います。

次、お願いします。

○議長（三枝新一君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目の公約として掲げた無料移動サービスの内容と同じなのかのご質問についてお答えします。

私は、福祉の充実、子育て千葉県一を目指す、安心・安全な町づくりの3つの約束を掲げ、ふるさと長柄町の輝く未来づくりに挑戦する覚悟をお示しいたしました。

11月4日から実証運行を開始いたしましたなごみライド75は、福祉の充実のうち、日常生活に欠かせない移動手段に係る課題の対策として、公約に掲げました75歳以上の高齢者のための町内移動無料タクシーの実現に取り組むものであります。

2点目の実証運行での確認事項については、この新しいサービスを展開するに当たり、本格導入に向け実際に運行した状況において、その効果や課題を検証するものです。

一つは費用対効果の検証で、本格導入した場合のコストや効果、2つ目はリスクの最小化で、失敗の可能性を減らすため導入前の問題点を洗い出すことにあります。3つ目はこれらを踏まえた実現可能性の確認であります。

公共交通機関を利用できる範囲が限られている本町において、遠方への移動手段に制限がある高齢者の方への移動支援については喫緊の課題であると捉えておりますので、今回の実証運行を踏まえ、本町に適した移動支援策に取り組んでまいります。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 結局、町長が約束されたこの内容だというふうに理解するんですが、こんなレベルのサービスを町民が果たして望んでいるのか、そういうふうに思っているのか。そもそも町民の意見を聞いているのか、町民の要望を反映したサービス内容なのか。これはとにかく使い勝手が悪い。

しかも今、喫緊の課題とおっしゃいましたけれども、これ既に公共交通機関のバス路線が数年前に廃止になっていますよね、1路線。その住民にも何ら説明会等でそのことについて、あるいは今後の対応について全く説明もなく、現状でも何の対応もできていないと、こういう状況が続いている。だから口だけなんですね、喫緊で対応云々というのは。

まずは、だからそのバス路線が廃止になったところの町民に対して、同等以上のサービスをまず提供するのが町の使命だと思うんですが、これいかがですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） それでは、宮坂議員のご質問にお答えいたします。

まず、町の公共交通に関しては、まず町民からはいろんな意見がある中で、まず町としてはタクシーチケットの助成事業を行っている。そのほかに今回なごみライド75ということ

で、町内無料移動支援があったらいいなということで、このサービスが開始されたというところでございます。

バスの廃止の話については、これは廃止ではなくて休止ということで今なっていると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 何も答えていないんですね。だから町民に対して説明会とかも何もやらずに、しかも廃止になった後の同等のサービスの対応というのも一切行っていない。これが問題だと言っているんですよ。タクシー券なんかあつという間になくなるというふう利用の方からは多くの声いただいていますし、今回のサービスに関しては全く使えないという声がたくさん寄せられています。

それを実際に、現実的に町長が登録、申請を促すために、わざわざ集会等に行って説明等やって、それ配ってもほとんど申請者がいないというふう聞いております。当たり前ですよ。こんなレベルのサービスを誰も望むわけじゃないですよ。

だから、これちゃんと見直して、まず町民の意見を聞いてから、まずとにかく今のこの実証運行とかいうのは全く意味がないんで、町民の要望に沿っていないんですよ。これ前にあった町民バスと一緒になんですよ。だから、まずは一旦中止して、町民の意見をちゃんと聞いて、どういうふうなサービスが望まれているのか、それに沿った形の実証運行を行うべきだと思いますけれども、町長いかがですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） それでは、お答えいたします。

ただいまのご質問に関してですけれども、先ほどの町長答弁でもありましたように、そういったところの問題点とかを洗い出すための実証運行でございますので、これはまずしばらく続けさせていただきたいと思っております。

それから、あと町民の声ということでございますけれども、いろいろ役場のほうには寄せられている中で意外と多かったのが、既にもうタクシーチケットを頂いているんですけれども、そのタクシーチケットで用が足りるというような意見も結構来ております。それ以外には、確かに議員がおっしゃるように使いづらいついとか、あるいは当日予約できればいいのにと

か、そういったご意見はありますけれども、そういったものを今後吸い上げて、また今後の検討に生かしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今意見を吸い上げる時期じゃないんですよ。まず、だからこのサービスを一旦停止して、こんな役にも立たないサービスはまず停止して、本当に住民が望んでいるサービスを、それを試験運行するというふうにぜひやっていただきたいんです。これもう何かほとんど言っても、町長も何も考えがなさそうなので、次の質問をお願いします。

○議長（三枝新一君） それでは次に、3項目めの質問に対する答弁をお願いします。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目の過去3年間のながら温泉の収支についてお答えします。

長柄町福祉センターは、社会福祉施設の一形態である地域福祉センターとして位置づけられ、高齢者をはじめとする地域住民の交流や憩いの場、心身の向上に資することを主な目的に設置しているものであります。

ながら温泉は、長柄町福祉センターの施設の一部であり、会議室や研修室、機能訓練室などのほかの施設と一体で、電気、水道、ガス料金などが施設全体の利用実績で請求されていることから、単体での運営収支の算出は困難となります。

なお、福祉センターの浴場を含めた施設全体の運営管理については、町社会福祉協議会に委託しておりますので、その収支状況についてはこの後、福祉課長より報告させます。

2点目の過去3年間の利用者を町内在住者、町外在住者に分けた実人数についてお答えします。

ながら温泉は、その泉質について入浴された多くの方から高評価をいただいております。令和6年の実績で延べ2万人のご利用がありました。ご質問の過去3年間の町内外での実人数でございますが、利用者は福祉センター入館時に町内外で利用料金が異なるため、お住まいの市町村名とそれに続く番地等を除いた大字等まで及び名字だけを記入していただいているところです。したがって、一個人を特定するまでの情報量がございませんので、実人数に集計、仕分は実施不可能であります。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） それでは、先ほどの

町長答弁のところで、私のほうから報告するところについては報告させていただきます。

まず、長柄町福祉センターの収支状況でございますが、令和4年度は収入が292万9,200円、支出が1,864万7,514円。それから令和5年度につきましては、収入が554万7,100円、支出が2,391万15円。令和6年度につきましては、収入が747万1,600円、支出が2,470万9,084円となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） まず、この利用者の実人数というのは、事前に福祉課のほうに、同姓であればそれをカウントしていいということで、つまり同じ名前で、これもしかしたら違う人かもしれないということだと思っんですよ。それはそのこの住民の実態というか、どういう方がどこに住んでいるかというのは全部把握しているわけですから、そこから割り出せるわけですから、最大利用者数というのは出るわけですよ。それをちゃんと依頼しているんですが、その答えはなかったと思っんですね。

問題はこれ税金で、例えば昨年度は1,500万円ほど、要は税金を使っているんですよ。だから、これ一体何人の住民にこの福祉サービスが行き渡っているのか、これを把握していないこと自体が異常なんですよ。長年にわたって、ずっと税金使っているにもかかわらず、実際に何名の町民が利用しているのか、その把握すらやっていないと。これは非常に問題だと思います。人数が分からなければ、この福祉サービスが有効に働いているかどうかと全く判断できないわけですよ。

どうも私の感覚では、これを毎日利用されている方というのは数十人いらっしゃるんですよ。それだけでももう結構な数になるんですよ。だから1万人近くになりますよね。だから、これちゃんとその辺の数字を出さないと、これだけの税金を使って、住民に対してちゃんと福祉サービスが行き渡っているかどうかと判断すらできないんですよ。こんないいかげんな税金の使い方というのは問題だと思いますよ。まず、その把握をしっかりする、そこから始めていただきたい。

あわせて、これ何で多くの住民が、これは前提で話しますけれども、利用者が少ないのか、これをまず把握する必要があるんですよ。例えばそれは、先ほど言ったなごみライドじゃないですけども、そこまで出かける足がないとか、いろんな要因があると思っんですよ。料金が高いとか、行っても銭湯と同じで風呂以外何もないということではなかなか足が向かないとか、いろんな理由があると思っんですよ。

そういったものをまずは調査をして、それでそのサービス改善等にやっぱり役立てないと、毎年多額の税金を使って少数の人だけにサービスがいているような形では問題だと思んですが、町長の認識はいかがですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、宮坂議員から、施設をどの程度利用されているかということが非常に重要だというアドバイスはありがとうございました。その点なのでございますけれども、まず私たちは延べ人数でしか今のところ管理はしておりません。というのも、これについては長柄町の福祉センターの浴場の入場者の、要するに数の把握という、要するに入場料の管理という側面ではこの数字は使えませんので、そこまで実人数を出すところまでは必要ないというのが私たちの判断でございます。

これが民間の温泉であれば、当然のことながら、先ほど言ったプロモーションとかそういうのに使うために必要であるとは思いますが、私たちは今そこまでは必要ないと考えております。かといって、では全くこの数字が出せないというのも話としては問題でございますので、ある月をサンプルでちょっと調べましたところ、ながら温泉につきましては、ある月ということで、ちょっとこれは月については私のほうまだ把握していないんですけれども、町民が大体330人ほど、それから町外の方につきましては約1,300人ほどの方が、恐らく実人数として使われているのではないかとということで、これ窓口でのリピート率とかそういったところから推定したものでございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 何かちょっと不思議な回答だったんですが、これは町の、町民の税金を使って運営しているわけですから、これがどれだけ町民に利用されているかというのは把握する義務があると思うんですよ。これをやっていないという、それが問題なんですよ。ある意味、これ職務怠慢と言わざるを得ない程度の大問題だと思いますよ。だから税金を軽く考えている。町民の血税を投入して運営しているこの浴場に、実際に町民が何名利用しているのか、延べじゃ意味がないんですよ。

何人の方が利用しているのか、これをぜひ今後、これまではなければしょうがないんです

けれども、先ほどの三百数十人とか、人口は6,000人超えているわけですから、これどうやって増やしていくんだというところに持っていくためにも、ぜひ実人数をこれからきちっと把握していくというふうに約束いただきたいんですが、そうじゃないと税金の無駄遣いになっちゃいます。ぜひちょっと回答をお願いします。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

実人数の把握につきましては、現状のところ私たちとしては考えておりませんが、やはり館内のセキュリティーとか、そういった様々な問題でやっぱりいろんな意見が、業務委託を請け負っております社会福祉協議会やシルバー人材センターの方から伺っておりますので、この辺については実人数が把握できるかどうかはちょっと分かりませんが、何らかの形で利用者が透明化できるような方策も踏まえて、今後ちょっと検討してまいりたいと考えております。お約束はできませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 何かちょっと回答がおかしいんですけれどもね。やる気がないという事で、大体分かりました。だから、これ税金を使っているんだから、先ほど言ったようにですね。その税金が何人の町民に対して提供されているのかと、これ最低限の情報ですよ。これを把握できないというのは大問題だと思いますよ。

これ以上言ってももう意味がないので、次の質問をお願いします。

○議長（三枝新一君） 次に、4項目めの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目の工場建設の延期申出理由及びその事実確認の結果についてですが、これまでに4回の延期申出を受理しております。

1回目の延期申出の理由は、稼働中の主力工場である愛知県の田原工場の生産ライン設備に対し、不測の改良及び追加投資が必要になり、これと長柄工場建設事業が重なってしまったこと及び建築資材の急激な高騰により資金計画を見直さざるを得ずを加えて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う市場の不透明感も影響したことによる着工延期の要請でありました。

2回目の延期申出の理由は、原油価格の上昇により、プラスチック成形に使用するポリエ

チレン価格の歴史的な高値や新型コロナウイルスの影響で製品の売上げが減少し、それに伴う利益の縮小により再度資金計画の見直しが必要になったとの協議要請がありました。

3回目の延期申出の理由は、人件費及び物価の高騰を受け、工場建設時期を見直す経営判断があったためです。

4回目の延期申出の理由は、長柄工場の設計段階で主要取引先から製品の増大発注をしたい旨の要請を受け、新工場の生産能力を増強すべく増産に必要な設計変更を行うことになり、これに時間を要したためです。

なお、これらの各延期申出理由の確認に当たり、決算書をはじめ生産ラインの追加投資に関する資料、原価価格推移グラフ、製造原価報告書、生産計画表、取引額増加に関する資料、また資金計画についても提示を受け、慎重に確認いたしました。

2点目の5年間の事業継続義務についてですが、本事業者と締結した売買契約書第9条において、当該義務が定められているところです。本工場の建設目的は、製品受注数の増加による設備投資であり、発注元からの将来にわたる増産要請があったことから、5年間の事業継続義務に関する履行確保の新たな担保を設定することや契約の再締結は、現時点では予定しておりません。

なお、不測の事態が生じた場合は適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） まず、この1回目の工場の拡張のためと、他の工場のですね。これ実際拡張されたかどうかというのは確認されましたか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。追加投資に関する資料に基づいて確認しております。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） すみません。その資料というのはどういった資料、何の資料、要は拡張されたかどうかというエビデンスはあるんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

追加の投資というところで、その資金計画等で確認しております。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 資金計画というのは計画ですから、実際にそのお金を使って拡張したかどうかというのは全然別の話なんですよ。資金計画だけ見たって何の意味もないんですよ。だから、ここで延長の理由にしている実際のことが現実に実行されたかどうかと、それが重要なことなんで、それを確認する必要があるんですよ。資金計画なんか全く関係ないんですよ。だから、現実に履行されたかどうかというのを確認すべきなんですけれども、それを怠っているというふうに今理解しました。

それから、今回の設計変更によるリスケジュールということですが、どういう形で前の設計資料がこれこれこうで、今回はこの部分が拡張されましたという、そういった設計資料の比較はちゃんと確認されたんですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 設計変更前のものについては、おおよそ確認はしておりますが、設計後については増産計画の要請に伴う設計変更ということでございますので、その後の計画についてはまだ確認はしておりません。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） それはいつ確認する予定ですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） その設計が終了し次第というところで考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 設計終了のスケジュールというのは、最後にその申請があったスケジュールではいつになっていますか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） すみません、ちょっと資料があれですが、今年度いっぱいというところで今認識しております。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君）　そこでちゃんと確認されるという、そういうことで理解しましたけれども、それ確認した結果、これが実際の申請と違っているとか、食い違っている場合はどういうふうに対応するんですか。

○議長（三枝新一君）　ただいまの質問に対する答弁を願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君）　まず、増産要請があったところの資料は確認しております。大手メーカーからの増産要請という資料は、これ内部資料でしたけれども、きちんと提示していただき確認しております。ちょっと詳しい、どこがどこというところでそこは判断できませんが、増産要請があったというところで設計変更というところで今確認しております。

○議長（三枝新一君）　宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君）　全然答えていただけていないんですけれども、だから、それ違っていたら、どういふ対応になるのかというのを質問しているんです。

例えば最初の工場の拡張に関しても、これぜひ確認していただきたいんですよ。ちゃんとこの業者が申請したとおりに、リスケジュールをやった原因をちゃんと実行しているのかどうか。これまだ未確認ですよ、最初のリスケジュールに関しても。実際にこれ拡張したのかどうかって分からないわけですよ。今回の設計変更に関しても、前の設計資料があると。だったら今年度末という話ですけども、その時点で作ってきた設計資料と見比べれば、拡張されているかどうかというのは、それはすぐに分かる話ですよ。

質問は、それが言われているような拡張がされていなかった場合に、どう対応するのかというのが質問なんですよ。お答えいただきたいんですが。

○議長（三枝新一君）　ただいまの質問に対する答弁を願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君）　まだ見ていませんので、現在のところ、その対応というところは見てからの判断というふうに考えております。

○議長（三枝新一君）　宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君）　それから、先ほど町長から話ありましたけれども、新たに要は5年間継続の担保が今のところ必要ないような回答があったと思うんですが、これ約束を守らなかった場合に一体どうするんでしょうか。誰が責任取るんですか。

○議長（三枝新一君）　ただいまの質問に対する答弁を願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） ちょっと責任のところは別としまして、事業継続に支障が生じた場合には、再締結に向け柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっとよく聞こえなかったんですが、事業が継続が難しくなった場合に、その時点で再契約というふうに聞こえたんですが、その再契約の期限は、要はリミットですよ。いつまでに再契約すればこの担保ができるんですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 買戻し特約というところであれば、2029年というふうに考えております。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 2029年までに何か事が起こったら対応できるという、そういう回答だと思んですが、それ以降に、これ実際には今のスケジュールでいくと、5年じゃなくて、この事業継続というのは2年しか保障されていないんですよ。担保されていないんですね。そうすると、その2029年を超えた時点でその契約履行が駄目になった場合というのは、これどういうふうに対応するんですか。先ほどは何か町長が、その時点で対応云々という話されましたけれども、一体どういう対応ができるんですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 契約書の9条における事業継続の担保というところではございますけれども、こちらは創業後5年というところで捉えておりますので、その5年が担保できるというところで考えております。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 全く今の回答って意味がないんですよ。これ買戻し特約が29年で切れるわけですよ。そうすると、それ以降は販売しても、何らその販売先に対して町はいろいろな要望等、これを行うことはできないんですよ。

極端な話、これ今のままずるずるいって、何か実際にその製造工場以外にも使えるような施設にしまして転売するということも、2029年以降は可能なんですよ。最悪ここが例えばヤードになったりとか、そういうことも起こり得るわけですよ。それをどうやって防ぐの

かと、それが担保なんです。これに対して非常に何か考えが甘いように見受けられるんですが、いかがですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

創業後5年の事業継続というのは、先ほど申したとおりでございます。町としましては、契約に基づき履行状況を厳格に確認してまいりたいというふうに考えています。

その一方で、5年経過後、これに対する転売等に関するものについては、現状宮坂議員がおっしゃるとおり町では制限ができないというところがございますけれども、仮に将来的に土地用途変更とか転売の意思が示された場合には、地域への影響を慎重に見極め、必要な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 私が言っているのは5年後じゃないんですよ。今のスケジュールでいくと、事業開始から2年しか買戻し特約の期限は確保されていないんですよ。それ以降は販売されても、それは今契約相手に対しての例えば訴訟等を起こすことは可能かもしれませんが、契約違反で。だけれども、これ売られてしまったら、その販売先に、要は売った先に対して町としては何ら言うことができなくなるわけですよ。

だから私が言っているのは、2029年以降に何か起こる可能性があるんだったら、それ事前にちゃんと5年間継続できるような担保が必要だというふうに主張しているんですが、それが町長の話でも何かそれは必要ないようなニュアンスの回答だったので、これが担保がないと売られてしまったら文句が言えないんですよ。

先ほど言ったように、最悪ヤードの業者に、海外の業者とかそういったところに販売されても、その販売先に対して町は何もクレームつけることはできないんですよ。だから、それを防ぐためにどうするのかという、それが今回の質問の趣旨なんです。それに対してちょっともう少し分かるような、論理的なちょっと回答をいただきたいんですが、お願いします。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

まず、企業の工場建設に関わる意欲というところがございますけれども、その辺につきましては、工場建設費を半分以上自己資金で賄うというところは、これはふだん私たちが見せ

ていただけない部分の預金残高とか、そういうもので確認しております。これはもう事業をやるという強い経営基盤がいいというところで意思というふうに現れておりますので、今後の対応についてはいろいろ事業、そのときの事情が重なるとは思いますが、そのときに判断してまいりたいというのが今の回答でございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 何か全然回答になっていないんですけれども、これまでもリスケジュールの原因として、利益が縮小したとか物が高くなったとか、そういうので要は資金調達が難しいということで延期になっているわけですよ。だから、これからもそういうことは起こり得るんですよ。

だから何か今、景気のいいような話だけを聞いて、これで安心だというふうにも思っているんであれば、それはちょっと勘違いで、いずれにしても、しつこいようなんですけれども、これは幾ら業者から話を聞いても意味がないんですよ。町としてきちっとその契約を履行させるために、担保を何らかの形できちっと設けるとするのは、これは町の責任なんですよ。だから、それを今の話だと何か適当に放棄しているようなふう聞こえるんですよ。業者の話だけ聞いて、これ何か頑張ってやっているからちゃんとやってくれるだろうみたいな。そういうレベルでは何かあったときにもう手後れなんですよ。

先ほどから言っているように2029年に切れるんで、その契約がですね、特約が。だからそれまでに何とかしないと、もう何もできなくなるんですよ。その辺の危機感が全く感じられないですよ。そこまでする延ばされて、最終的に更地で販売されても、これ文句言えないわけですよ。そこをもう少し真剣に考えていただきたいと思います。

特にこの小学校の地域の近隣の住民に対しても、とんでもない工場ができちゃったら困るわけですよ。ぜひ対策をお願いしたいと思うんですが、最後にいかがですか。町長、いかがですか。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員に申します。申合せ時間が過ぎましたので、答弁漏れについては担当課でお聞きください。

以上で、2番、宮坂議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時35分といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

○議長（三枝新一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 鶴岡喜豊君

○議長（三枝新一君） 7番、鶴岡喜豊議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 皆さん、こんにちは。7番、鶴岡喜豊です。

傍聴人の皆さん、早朝より、寒い中ご苦労さまです。

ジャネの法則によると、年を取ると1年が短く、時間が早く感じるそうです。長柄町も私も古希を迎え、長柄町はさらに歴史を重ねていきます。私はさらに1年が短く、時間が早く感じますが、実際は住宅リフォームの補助金に関する質問のように、執行部から納得いく回答が得られず、住民監査請求まで行っても監査委員からヒアリングもなく却下され、あきれましたが、議会で問題の質問を重ね、改正になるまでかなりの時間を必要とし、1年が短く、時間を早く感じませんでした。

今、提起している電気柵設置事業の弁済の問題は、時間をかけずに早急に解決し、時間を短く、早く感じるようにしていただきたいと思います。

今日の質問は、執行部が作成し町長が議会に上程し議会で可決した条例ですが、A3のコピー1枚300円、傍聴人の皆さん、納得いきますか。ほかにも不備があり、とてもじゃなく、私は納得いきませんので、今回質問させていただきます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い順次質問させていただきます。

1、最初に、長柄町情報公開条例第17条（手数料等）及び長柄町使用料及び手数料条例第3条（種類及び額）について。

地方公共団体は、地方自治法第225条、第227条において、使用料、手数料を徴収できますが、使用料、手数料の算定の基本的な考え方は、算定方法の明確化により、負担する内容の透明性を高め、町民の理解を得るよう努める努力が必要になります。また、経費削減により、町民の負担が過大にならないように、費用の縮減に努めることが大事です。

しかし、使用手数料及び手数料条例第3条の別表内にある公文書の手数料A3以内1枚300円は、町民の費用負担が過大で、とても理解できず、費用の縮減に努めているとは考えられません。A3以内1枚につき300円に設定した根拠を伺います。

2、次に、公職選挙法第40条投票所の開閉時間について。

公職選挙法第40条において、投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲で繰り上げることができる」と明記されており、期日前投票が定着し、全国の4割で投票時間を参議院選は繰り上げた」と新聞記事があったので、長柄町の参議院選の選挙の状況を伺います。

①7月の参議院選の午後6時から午後8時までの町内4か所のそれぞれの投票所の投票率、投票者数を伺います。

②7月の参議院選挙の期日前投票及び不在者投票の16日間の午後6時から午後8時までの投票率、投票者数を伺います。

③7月の参議院選挙の期日前投票及び不在者投票、投票日の閉じる時間を2時間短縮した場合、人件費等の経費は、どのくらい削減できるか伺います。

3、最後に、鵜谷・立鳥団地について。

執行部は立鳥団地の引っ越しを推進し、補助金を交付しているようですが、現在の状況を伺います。

①鵜谷・立鳥団地のそれぞれの建設年度、事業費を伺います。

②鵜谷・立鳥団地のそれぞれの戸数、入居者数、入居率を伺います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（三枝新一君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 本町では、平成14年に長柄町情報公開条例を制定し、公文書の閲覧と発行については、長柄町使用料及び手数料条例を引用し、運用しているところです。

情報公開における手数料の考え方は、請求者が負担するという応分の負担で、開示請求に係るコストとして請求のあった行政文書の探索・抽出、開示・不開示の審査、文書の複製の作成などに要する人件費、庁費、媒体代とされています。

現行の手数料につきましては、他の自治体の事例を参考に、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） はい、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 質問を通告してありましたので、使用料及び手数料の条例第3条別表を見ていただいたかと思えますけれども、この別表に、カラーコピーの単価、両面コピーの単価が表示されていませんけれども、両方とも単価は同じ300円なんですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 現在の条例の規定ではそのように、表裏1枚ずつというような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） カラーコピーも同じ値段ですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 同じと考えてよろしいかと思えます。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） カラーコピーと白黒が同じって、おかしいと執行部は思いませんか。コンビニでもカラーコピー10円、カラーコピー50円ですよ。それで同じ。その答弁でいいと思えますか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

単にコピーを行った場合は、長柄町物品売払等料金を定める要綱というものがございまして、こちらに白黒印刷の場合は1枚10円、カラー印刷の場合は1枚50円というふうにさせていただいております。先ほど、両面の場合はどうだというご質問ございましたけれども、両面の場合は片面を1枚というふうにさせていただいております。以上です。

○議長（三枝新一君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） カラーコピーは50円なんですか。

○議長（三枝新一君） 若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

先ほど申し上げました長柄町物品売払等料金を定める要綱というものがございまして、単にコピーをする場合は、カラーコピー1枚50円とさせていただいた要綱を定めております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 要綱云々じゃなくて、使用条例、手数料条例、それに基づく第3表の表が一番の基なんじゃないですか。何を言ってもしょうがないみたいですけども、ちょっと、私の調べた地方公共団体の情報公開条例の手数料の表示されている単価を、副町長が行政をつかさどった市原市から条例に表示されているものをそのとおりに提起させていただきます。

市原市は、情報公開条例写しのモノクロームは日本産業規格A列3番以内の用紙に1枚につき10円、カラー1枚につき50円です。両面のコピーの場合は、片面を1枚に換算した場合の単価に換算します。条例覚えていますか。

千葉県は、複写機による単色刷りのA3まで1枚10円、多色刷り1枚につき20円です。両面のコピーの場合は、2枚に換算した料金となります。

隣の長南町では、電子複写機、A3サイズまでの写しは1枚につき10円、電子カラー複写機1枚50円です。両面のコピーの場合は片面を1枚として金額を査定します。

市原市、千葉県、長南町の白黒のA3のサイズは1枚当たり10円です。長柄町の場合は1枚300円の30倍の単価、町長は、近隣の自治体を参照にした、金額を参考にしたという答弁をいただきましたけれども、全然参考になっていないじゃないですか。1枚300円で、副町長、市原市で10円だったものが300円で高いと思いませんか。ちなみに茂原市も10円です。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁願います。

若菜副町長。

○副町長（若菜一繁君） 先ほど、町長のほうは、これからの使用料については、近隣の自治体等を参考にしていくというご答弁だったと思います。

私のほうから、ご指名的なものがありましたのでお答えさせていただきますと、情報公開制度というのは国民の知る権利を保障しまして、行政の透明性を高め、民主主義を健全に機能させて、もって行政の説明責任を果たすために制定されたものと認識しております。

しかしながら、大量の開示請求が頻発しまして、制度の乱用による行政コストの増大や、携わる職員の疲弊が課題となっていることを受けまして、請求者に応分の負担を求めるということで、濫用的な請求を防ぐとともに、請求事務のコストを公金で賄っておりますので、税負担の公平化を図るために、一定の手数料を徴収すると、そのような仕組みになっておるところでもございます。

一方で、手数料の過度な負担というものは、国民の知る権利を阻害する懸念や、行政の透

明性を損なうとの批判もありますので、このバランスの在り方が肝要であると承知しております。そこで、先ほどの町長の答弁にありまして、本町にふさわしい制度につきまして、国や他団体の事例、今、ご紹介いただきましたので、そちらを参考に取り組みたいと、このように考えております。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 新しい行政の血だと思っておりますけれども、この条例、訂正する考えがあるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

そのように、この後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） ありがとうございます。

質問したかいがあったかと思っておりますけれども、地方公共団体の戸籍の謄本、抄本の1通の交付手数料450円、戸籍の記載事項の1件の交付手数料は350円、戸籍電子証明1件につき400円、除籍電子証明など1件700円、これは、手数料の標準に関する政令に定められているもので、どこの市町村でも、同じ額なんですよ。

ところが、町は直してくれるって考えがあるみたいだからいいですけども、そのほかの手数料も、ほとんど私見たら差がないんですよ。この情報公開の手数料だけ、A3のコピーだけ30倍の1枚300円。私が、最近求めた情報公開手数料の総務課の担当に、全部そろえると27万円かかるって言われたんですよ。27万円もかかって、情報公開を求めないでしょう。市原市、千葉県、長南町、茂原市ならば30分の1で10円なので、27万円が9,000円ですよ。

副町長。公開条例で住民が知る権利があるとかいろいろ言いましたけれども、一番は、手数料の算定の基本的な考え方。町民の負担が過大にならないように、それが一番じゃないですか。

ありがとうございます、うなずいてくれて。

そして、いろいろ言いましたけれども、情報公開条例第1条の目的、副町長が大体しゃべってくれちゃいましたけれども、手数料を異常な高額にして、第1条の目的に、そもそも抵触していると思いませんか。副町長が言ったこと、全部反対なんです。副町長が言ったの

が第1条に似ているんですけれども、300円なんかにしちゃって、全然反対じゃないですか。第1条目的に抵触しているという考えはありませんか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

先ほど副町長のほうからもお話がありましたので、細かいお話につきましては割愛させていただきますけれども、まずもって、現状は平成14年に議会の議決を得て、条例を制定させていただいております。今回、このような形でご指摘を受けましたので、その辺は目的を遵守するよう、内容につきましても改めていきたいというふうに考えておるところです。

よろしく願いいたします。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 見直すということで、大変うれしいことなんですけれども、見直しついでと言っちゃあれなんですけれども、A3判を超えるもの、これ、1枚につき500円。これもおかしいですよ。別表3、見ましたか、300円と500円。A3以内は300円、超えるものについては500円。茂原市のなんかあれですよ、新聞紙、あれはA1ていうんですか。そうしたらA3が4枚分、そうしたら4倍分のコピー代なんです。もともと、長柄町の複写機でA1、新聞紙の1枚なんかコピーできませんから、A3が限度だと思いますけれども、その辺の単価、見直すならば、その辺もお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

まず、現在の使用料・手数料条例のこの図面等々につきましては、この情報公開手数料は情報公開に伴うものだけではなく、議員ご存じだと思いますけれども、過去には公図だとか、そういったものを町が保有する、正式なものではありませんけれども、そういったものを焼いて、窓口で配布、お渡ししていたと。その代金として、このお金を頂いていたというのがあります。

現在でも、地籍調査に伴う図面等は、この手数料を用いてお渡しさせていただいております。

その中で今回、ご指摘のあった情報公開に関わる部分につきましては、近隣市町村、それ

から県、国も含めてでございますけれども、その辺の額に合わせるような形で、情報公開条例の中に盛り込めればというふうに考えるところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 公図の写しとか地籍調査の写し云々と情報公開、別途にしてもらいたいですよ。そもそも条例、料金のもの、そもそも公開基本条例の中に、その中にそもそも単価が載っているんです、よそは。長柄町だけです、別途に飛んでいるのは。別途の使用料・手数料を見てくださって。条例の流れ次第が、私はおかしいと思うんですけれどもね。

よそのところは情報公開の中にも手数料として別表に載って、だから今みたいに、地籍調査や公図の写しのときは単価がA3以上のものについては500円でもいいんだと。それも違うと思いますよ、私は。それだったら、公開基本条例の中で、A3以内は10円、そのほかはA3の場合に関する値段とか、そういう例がありますのでね、その辺よく勉強して、条例自体を直してもらいたいと思います。

だから、手数料はさっき言った戸籍なんかの手数料云々とは別に、公開基本条例の手数料は別途にすると。そういう考えがいいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。ご意見ありがとうございます。

先ほども申し上げましたとおり、そのようにさせていただければと考えるところです。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 以前に、私、執行部は、報告、連絡、何もないということを言いました、その後に報告が来て、分かった問題がありますけれども、今度はハウレンソウ、報告、連絡、これを直すとき、相談もしてくださいよ。いきなりこのように直しましたじゃなくて。

せつかく二元代表で町民の代表として議員として来て、質問して直すという方向になったら、相談してもらって、二元で直していきましょうよ。いかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えさせていただきます。

できる範囲で、ご協議させていただきます。それこそ議会説明会等で事前にご案内もさせ

ていただいておりますので、そのあたりを踏まえた上で対応させていただきます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 取りあえず、条例の改正云々についてはよろしくをお願いします。

それでは、長柄町の情報公開の手数料、1枚当たり300円は、ほかの地方公共団体の手数料と比較して、常識の範囲を超えた高額な料金で、法律上の原因に関係なく、他人の財産によって長柄町はかなりの利益を受け、そのために損失を及ぼし、不当に利益を得ております。民法703条の不当利得の返還義務に該当すると考えられますが、執行部の考えを伺います。

また、民法上の消滅時効は5年ですので、最近行った私の情報公開請求の手数料25枚、300円なので7,500円支払いましたが、市原市、千葉県、長南町、茂原市なら10円で250円です。民法703条に該当するものと認め、情報公開手数料の差額を返還する考えはあるか、執行部に伺います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

現在、条例のほうでは公開文書の開示を行う際に徴収するとなっておりますので、また、その返還規定につきましては規定がないことから、返還する予定はないというふうに認識しております。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 条例に規定がある、ないじゃないんですよ。民法って知っていますか。民法、刑法、憲法ですか、日本の第三法ですよ。その民法703条に不当利得の返還義務、載っているんですよ。法律に関係なく、他人の財産、私の財産ですね。長柄町としては、ほか10円のところ300円という不当な単価で請求して領収したと。それは戻すように、民法730条、見てくださいよ、書いてありますので。いかがですか。条例にないから云々じゃないんですよ。憲法、民法、刑法、日本の三法のうちの民法703条にうたってあるんですよ。どうですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

若菜副町長。

○副町長（若菜一繁君） お答えします。

現行の条例が適法でございますので、もし、議員のほうから裁判所のほうで、この条例が法令に違反しているというようなご判断をいただいた場合には、損害賠償のほうをさせていただきたいと思いますが、現行では、議会の議決を得て適正に成立した条例でございますので、今現在の状況ではお返しすることはできません。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） もうこの単価は高過ぎるということで直しますって話をしましたよね。そうしたら消滅時効5年あるんですよ。5年のうちに高いつて分かって10円に直すか、幾らにするか分かりませんが、したならば、消滅時効5年あるんですよ。じゃ、前のやつがおかしかったんだと。返すんじゃないんですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

先ほど副町長が答弁したとおりでございますし、私どもといたしましては、この条例にそういう規定がございませんので、現時点では、そのようなことは行わないというふうを考えております。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） いつまでいっても平行線なので、次に進みたいと思いますけれども、今までの答弁、質問、答弁を聞いて、執行部は自分の作成した条例、要綱、規則に間違いはないと考えているようですが、例規集の345ページ見てくださいよ。長柄町情報公開条例施行規則第8条公文書の開示に要する費用の減免について、（3）ですが、「その他市長が減免する必要があると認めた場合」とありますけれども、私はこれ、市長ではなくて、町長という文言だと思うんですけれども、これも市長が正しいと思っているんですか。執行部の考えを伺います。執行部がまた市長が正しいということであれば、市長が正しいという理由を伺います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問の答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 確認させていただきましてお答えいたします。誤りでございます。訂正させていただきます。ご指摘ありがとうございます。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 執行部が言うことは全部正しい云々じゃなくて、たまには議員の言う

ことも聞いてくださいよ。間違いがあるじゃないですか。

例えば、この（３）ですけれども、減免についてなんですけれども、都市農村交流センターの指定管理事業費2,600万円の契約内容を議会で質問しても歳入歳出はこちらで全て把握しております。妥当な精査はできていると認識しているという答弁でもう終わっちゃうんですよ。種別の具体的な金額など、理解できないので、実績、内容等を確認するために、開示請求したとき、情報公開条例施行規則第8条公文書の開示に要する費用の減免について、（３）に該当するものと認められないか。規則が、表示が間違っていて、市長ではなく町長だったので、町長に、これ減免の対象になるかどうか、町長に伺います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

対象とさせていただいておりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 聞き逃しちゃって、もう一度お願いします。すみません。

○議長（三枝新一君） 若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

対象とさせていただいておりませんので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 分かりました。

じゃ、今日の質疑応答で、取りあえず300円は直すと。500円はちょっと検討してみてくださいよ。おかしいと思いますよ。それと、公開基本条例のほかに、使用料、別途に経費を持っていくんじゃなくて、公開基本条例の中に別表を設けると。よその条例、町長も参照にするということでしたので、その辺を見習って、いい条例をつくって、3月には出してください。というのが私の希望です。

次の答弁をお願いします。

○議長（三枝新一君） それでは次にいきます。2項目めの質問に対する答弁を願います。

若菜選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（若菜聖史君） それでは2項目めにつきまして、私のほうから答弁させていただきます。

まず、1点目の本年4月の参議院議員選挙における午前7時から午前8時までの投票時間

のうち、午後6時から午後8時までの時間帯を利用して投票された方の投票率及び投票者数について、町内4か所の投票所ごとにお答えいたします。

第1投票所の投票者数のうち、午後6時から午後8時までの時間帯を利用して投票された方の投票率は12.1%で、投票者数は76人です。以下、第2投票所の投票率は11.8%で、投票者数は34人。第3投票所の投票率は17.5%で、投票者数は79人。第4投票所の投票率は16.6%で、投票者数は47人となっております。

2点目の期日前投票を利用した方のうち、午後6時から午後8時の時間帯で投票された方の投票率及び投票者数ですが、投票率は12.2%で、投票者数は181人でした。

3点目の期日前投票及び投票所の開設時間を2時間繰り上げた場合の人件費等の経費はどのくらい削減できるかについてですが、人件費で期日前投票で27万4,904円。当日投票分で27万7,200円であります。

そのほか、電気代等の施設利用に伴う諸経費がございますが、同時時間帯での時間外業務や会議資料など、他の庁舎施設利用分等の案分は困難でございますので、ご了承ください。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 16日間で187人なんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜書記長。

○選挙管理委員会書記長（若菜聖史君） お答えいたします。

16日間で181人です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 以前は、午後6時に投票所は閉鎖していたと思いますけれども、いつから午後8時になったんでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（若菜聖史君） お答えいたします。

申し訳ございません。時期については承知しておりませんが、私が選挙をじかにやっていた約20年ぐらい前からだというふうに認識しております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 16日間で181人、ちょっと暗算で割り算できないんですけども、181割る16、10人ちょっとですか。この16日間のうち、6時から8時の間に10人以下だったという日はあったんでしょうか。分かりますか。分からなければいいんですけども。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁願います。

若菜選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（若菜聖史君） お答えいたします。

申し訳ございません。数字につきましては持ち合わせがございませんのでご了承ください。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） どっちにしても、今、聞いた数字を聞きますと、午後6時から午後8時までの参議院選の投票者数、投票率、かなり少ないかと思うんですけども、令和8年8月に、町長選挙、町議会議員補欠選挙がございますけれども、投票時間を2時間繰り上げ、午後6時までとし、経費の削減を図り、職員、立会人の負担を軽減させ、開票事務を早く終わらせるために、投票時間を繰り上げる考えがないか、伺います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

若菜選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（若菜聖史君） お答えいたします。ご意見ありがとうございます。

しかしながら、公職選挙法ではこの閉鎖時間の繰り上げにつきましては、市町村の選挙管理委員会が行うというふうになってございます。ですので、私どものほうで繰り上げにつきましては決定することはできませんので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 選管で決めるにしても、諮問することはできるんじゃないですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（若菜聖史君） お答えいたします。

そのあたりはご相談といたしますか、議会のほうでこういうご意見があったというふうにお伝えさせていただきます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 分かりました。

それこそまた、ずずっとそのままいつっちゃうんですけども、報告のほう、選管に流した

結果、報告のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の答弁お願ひします。

○議長（三枝新一君） 次に、3項目めの質問に対する答弁を願ひます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 質問は2点ございましたが、鶯谷住宅、立鳥住宅の住宅ごとにお答えさせていただきますので、ご了承ください。

初めに、鶯谷住宅ですが、建築年は昭和57年から58年、事業費は5億9,717万6,000円、11月1日現在の入居状況は、60戸中48戸、85人で入居率75%となっております。

続いて、立鳥住宅は、建築年は昭和60年、事業費は4億4,064万円、入居状況は40戸中8戸、16人で、入居率20%となっております。

以上でございます……あつ、すみません。

○議長（三枝新一君） 月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 申し訳ございません、訂正で、すみません。

鶯谷団地のほう、11月1日現在、60戸中45戸です。85人、入居率75%です。申し訳ございません。お願ひいたします。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 9月の議会だったかと思うんですけれども、立鳥団地に住めなくなった理由はカビの発生だということを知りましたけれども、原因については、どうなんでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願ひます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

幾つか原因はあろうかと思ひますけれども、主には湿気だと考えております。立鳥住宅は川の近くにあること、また、鉄筋コンクリート造りは機密性が高く、室内に湿気が籠りやすい、それと、特に1階部分は結露が発生しやすい傾向にあることということで、1階は、防犯のために窓を開けたままにしているご家庭が多いというところから、換気がされないことで湿気がたまり、カビが発生しやすい環境にあるということが挙げられるかと思ひます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 鶯谷と立鳥団地、隣り合わせですよ。川の近くで湿気がどうのこう

のって、鶺谷も立鳥も、私、素人に見れば同じじゃないかと思うんですけども、どうして立鳥だけ、鉄筋コンクリートだからですか。鶺谷は鉄筋コンクリートじゃないんでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

立鳥住宅につきましては耐火構造の鉄筋コンクリート造り、立鳥は。鶺谷住宅につきましても、鉄筋コンクリート造りなんですけれども、こちらは簡易の耐火構造ということでして、より立鳥住宅のほうが気密性が高いというふうに認識しております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） すぐ後、二、三年後に建てて、4億円かけていますけれども、実際、カビの除去、令和8年、7年になりますけれども、その間、カビの除去っていうのは行わなかったんでしょうか。それとか、カビの防止対策等はいかがでしょうか。この4億円、無駄になっちゃいましたよね。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

カビの対策工事につきましては、過去に3度ほど実施しております。年度については平成16年、17年、21年度でございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 効果が全然出なかったということでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） 残念ですが、そのように思います。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） それでどうしようもなく引越したと思うんですけども、それで全員引越して、令和7年度に、全員引越して、いなくなるって話を聞いているんですけ

れども、引っ越して誰もいなくなった後、立烏団地、今後の利用、ぼっこしちゃうんでしょ
うか。そのまま残しておくんでしょか。利用状況というか利用方法、ぼっこして公園にす
るとか、その辺、伺います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

立烏住宅につきましては、ご承知のとおり国の補助金の交付を受けて建設をしてございま
すので、議員おっしゃるとおり、用途廃止を行う方向で、現在検討を進めてございます。

ただ、今、申し上げたとおり、補助金等の適化法による補助金の返還額の算出を含めた用
途廃止の手續などを、県に現在、事前に相談をしているところでございます。

なお、用途廃止後の跡地の利活用につきましては、現在のところ未定でございます。よろ
しく願いいたします。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） そうしますと、解体はいつ頃までできないんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） まず、公共施設の再編方針というんですか、取壊しも含めて、
さらには、民間活用の可能性ですとか、いろんなことを考えていきたいと考えております。

最短でと申し上げますと、今年度末までに、今お住まいの方々が退去していただく予定と
なっております。その後、スムーズに国のほうが、用途廃止を県を通して国交省のほうに
届けるわけですけれども、この手續がどれぐらい期間を要するのか分かりませんが、
その後ということになるかと思えます。

その後、用途廃止、国が認めていただいた後に、町のほうでどのようにするのかという
ものを議会の皆様にも相談をさせていただきながら、今後どうするのか、検討させていただ
きたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 煮え切らない答弁ですね。私は、最短でいつ解体できるのかという
のを聞いているんですよ。国に用途廃止出したり云々、どうのこうのじゃなくて、大体でい

いですよ。そういうものを全部ひっくるめて、解体は最短でもどのくらい、長くてどのくらいで、解体なら解体する報告が出ますよと、その年数を聞いているんですよ。分からなければ分からないでいいですけどもね。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えさせていただきます。

本当に取り壊す時期は分かりませんが、来年度中には方向性は出せるものかというふうには認識してございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 方向性が決まったら真っ先に電話ください。

以上で私の質問を終わります。

○議長（三枝新一君） 以上で、7番、鶴岡議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開は午後1時20分といたします。

休憩 午後12時20分

再開 午後 1時20分

○議長（三枝新一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 金 坂 光 章 君

○議長（三枝新一君） 1番、金坂光章議員。

○1番（金坂光章君） 1番、金坂光章です。よろしくお願いいたします。

つい先日まで今年も猛暑日が続き、体調管理、熱中症に気をつけながら過ごしていたと思ったら、気がつけばもう冬の気配が迫っています。今年はニュースでも取り上げられておりますが、既にインフルエンザが猛威を振るっています。町民の皆様におかれましては、これ

からますます寒さが厳しくなっただけでまいりますので、体に十分気をつけてお過ごしをいただきたいと思ひます。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、私からは長柄町民の安心・安全な生活環境の維持、向上の視点から、以下の2点についてご質問させていただきます。

1、町内のごみステーションの設置状況と問題点について質問します。

現在、ごみステーションは自治会及び近隣住民数世帯が共同で設置管理していますが、昨今、ステーションへの搬入ルールを守らずに、テレビや家電、ベッドなど不法に投棄されているという事案があります。それに対して、管理者は様々な対応を強いられたり、処分を実費で払ったりして対応策に苦悩しているところであります。

そこで質問させていただきます。①現在、町内にステーション設置箇所は何か所ありますか。また、設置に関しての基準、ガイドラインはあるのか伺ひます。②不法投棄の対応策として監視カメラを設置した場合、町から補助していただけるかどうか伺ひます。

そして、2、町内に設置されている防犯設備について質問します。

①現在、町内の防犯灯の年間の設置予定数は何基ほどでしょうか。②現在、長柄町では、防犯灯のLED化を推進しておりますが、現在の進捗状況はどうでしょうか。③道路の環境整備により、防犯灯が歩道側ではなく車道側に残っている場所が何か所か見受けられます。その際、歩道側への防犯灯の移設は可能かどうか伺ひます。④現在、町内には数か所の防犯カメラが設置されていますが、今後、この防犯カメラの増設の予定はあるのかどうか伺ひます。

以上、2点について質問いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（三枝新一君） 初めに、1項目目の質問に対する答弁を願ひます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目の町内のごみステーションの設置箇所数及び設置に関する基準についてお答えします。

現在、町内には177か所に自治会などが設置したごみステーションがあります。内訳は、可燃専用が80か所、可燃以外が23か所、全てのごみ兼用が74か所となっております。

また、設置に関しての基準でございますが、実際に使用する戸数がおおむね10戸以上あること、ごみ収集車及びごみ収集業者が円滑に収集活動することができ、交通上支障がないと認められる場所であること、維持管理が地元自治会などによって適正に実施されると認められる場所であること、ごみステーションを設置する場所の土地所有者の同意を得ることな

どとなっております。

2点目の監視カメラの設置費用の補助制度についてお答えします。

監視カメラ設置は、近年、不法投棄被害への対策として一定の効果が見込まれる一方で、設置場所の多様性や管理主体が自治会である点、個人情報保護上の配慮、さらには町内全域にわたる公平性の確保など、多面的な検討が必要となる課題を抱えております。とりわけ補助制度を新たに創設する場合には、全自治会を対象とした制度設計が求められ、補助範囲、基準、維持管理の責任区分など、整理すべき事項が多岐にわたることから、現時点では制度化に向けた具体的な予定はございません。

しかしながら、町といたしましては、地域の皆様が安全で安心して生活できる環境づくりは重要な課題であると認識しております。今後とも地域から寄せられるご意見や他自治体の取組状況を注視しながら、地域防犯、環境対策の在り方について引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 金坂議員。

○1番（金坂光章君） 答弁ありがとうございました。

現在、町内に177か所トータルでごみステーションが設置されているということであり、その設置に関してはおおむね10軒程度を軸に基準が定められているということで答弁いただきました。

そこで再質問をさせていただきたいんですが、まず過去3年のステーションの新規設置申請数及び実績は、また、新規設置の際、町からの補助金制度があると伺っておりますが、どのような制度なのか内容を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

申請数及び実績につきましては、いずれも同数でございます。令和4年度が4件、令和5年度が5件、令和6年度が7件となっております。なお、今年度につきましては、先月末現在で2件となっております。

それと、もう一つの補助制度の内容でございますけれども、補助対象経費が施設の設置に要する経費となっております。補助率は対象経費の3分の2、補助限度額10万円となっております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 金坂議員。

○1番（金坂光章君） ありがとうございます。

ここ数年の申請数、実績が4件、5件、7件ということで、今現在の人口減少と相まって新規の申請はそれほど伸びてはいないと私のほうは受け止めました。また、補助制度についても必要経費の3分の2、限度額10万円ということでよく分かりました。

そこで、次の質問に移りたいと思うのですが、自治会等に加入していない、また、設置基準に該当しない町民の方ほどのようにごみを処理しているか教えていただきたいと思います。

そして、もう1点付け加えてよろしいでしょうか。そのような町民のために、ステーションの設置基準の緩和、先ほど申されましたおおむね10軒程度を二、三軒程度までに基準のラインを緩和できないかということを質問してみたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） まず1点目をお答えさせていただきます。

幾つかケースがあろうかと思いますが、3点ほどお答えさせていただきます。1点目は、お住まいの自治会にお問合せをいただき、自治会に入っていない方でも利用できるか確認をしていただく。2点目が、こちらは費用が発生いたしますけれども、直接茂原にある環境衛生センター、いわゆるごみ処理場へ搬入していただく。最後に3点目ですが、こちらも費用が発生いたしますが、ご自身で搬入することが困難な方の場合については、長生郡市内で一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に依頼するなどがあろうかと思いますが。

それと、設置基準の緩和についてでございますが、ごみステーションの設置基準は、現在運用している基準では、アパートなどの集合住宅、または特別の事情があると明らかに認められる地域等につきましては、10戸以下であっても特に必要と認めた場合には許可できるものとするということになってございますので、こちらにつきましては適宜対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 金坂議員。

○1番（金坂光章君） 答弁いただきましてありがとうございます。

今、処理方法について3点ほど答弁いただきましたが、茂原の環境センターに自分で持ち込む、または集積業者に頼む、そういった場合、町民の方が運んでいく際にガソリン代がか

かったり、処分費がかかったりするのではないかと思い、負担を軽減する方法はないかと思い、基準緩和の質問を付け加えさせていただきました。これについては役場のほうでも適宜対応されるということなので、これからもぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の監視カメラの件なんですけれども、監視カメラの件、町長の答弁では、補助制度の創設の予定は今のところないと答弁なさっておりますが、であれば、ステーション新規設置の際の補助金制度の要綱にこの監視カメラの枠を付け加えていただひて、補助額を増額できないか伺ひます。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願ひます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答ひいたします。

ごみステーション整備事業補助金交付要綱の趣旨は、適正な集積場所の確保や地域の衛生環境の改善を目的としておりまして、物理的なステーション整備が主な補助対象となっております。

一方で、監視カメラにつきましては防犯や監視が目的であり、ステーション施設設備等は目的が異なり、先ほど町長が答弁したとおり個人情報の保護上の配慮など様々な課題を抱えております。

以上のことから、本補助金に監視カメラの設置を加えることは現状ではハードルが高いというふうにかえます。

しかしながら、こちら先ほど町長答弁したとおり、地域の皆様が安全で安心して生活できる環境づくりは重要な課題であると認識しておりますので、また自治会の取組状況を注視しながら引き続き研究してまいりたいというふうにかえております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 金坂議員。

○1番（金坂光章君） ご説明ありがとうございました。

新規設置の際の補助金制度と監視カメラの件については、制度の目的が違ふということの内情は把握できたと思っております。この件については町長も申されましたが、私も別の角度から研究していきたくと思っておりますので、ぜひご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、監視カメラの件は一旦置いておひて、別対応策として、ステーションの掲示看板を、今、日本語表記だけだと思ひんですが、近年、外国の居住者の方も増えておりますので、

この看板の表記を英語あるいは中国語等を付け加えた掲示看板を作成していただけないか伺います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

外国語対応の掲示板につきましては、近隣自治体を参考に長生郡市内の自治体と広域市町村圏組合と協議してまいりたいというふうに考えております。

また、看板ではなく、簡易的なラミネート加工したものでしたらお配りさせていただいておりますので、ご活用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 金坂議員。

○1番（金坂光章君） そうですね、先ほども申しましたとおり、最近では茂原街道を中心に外国の方が多数居住されている傾向が見受けられます。その方たちにしてみれば、日本語表記だけではごみの捨て方が分からないとか、そういう問題も出てくると思いますので、ラミネート等に対応していただけるということであれば不法投棄の予防にもつながると思いますので、早急に対応していただきたいと思います。

1項目めの再質問については以上です。次の質問をお願いします。

○議長（三枝新一君） では次に、2項目めの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目の防犯灯の年間の設置予定数についてお答えします。

令和7年度は、既設電柱に共架されるタイプの新設で10基を予定しています。

2点目の町内の防犯灯のLED化の進捗状況についてお答えします。

現在、防犯灯は町内に約1,440基あり、そのうち約92%のLED化が完了しています。

3点目の道路環境の変化に伴う防犯灯の移設についてお答えします。

新たに歩道が設置されるなどして、本来あるべきところでなく車道側にあるなど、効果を発揮できなくなる場合があることは承知しております。歩道部に電柱がある場合は容易に移設が可能であります。ない場合は新たに建柱し電線を引き込む必要性がありますので、建設費が高額となることから移設は困難です。

4点目の防犯カメラの増設についてお答えします。

現在、町内の主要交差点の5か所に防犯カメラを設置してあります。主に犯罪等の追跡の

ため警察にデータを提供しています。令和8年度は立鳥の日吉団地入り口の交差点に設置を予定しております。

今後も設置場所を検討しつつ増設できればと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（三枝新一君） 金坂議員。

○1番（金坂光章君） 答弁いただきました。

現在、年間で設置予定台数は10基ということで答弁をいただきましたが、過去3年間の設置状況について伺いたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対して答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

令和4年度でございますけれども、要望、実績同数でございます、9件でございます。令和5年度につきましては、要望、実績同数で7件でございます。令和6年度につきましては、要望12件に対し、実績は10件ございました。要望箇所が近接地であったため2件は設置しなかったということでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 金坂議員。

○1番（金坂光章君） 過去3年間の設置状況を見ますと、9基、7基、12基の申請に対して10基ということで答弁いただきましたが、これは電柱の間隔が狭いところに対しては必要ないという判断でよろしいのでしょうか。それで10基にとどめているということが分かりました。これも町長が答弁されたとおり、年間大体予定数10基をもって施工されていると思いますので、これからも続けていただければと思います。

次ですが、町内防犯灯に関してLED化を促進されていると思いますが、それは交換の際に今までの蛍光灯の機器が壊れた場合に、修理としてLEDの機器に交換しているだけなのか、年間予定台数を決めて交換の施工を行っているのか伺います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

現在行っておりますのは機器の故障による交換でございます。正常なものにつきましてはそのまま利用させていただいております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 金坂議員。

○1番（金坂光章君） 町内の防犯灯の設置機器台数が1,440基、今、進捗状況が92%、残り8%なんですけれども、これは大体計算すると約150基、町内に蛍光灯の機器が残っているということになります。それであれば、予算の絡みもあるとは思いますが、残りの115基ですか、それに関して予算組みをしていただいて、速やかなLED化に向けて施策を取っていただけないか伺います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ご意見ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、予算も絡むお話ですのでなかなか簡単にはいかないところはございますけれども、現場条件や優先度などを検討をさせていただきながら進めていければというふうに思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（三枝新一君） 金坂議員。

○1番（金坂光章君） 前向きに善処していただけるということであるので、この案件につきましては町長も常日頃から述べております安心・安全な町づくりのために、加えて明るい町づくりのために、エネルギーに対しても省エネの機器でございますので、前向きに検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次ですが、防犯灯の移設ですが、電柱に付随する防犯灯については移設可能だということで答弁をいただきましたが、その際に、新規の設置の際には主に自治会長からの申請があって施工すると思うんですが、移設の際もそのような手続でよろしいか伺います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

電柱から電柱に移設する際の手続についてというご質問でございますけれども、基本的には地域の方々の総意であるということが確認することが重要でございますので、大変お手数でございますけれども書面により手続をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（三枝新一君） 金坂議員。

○1番（金坂光章君） 分かりました。

地域の総意をまとめた上でこちらのほうで手続を取らせていただきたいと思います。これに関しては、最近生涯健康を目指す方が町内でも大変増えられており、仕事終わりに夜間にウォーキングされる方などがいるものですから、車道は明るくなっているけれども歩道が暗いんで何とかしてくれないかという声が少し聞かれましたので、この辺は質問させていただきました。移動の際にも要望があった場合には速やかに対応していただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、最後の防犯カメラ設置の件ですが、これは質問ではないのですが、令和8年日吉団地入り口に1基増設していただけるということで、これ1基にとどまらず、これからもより多くの防犯カメラの設置をお願いしたいと思います。

町民の生活環境を守る上で、町内には交通安全協会、不法投棄監視員、防犯組合などの皆様が、日頃より町民生活の環境を守るために日々頑張っておられます。防犯カメラも、交通安全のみならず不法投棄など、多方面に活用できるような利用法をご検討いただいて、先ほどから再三再四申しておりますが、安全・安心な町づくりにご尽力いただきたいと思いますので、私たちも一つ協力はできるところはしたいと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上、私の質問はこれで終わりにします。ありがとうございました。

○議長（三枝新一君） 以上で、1番、金坂議員の一般質問を終わります。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（三枝新一君） 次に、9番、本吉敏子議員の一般質問を行います。

本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 皆様こんにちは。9番、本吉敏子でございます。よろしくお願いいたします。

師走のお忙しい中、傍聴の皆様お疲れさまでございます。慌ただしくなっておりますので、十分気をつけてお過ごしいただきたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1項目め、美化作業員の活動状況についてお伺いいたします。

本町では、現在2名の美化作業員が道路や河川に捨てられたごみの回収、交通に支障となる竹や枝の伐採、役場庁舎等から出るごみの収集、運搬など、多岐にわたる業務を行っていると伺っております。まず、美化作業員の活動状況についてお伺いいたします。

2項目め、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業についての取組について、本町では保健師さんや管理栄養士さんが介護予防教室に出向き、健康相談や測定、生活習慣のアドバイスなどを行うことで、保健事業と介護予防を一緒に進めておられますが、内容や実施状況、また、その成果についてお伺いいたします。

次に、3項目め、町の総合防災訓練及び防災イベントの成果や課題について。近年、全国各地で地震や豪雨などの自然災害が頻発しており、地域の防災力を高めることの重要性がますます高まっています。本町においても、住民、消防、自衛隊、関係機関などが連携し、実践的な総合防災訓練を行うとともに、住民の皆様が楽しみながら防災を学べる防災イベントを開催されたと伺っております。こうした訓練やイベントは、災害時の初動対応力を高めるとともに、住民一人一人の防災意識を高める非常によい機会であると考えております。

そこで、今回、防災総合訓練や防災イベントの実施を通じて、どのような成果が得られたのか、また、訓練やイベントを通じて見えてきた課題があればどのようなものがあるのか、お聞かせください。さらに、その成果を今後の防災計画や地域の防災活動にどのように生かしていけるのか、町としてのお考えをお伺いいたします。

次に、4項目め、子育て環境の充実についてお伺いいたします。

まず1点目、こども誰でも通園制度について。

国の制度化が進むこども誰でも通園制度について、本町の取組状況と今後の方向性を伺います。特に利用を希望する家庭への支援体制や保育現場の受入れの環境整備について、どのように対応されるのかお聞かせいただきたいと思います。

2点目、中学生の自転車通学についてお伺いいたします。

来年4月からの道路交通法改正により、自転車に関するルールも変わると聞いております。現時点では16歳未満は罰金対象ではありませんが、現在中学校では、歩道の通行を認めている場合があります。が、本来は車道を通行することが原則となっております。車はスピードが速く、自転車のすぐ横を通ると風でハンドルを取られることもあります。そのため、車道では特に注意が必要です。今後、法改正に合わせて通学時の安全確保をどのように図っていくのか、また、学校や保護者への指導、対応についてお伺いいたします。

3点目、主権者教育につながる子ども議会の開催についてお伺いいたします。

教育委員会では、議会見学などを通じて子供たちが政治や自治について理解を深める取組を検討していると伺っております。今後、子ども議会の開催をどのように位置づけ、どのような形で実施していくのか、教育委員会としての考えをお伺いいたします。

4点目、海外交流研修事業についてお伺いいたします。

本町では、補助金を活用しながら中学生を対象とした海外交流研修事業を実施しております。しかし、参加者数の減少や渡航費の高騰により、事業の継続に課題を生じていると伺っております。今後、大学のほかの教育機関との連携を深め、授業の在り方をどのように見直していくのかお尋ねいたします。

5点目、中学生の職場体験についてお伺いいたします。

本町では、中学生が社会や職業について理解を深めるため、職場体験学習を実施しております。現在、町内の事業所だけで受入先の確保が難しく、ほかの市町村にもご協力をお願いしていると伺っております。子供たちにとって職場体験は将来の進路や職業観を考える大変貴重な機会です。

そこでお伺いいたします。現在の職場体験の実施状況と受入れ範囲について、また、今後子供たちが自分の希望する職種でより充実した体験ができるよう、町としてどのように取り組んでいかれるのかお考えをお伺いいたします。さらに、体験の質を向上させるため、事前学習や振り返りの指導、事業所側への支援など総合的な支援策についても検討されているのかお伺いいたします。

6点目、小中学校の交通手段の確保についてお伺いいたします。

本町では公共交通の便が少なく、子供たちが公民館などの活動や学習に参加したくても、移動手段がないため参加を諦めてしまうケースがあると聞いております。地域の子供たちが学校以外の場で安心して学びや体験ができるようにすることは、まさに子育て環境の充実につながる重要な課題だと思っております。交通手段の確保について、町としてどのような支援策を検討されているのか。また、今後の具体的な方向性についてお聞かせお願いいたします。

7点目、学校の体育館への空調設備の導入についてお伺いいたします。

年々夏の暑さが厳しくなる中、体育の授業を屋外で行うことが難しい日が増えております。児童・生徒の健康や学習環境の確保の観点からも、体育館の空調設備の整備は喫緊の課題であると考えます。

現在、国の交付金や補助制度も利用可能であると聞いておりますが、町として具体的にどのような導入計画があるのか。優先順位や設備時期も含めて町としてどのように検討されているのかお伺いいたします。さらに授業だけでなく、地域のスポーツ活動やイベントなど多様な利用者の安全、快適性にも配慮した計画となっているのかについてもお伺いしたいと思います。

以上で、1点目の質問を終わりにいたします。

○議長（三枝新一君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 美化作業員につきましては、9月から2名体制で月曜日、水曜日、金曜日の週3日勤務となっており、主に町道へ不法投棄されたごみの回収、側溝や通学路の歩道清掃、通行の支障となる竹木の伐採などを実施しております。

町内の生活環境美化の推進のため、美化作業員の配置については今後も継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

美化作業員さんから、作業されていて、9月から実施をされておりますけれども、改善点など、また、ご相談、ご意見等何か伺っていることがありますでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に答弁を願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

9月から3か月間がたちますけれども、作業しておりますけれども、今のところそのようなことは聞いてございません。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 町内の、今まで3か月間でなかなかそういう意見等はまだないということでしたけれども、今回、町内の美化維持は住民の生活環境の向上だけでなく、また観光、防災、イメージ向上にも直結する重要な行政サービスだと考えます。

私も一生懸命取り組んでいただいている姿を拝見し、お話を伺うことができました。町がきれいになることはとてもよいことだと思います。これから業務量は年々増加してくると思

います。限られた人数では、今2名ですけれども、十分に対応し切れない場面もあるのではないかと考えます。現在、2名の方で取り組んでおられますけれども、今後、もう少し人数を増やしていくようなお考えはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） ご提案ありがとうございます。その辺につきましては前向きに検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひ、2名の方も一生懸命頑張ってくださいっております。本当に私もあとを後ろからちょこちょこついて行き様子を見させていただきながらということでありましたけれども、本町の美化作業は、現在僅か2名の体制で業務を行っておりますけれども、町の環境維持に欠かせない重要な役割を果たしております。

来年度は前向きなお話も今伺いましたので、町民の生活環境の向上とより美しい町づくりを進めるためにも、ぜひ具体的な増員計画と体制強化ということを図っていただきたいと考えておりますので、前向きに取り組んでいくということですので、期待したいと思います。よろしく申し上げます。

それでは2項目め、お願いします。

○議長（三枝新一君） 次は、2項目めの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業の取組についてお答えします。

急速な高齢化が進む本町においては、住民の皆様ができる限り住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に進めております。

この事業は、保健師、管理栄養士など、多職種が連携し、健康づくりから介護予防へと切れ目ない支援体制を構築し、一体的に行うことにより、要介護の発生や重度化を防ぐことを目的としております。具体的には、高齢者の方々への特定健診の個別受診勧奨や、介護予防教室など、地域の通いの場を充実させる取組を進めているところです。

今後も効果検証を行い、誰もが健康で支え合う安心な町づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 介護予防教室にも参加していただいて、いろいろなお話を聞いて、参加された方は本当に健康に気をつけるきっかけになったということで喜んでおりました。介護予防教室には一定数の参加者がいらっしゃるものの、教室に参加していない方たちに対してどのような情報提供、また、勧奨、個別支援などの取組を行っているのか。また、今後その強化策についてお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業における個別支援の取組と、また、今後の強化策についてお答えいたします。

現在、個別支援の取組は2つ行っております。一つは75歳以上の後期高齢者の方が行った健診結果などから、重症化リスクの高い方、今年度は12名の対象者の方に対しまして町の保健師が家庭訪問をし、血圧、血糖の改善に向けた生活習慣の指導、また、医療の受診勧奨を行いました。また、必要に応じて地域の介護予防教室や運動教室への参加をご案内するなど、個別の相談を行っております。

2つ目に、75歳以上の方で介護サービスを受けていなくて、入院や医療機関の受診もなく服薬もされていない方、さらに健診も未受診の方、こういった方が今年度27名いらっしゃいまして、健康状態のアンケートに答えていただいたり、受診勧奨を行いました。そのうち3名の方が新たに健康診断を受診していただく成果となっております。このように、町の保健師が個別に健康状態の把握をする取組を行っております。

今後の強化策につきましては、町が実施した令和6年度の健康とくらしの調査アンケートによると、65歳以上の方の約4割が運動教室に興味がない、仕事をしていて時間がないと回答をされるなど、参加に向けた本町の課題が明らかになっています。

まずは参加しやすい環境づくりが重要と捉えておりまして、介護予防推進員さんなどの担い手の募集だったり、情報発信の取組を強化してまいりたいと考えております。具体的には、保健事業で実施する特定健診やがん検診などの健診の封筒の中に、こういった介護予防推進員の募集でしたりとか、介護予防教室のチラシを同封して、町民の方に広く健康意識の啓発強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 情報提供、また勸奨、個別支援などということで、本当に一生懸命取り組んでいただいていることが分かりました。誰でも気軽に来られる、また、セミナーだとかということ、ぜひ小さな集まり、また、出前講座などを町として広げていくことも大切ではないかなというふうに考えております。

本当にここのには、75歳以上の方の、保健師さんの訪問だとかということ、いろいろと考えていただいておりますけれども、介護予防教室だとか参加されている方はよろしいんですけれども、参加されていない方に対しても、町としてのそのような今後の取組について何かできないか、またちょっと考えていただきたいというふうに思いますけれども、その辺はどのように考えているか、ありましたらお願いします。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） ありがとうございます。

自治会の集まり等への出前講座の実施やセミナー開催についてのお尋ねにお答えいたします。

高齢者の保健と介護予防一体化事業に関する内容の出前講座やセミナーの実施につきましては現在行っていませんが、介護予防教室に参加されていない方への意識啓発につながる有意義なご提案であると受け止めています。

一方で、まずは一番地域に密着をした町内17か所で行っている介護予防教室、運動教室の参加者を増やすことが今は最優先の課題と捉えており、先ほど申し上げましたとおり、広報の周知や年間のメニューをもっと分かりやすく興味を持ってもらえるようにお示しするなど、参加しやすい環境づくりから進めてまいりたいと考えております。

出前講座につきましては、専門職の職員の体制ですとか、土日を含む準備や、限られた職員での対応のため、直ちに対応することは難しい状況にあります。こうした事情はございますが、議員ご提案の趣旨を踏まえまして、今後は実施方法、また、体制の整備も含め、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 出前講座のメニューということでもお話がありました。ぜひ何か町に来て開催してくださいということではなくて、できればこういう内容で出前講座も自治会で行いますよというような出前講座のメニュー、こういうメニューがありますよというものを、

できればホームページや広報などで周知できたらというふうに考えますけれども、その辺もまた掘り下げてやっていただきたいと思いますのですが、その辺はこれから厳しいかなということもありましたけれども、いろいろなメニューを、こういうメニューだったら自治会に行ってお話もできますよということを考えていただきたいと思いますのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対して答弁をお願いします。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） 議員の質問にお答えいたします。

専門職の職員体制というところが、今保健師、また、管理栄養士というところで、保健事業と介護予防のセミナーでしたり、出前講座というのが可能な体制をつくっていかなくちゃいけないなというふうに感じております。実施方法とか体制整備というところもございまして、今後事業計画を立てるときに、また、メニューの内容もしっかり検討した上で、前向きに検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは3項目め、お願いします。

○議長（三枝新一君） それでは次に、3項目めの質問に対する答弁をお願いします。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 長柄町総合防災訓練及び防災イベントの成果と課題についてお答えします。

令和7年10月19日日曜日の午前9時から午後1時までの間、長柄町総合防災訓練として、町民の皆様を対象としたシェイクアウト訓練及び防災イベント、並びに職員を対象とした災害対策本部訓練及び避難所開設訓練、ドローン操縦訓練を実施しました。

町民の方々の防災意識の高揚が図られるとともに、職員の防災力を向上させ、今回の訓練における所期の目的を達成されたものと認識しております。

災害の規模が大きければ大きいほど、救援活動を実施する行政機関自らが被災する可能性があります。阪神淡路大震災では、行政機関による初動対応の限界が顕著となりました。同震災では瓦礫の下敷きになった要救助者3万5,000人のうち、近所の住民が救助した人数は2万7,000人、消防、警察、自衛隊が救助した人数は8,000人でした。これは地域の防災力の充実がいかに重要かを明らかにしたものだと言えます。

このことから、今後は特に住民の自助及び共助意識を醸成する各種訓練を含めた町としての防災活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 今回は役場職員の初動体制の訓練であり、また、実際に地域の住民の参加の状況というのが見学という形であったと思います。入り口等もどこか分からなくて、見学する方もどこでやっているのという形で不安な部分もあったんですけども、私も参加をさせていただきました。

その中で、今、町長からも住民の自助、共助ということを今後考えていきたいということであったと思いますけれども、今後は地域の自主防災組織だとか学校との連携、また、防災教育などもさらに強化する必要があると考えております。町としては住民参加型の防災訓練だとか、地域の防災リーダーの育成などを進めるお考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

大谷防災対策室長。

○総務課防災対策室長（大谷 寛君） ご質問にお答えいたします。

まず、住民参加の訓練につきましては、今後前向きに検討していきたいと思います。具体的には、先ほど自助、共助というのが非常に重要でございますので、それを主体として、先ほども申し上げたとおり自助、共助の意識の醸成を目的としまして、いわゆる各地域の特性に応じた図上訓練とか防災講座のほか、地区主催の防災訓練も実施されると思いますので、そのような防災訓練等において、先ほどありました出前講座というような形で実施または協力していきたいと考えております。

なお、それに続きまして、住民だけではなくて職員を対象とした訓練につきましても、今回の訓練も踏まえて、いわゆる訓練対象を拡大して、職員が全員できるような形で避難所開設運営訓練、あるいは、ちょっと場面を変えて発災直後の初動対応要領についてロールプレイング方式による訓練とか、そのようなことも住民の方及び職員についても今後実施していきたいと考えております。

次に、地域の防災リーダーというようなことでご質問あったと思うんですけども、これはいわゆる防災対策コーディネーター、県がやっているやつだと思うんですけども、これの育成については、町としましても自らの命は自ら守る、また、自分たちの町は地域のみんなで守るという自助及び共助の意識の醸成と、それを実現するための地域の防災リーダーの

養成というのは非常に重要かつ必要であるものと認識しております。このため、町においても、千葉県が県内市町村に奨励しております災害対策コーディネーター養成講座の開催について、これは前向きに検討していきたいと考えております。

ただ、具体的な検討内容といたしましては、まず受講可能者数の見積りとか、あと、受講者の負担を考慮した、これは3日間の講習日時とかありますので、開催時期とか場所とか、あとそういうような実施要領の検討とか、あと、資格認定に必要なカリキュラムの認定要件とか、県のほうって結構いろんな諸制約がありますので、そういうことも含めて、あと、それに対する必要な経費の見積り、あと、状況によって町の職員だけではちょっと難しいので、委託業者というのを活用した必要経費の見積りとか、詳細に調査した上でやっていきたいなど。ただ、そういうことを踏まえて、実現に向け準備していきたいというふうに考えております。

ただ、ここでやっぱりこの調査とかいろんな準備というのは、すぐできるというものではございませんので、では今言われたから可能な限り早めに関こうという努力はいたしますけれども、では来年すぐできるということは確約できないということをご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひ地域の防災リーダーの育成をしながら、何かあったときにはすぐ対応できるような、地元でできるような体制をしっかりと組んでいただきたいと思います。

あと、本町では町の公式LINEがあると思います。その中に災害情報だとかイベントの案内、子育て支援に関する情報などが発信されていると思いますけれども、特に災害時には迅速かつ正確な情報が命を守ることに繋がると思います。

誰もが安心して暮らし、未来に希望を持てるような、もう少し内容を、ホームページというか今の公式LINEからいきますと、ホームページに飛びまして、防災情報の消防のお知らせのも、日頃の備えということで、2024年8月30日からもう更新されておられません。また、長柄町の総合マップも今後見直しされるようですけれども、これも2020年の12月4日に更新されて以来、何もないということもありますので、この辺の公式LINEの充実、ホームページ等で見ればすぐ分かるような体制を考えていただきたいと思います。

近隣の自治体の町の公式のLINEから、気象情報だとか、また、河川の情報、町の情報を確認することができるようになっている自治体もあります。防災情報からはマイタイムラ

インだとかも作成することができますし、いざというときにどのような行動をしたらいいのかという行動計画を事前につくすることもできますので、本町もぜひ充実させていただきたいと思っておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

大谷防災対策室長。

○総務課防災対策室長（大谷 寛君） ご質問にお答えいたします。

冒頭、先ほども言った町のホームページの件につきましては確認させていただいて、議員のご指摘のとおり更新されておりました。防災に係る情報につきましては、特に人命に直結する内容が多いので、必要があればその内容について確認して、更新するというようなことは必須と考えております。このため、各種情報の内容について定期的に確認するとともに、更新が必要なようであれば最新の情報に更新するように努めてまいります。

あと、SNSにつきましても、使えるものは使って、皆さんの情報発信ということで努力していきたいと思っております。

あと、防災マップ、ハザードマップのことだと思うんですけども、これにつきましては、若干今貯水池か何かが、今造る要請がありますので、それによって若干ちょっと変わる可能性もありますので、そこを見極めながら更新をしていきたいなと思っております。

当然、更新した時においては、最新の情報に合わせて、先ほど言いましたとおり、例えば巻末のところにQRコードを載けて、ここのQRコードを読めば、例えば気象庁のホームページへ飛ぶとか、そういうような形で誰でもできるような形、あと、当然その冊子の中にマイタイムラインというような項目か何かを設けまして、今もお配りしているんですけども、各ご自宅で使えるようなつくり込みになっていますので、いろいろもう書いてもらって結構ですので、そういうような形で新しいやつも考えて検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 実際に災害対応については、職員だけでは限界があると思っております。地域の協力というのが被害を減らすこともできると考えておりますので、今後の訓練、また、イベントが災害に強い町づくりのさらなるステップとなることを期待しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは4項目め、お願いします。

○議長（三枝新一君） 次に、4項目めの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目のこども誰でも通園制度についてお答えします。

こども誰でも通園制度は、令和8年4月1日から全国一斉に実施されるものです。対象者は、満零歳6か月から満3歳未満であって、現在の就学前乳幼児の保育や初等教育の制度的なはざまにいるお子さんを対象としております。

本町ではながらこども園で実施し、子育て支援センターの施設及び人員を最大限活用して制度を開始する予定で、11月1日時点で実際に利用されるお子さんは16名と見込んでおります。

2点目以降の質問については、この後、教育長に答弁をさせます。お願いします。

○議長（三枝新一君） 酒井教育長。

○教育長（酒井昌史君） 4項目めの、子育て支援の充実の2点目、中学生の自転車通学ですが、中学校では交通ルールの遵守についてリーフレットなどを活用して日常的に指導を行っております。

令和8年4月1日施行の改正道路交通法では、車道や交通の状況によるやむを得ない場合を除き、自転車は車道の左側を走ることなどが厳格化されます。

今後も交通安全の大切さを呼びかけるとともに、生徒自身がその時々状況を適切に判断できるよう指導してまいります。

3点目の子ども議会の開催についてですが、国や社会の課題を自身の問題として捉え、考え、判断し、行動するための主権者教育の重要性は日々高まっているものと認識します。社会科の授業や生徒総会といった学校生活を通して、自分の住む町を知るとともに、参政権や民主主義といった社会参加を学ぶ機会を創出しております。

今後も町、議会、教育委員会、学校が連携して、子供たちが発達段階に応じて学び、将来的な町づくりの一員となるよう教育を進めてまいります。

4点目の海外交流研修事業についてですが、9月に来年度の実施に向けた保護者アンケートを実施したところ、全体の42%が中学生生活3年間のうちに参加したいとの回答がありました。また、これまでの研修地であるオーストラリアに、より参加しやすい近い国を候補地に示したところ、参加意向のうち、およそ7割が近い国を選択するという結果でした。

今後も生徒や保護者のニーズを把握しながら、よりよい事業となるよう進めてまいりたいと考えております。

5点目の中学生の職場体験についてですが、まず初めに生徒が希望する職業についてアンケート調査を実施しております。その後、アンケート結果に基づき、教員が各事業所へ受入れを依頼し、可能かどうかを確認して進めております。

今後も生徒の希望に沿うよう、事業所の協力を求めていきたいと考えております。

6点目の小中学生の交通手段の確保についてですが、子供たちが休日などに自ら学ぶ場所を提供することとともに、その場所への移動手段の確保は大きな課題であると認識しております。

しかしながら、送迎するための人材や予算、事業の継続性に大きな課題があるのも事実です。引き続き保護者や地域、事業者を中心とするコミュニティ・スクールの協力を得るなど、課題解決に向けた検討を進めてまいります。

また、教育委員会としましては、公民館のみならず、新たな学びの場を提供できるよう模索してまいりたいと考えております。

7点目の学校体育館への空調設備の導入についてですが、令和11年4月の小中一貫型校の開校を目指し、長柄中学校体育館の空調設備導入に向けた耐震診断を9月議会で補正予算の承認をいただき、10月に契約を締結したところであります。

耐震診断の結果に基づき早期に空調設備が設置できるよう鋭意取り組んでまいります。

以上、本吉議員への答弁といたします。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） それでは再質問させていただきます。

こども誰でも通園制度についてお伺いさせていただきたいと思います。今回、制度の円滑な利用コスト、また、運用の効率を図るため、施設利用者が利用できるこども誰でも通園制度総合支援システムが運用開始となりますけれども、説明をお願いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度が総合支援システムというものを通じて様々なことを行うとされており、基本的には、まず利用登録、それから利用申請あるいは入所前の面談の予約とか、あとキャンセル、それから利用時間の確認ができるシステムでございます。スマホなどからも利用できるよう設計されていることから、利用開始に合わせて町ホームページのトップと

か、あと先ほど言ったLINEのどこかのところのポータルにバナーを貼るなどの対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 市町村が利用状況を確認できる管理機能等が備えられていますけれども、保護者負担はどのくらいになるのか、お伺いできればと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） それは1時間当たりの利用料金という形でよろしいでしょうか。では質問にお答えいたします。

令和7年度につきましては、現在1時間300円が基準となっております。ただ、令和8年度の利用料金を含めたいわゆる公定単価というものが、12月末までにこども家庭庁のほうから示されるものとアナウンスが来ておりますので、変わる可能性がありますけれども、令和7年度は300円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 本町にとってのメリットとデメリットがあるようでしたら教えてもらいたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

報道なんかでもいろいろ言われているところがございますけれども、メリット、デメリットにつきましては、保護者側、あるいは子供側、それからあと町側とか、様々な視点からいろいろ出てくるものがございますけれども、最も大きなものでは、保護者側というところで、私のほうはお話しさせていただきたいと思うんですが、まず、こちらについて保護者側から見て、施設の、要するに子供を通わせる子育て支援施設の選択のハードルが下がったのではないかというふうに考えております。

こちらにつきましては、こども誰でも通園制度を利用した場合、事前の面接は必要なんですけれども、保護者側から見た場合、制度設計上、例えば生活圏にある様々な子育て支援施設を実質的にお試し利用することが可能となっていると考えております。

保護者が今後の就労のなどのライフプランに合わせた施設選びが可能になるため、3歳以降の子育て施設の選択なんかにも大きな影響を及ぼすものと考えておきまして、いわゆる長柄町外の施設にも魅力を感じてしまった場合には、そちらのほうに児童が流出するということとなりますので、地域の子供は地域で育てるといような観点から、あと、将来的な長柄町の定住とか、そういったところの町の魅力にも影響を与えるものということを考えております。

その一方で、保護者が比較の結果、ながらこども園を選んでいただければ、逆に大きなメリットになると考えておりますので、今後とも魅力あるこども園づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 分かりました。

それでは、2項目めのほうの質問をさせていただきたいと思えます。

中学生の自転車通学なんですけれども、何名の自転車通学の方が今おられるのかお伺いしたいと思えます。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

長柄中学校生徒101名のうち、自転車通学の生徒は現在48名です。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 道路交通法が来年の4月に改正、また、厳格化されますけれども、長柄中学校で何か対応に変更はあるのか、お伺いしたいと思えます。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

特に変更はございませんが、長柄中学校では、自転車通学の生徒に基本的には車道の左側を通るように指導しております。ただ、茂原街道など通行量の多い状況では、車との接触事故も考えられるため、歩道内を通る場合もありますので、生徒自身がその時々状況を適切に判断できるよう学校では指導しております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 交通安全教育の取組というのは学校のほうではどのようにあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁を願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

自転車の乗り方等に係る交通ルールについては、茂原警察署の署員の方を講師として、4月に1年生を対象とした交通安全教室を開催したり、今年は全校生徒を対象としたスクエア・ストレイト訓練を実施したり、交通事故の怖さや交通ルール遵守の徹底を呼びかけております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 分かりました。

また、現在、中学生の通学用及び防災の観点から、従来型の頭をすっぽり覆うタイプのヘルメットを配付されていると思います。一方では、近年、軽量で通気性の高い、いわゆる流行型のヘルメットも普及しておりますけれども、本町としては、災害時にガラスが割れた際に、飛散物が刺さる可能性などを考慮し、従来型のほうが安全性が高いとの判断をされているというのも理解をしております。

ですが、近年の猛暑により、通学時の熱中症リスクが高まっていることや、生徒の使いやすさ、継続的な着用という観点から、安全基準を満たした上で通気性や軽量性に優れたモデル、また、複数のデザインから選択できる仕組みについて町として再検討されるお考えはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、災害時に上から降り注ぐガラス片等から頭部を保護できるということもあり、昔ながらの白い丸型のヘルメットを使っております。ただ、今はやりの流線型と申しますか、そのヘルメット、それぞれメリット、デメリットもございます。なので、今後安全性の面や価格の面など、学校の意見も参考にしながら、よりよい策を検討していこう

と思っております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 安全基準を満たした上で選択肢を広げることについても検討をぜひお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

今日、町長がSlow for Kidsの宣言をされましたので、本当に地域でしっかり子供たちが安全に、安心して通行できるように見守り、また、応援していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは3点目に伺ってきたいと思います。

子ども議会については今までも何度も質問をさせていただきましたが、なかなか先生方の時間が取れないというような状況の中でありました。近隣でも、市町村では茂原市だとか白子町だとか一宮町では実施をされていると思いますので、参考にしながら近隣市町村の状況も踏まえながらまた考えていただきたいというふうに思っております。

その中で、子供たちの生の声を反映させる取組ということを何か考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、長柄町の将来を担う子供たちにとって、自分たちが将来住む長柄町をどのような町にしたいのか、また、そのためには何が必要かについて考える機会を与えることが大切だと考えております。

近隣の町でも、給食の時間を活用し、子供たちと教育長らが未来の町づくりについて語り合う場を設けるなど、取組をしているところもございますので、本町においても何か同様の取組ができないか、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） そうですね。またよく検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、海外交流研修事業についてお伺いしたいと思います。

現在、アンケート調査をされたということで先ほども答弁がありました。その中で、大変

物価が高騰し、幾ら補助金を活用されても渡航費の高騰など大変な状況であると思います。もっと安く、もっと近くの国々ではどうかということで、その辺もお話があったということでありましたけれども、オーストラリア以外の国に行く予定というのはあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

現在、より多くの生徒たちの希望に応えられるように、目的地の選定はもちろん、日程のことも含め現在検討しております。来年度はオーストラリア以外の国に行くことも考えられます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 聞いていいものか分かりませんが、オーストラリア以外はどういう候補が挙がっているのでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

確定ではございませんが、オーストラリア以外の国ですとサイパンなどいろいろな国が考えられると思います。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） すみません、確定ではないと思いますが、ぜひ前向きに、今後の生徒の皆さんが参加しやすいような体制をしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

あと、11月5日に長柄中で行った千葉大学の出前講座、留学生と子供たちの交流が好評だったと新聞に載っておりました。次年度以降も千葉大との交流を増やす考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

11月5日、千葉大留学生との交流が長柄中全校生徒だけでなく、今年は長柄小の6年生21名も加わり、パナマなど4か国から来た留学生と交流しました。多くの子供たちから好評で、次年度以降もできれば継続していきたいという感想がありました。

ただ、回数を増やすかどうかは難しい面もあると考えられます。ただし、この取組のいい面としては、子供が外国の方と直接生で英語を使ってコミュニケーションを図る貴重な機会であると考えているので、今後、千葉大や中学校等の先生方と相談しながら検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） とてもよいことだなと思いますので、どんどんこういう交流の場が増えるといいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、中学生の職場体験についてお伺いしたいと思います。

現在、職場体験の事業所というところはいろいろあると思います。生徒の皆さんが希望されて職場体験に行きたいなというところが、皆さん希望どおりに行くことができているのかお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

基本的には生徒たちの要望どおりとなります。作業としては、まず初めに生徒たちの希望する職業に基づいて、先生方が生徒の要望にできるだけ沿えるように事業所を一件一件電話で探しておりますということで、基本的には要望どおりになります。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） よかったです。皆さんが、昔はいろんなところを、東京まで行かれたという人もいましたし、いろんなことがあると思いますけれども、先生方にも応援をしていただきながらということでありましたので、これからも皆さんが職場体験に本当に生かせる、今後の体験を生かせるように力を入れていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、6点目の小中学生の交通手段の確保についてお伺いしたいと思います。

公民館での学習相談等に参加したくても交通手段がないから参加できない子供への対応策

だとか、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。先ほど教育長のほうから、今後、大きな課題であるというお話もあったと思います。各学校のコミュニティ・スクールも2年目ということでもありますので、今後の相談をしていくということをお話があったと思いますが、具体的に何かありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

先ほど教育長、それから議員もおっしゃっているとおり、昨年度から町内の各小中学校にはコミュニティ・スクールが設置されました。そして、今年はコーディネーターが設置されましたので、子供たちへの読み聞かせ、交通指導、美化活動などを行う際には、このコミュニティ・スクールを活用して募集を募り、多くの地域の方々がボランティアとして活躍しております。

なので、議員がおっしゃったとおり交通手段の解消の手だてについても、このコミュニティ・スクールにおいて議論にのせ、学ぶ場の確保についても、今後各小中学校で検討していくことが有効かなと思っております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 子供たちが安全・安心に地域の学びの場を利用できる環境づくりを推進していただきたいと要望いたしますので、今までも教育委員会、また、生涯学習課でもいろいろなことを考えていただいていると思います。本当に厳しい、もう毎回頭を悩ますところでもありますけれども、皆さんで知恵を出し合いながらこれから取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、学校体育館への空調設備の導入についてということで、これは令和11年4月の小学校統合のときに、今回の10月の契約を締結して、また、耐震の診断の結果に基づいて、早期に空調設備を設置していただけるということでもありますけれども、先生方からも、暑さで体調を崩す子供がいるということとか、授業を屋内で行うのも体育館が暑くて集中できないといった、そういう声も伺っております。ですので、本当に児童・生徒が安全で快適に学べる環境を整えることというのは教育の質を高めるためにも重要ですので、早期に設置できるようお願いしたいと思いますので、要望としてお願いをして終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（三枝新一君） 以上で、9番、本吉議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は3時からとします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（三枝新一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 高橋智恵子君

○議長（三枝新一君） 11番、高橋智恵子議員。

○11番（高橋智恵子君） 11番、高橋智恵子でございます。傍聴の方にはお忙しい中ありがとうございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

まず大項目の1、これまで何度か防災については質問をさせていただきました。10月19日、大谷室長が就任してから初めての総合防災訓練が行われました。災害対策本部の設置やシミュレーション、防災イベント、避難所開設訓練、ドローン操縦訓練などを見学いたしました。それを踏まえて質問をいたします。先ほどの本吉議員との質問が重なる部分も多いかと思いますが、再度答弁のほうお願いいたします。

10月19日に行われた総合防災訓練の検証について、職員や町民の反応、意見は把握しているか。

今後の課題、予定としてはどうなっているか。

役場からの情報発信について、Jアラートや防災無線の訓練等は行ったか。

要支援避難者等への個別計画などの対策は進んでいるか。

大項目の2、地域コミュニティーについてですが、高齢化率50%近くになりつつあります。これまで行ってきた地域行事や事業ができなくなってきたり、農業も続けることができない現状にあります。自治を維持していくには、自助、共助も若い世代が住んでいれば、地域で

一緒になって活躍できることもあると思いますが、高齢化が進む中、高齢者が多くなると、公助を強めていくことも大切だと考えます。そこで、防災の観点も含め、地域コミュニティーの維持について、町としてはどのような支援をしていくか、お考えを伺います。

大項目の3、産業等による地域活性化についてですが、地域活性化については、町職員のアイデアだけでは足りないことも多く、広くいろいろな立場の人たちからのアイデアを聞き、事業化していくことも必要かと考えます。そこで、産業等にある地域活性化について、地域おこし協力隊の現状と活用方針はどうなっているか、千葉県中小企業者向け助成金等の活用は充実しているか、千葉大学カレッジリンクやワークショップ等が町政に生かされているか、お聞きします。

大項目の4、家庭用生ごみ処理機の助成金について町の考えをお聞きいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（三枝新一君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 総合防災訓練の検証についてお答えします。

1点目の総合防災訓練を実施したことによる職員や町民の反応、意見の把握についてですが、今年度自衛隊を退官された後、他の自治体での防災行政を担った防災対策室長を中心に、指揮命令系統を担う幹部職員を対象とした実践形式の災害対策本部設置訓練及び設置後の状況対応訓練を行いました。

一方で、避難所開設運営を担当する職員に対しては、実際に使用する資機材を用いたブラグマティックな訓練を実施しました。

また、住民の方には、避難場所に参集して行うのではなく、その場で突然の地震に備え、誰もが即座に取れる安全行動として、まず低く頭を守り、動かないシェイクアウト訓練に参加をいただきました。

参加した職員からは、避難所開設訓練の避難所資機材の実習において、初めて見た、あるいは触ったなどの意見もあり、現実に即した実践的な訓練の重要性を再認識したところです。

また、今回のシェイクアウト訓練を自宅で参加された町民の方からは、自分の身を守る行動を振り返るよい機会となったとの感想や、家具の転倒防止用品の備えをしたいとの意向を示されたり、自分の避難場所の確認の問合せなど、ふだんからの防災活動を見直すきっかけづくりになったと思われるご意見が寄せられました。

今後も町民の方々から貴重なご意見を聴取しながら、訓練等に反映していきたいと考えて

おります。

2点目の今後の課題、予定についてお答えします。

先ほどの答弁にもありましたとおり、引き続き町民の防災意識の高揚を図るとともに、住民の自助及び共助意識を醸成すべく、各種防災活動に取り組んでまいります。

具体的には、町民を対象とした各地区の特性に応じた訓練等について実施または協力していくほか、職員訓練についても実施していきたいと考えております。

3点目の役場からの情報発信についてお答えします。

今回の防災訓練における情報発信については、準備段階において広報紙、回覧場、SNSによる住民への周知のほか、若年層にも興味を持って来場、見学してもらえるようチラシを各小学校及び中学校へ配布するなど、開催に関する情報を発信したところでございます。

また、訓練当日においては、シェイクアウト訓練で防災行政無線による緊急地震速報を放送し、実践的な訓練に努めたところでございます。

なお、防災情報につきましては、人命に関わる内容は数多くあることから、間違った情報を発信することのないよう、正確かつ迅速な情報発信に努めていく所存であります。

4点目の要支援避難者等への対策は進んでいるかのご質問にお答えします。

要支援避難者等への対策ですが、本町では、要支援避難者に対する最終的な避難支援について定める要援護者個別避難計画の前段である災害時要援護者登録台帳が整備されており、現在88名の方が登録されています。本来であれば、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難訓練を実施すべきところではありますが、現在モデル地区を制定し、個別避難計画の策定に取り組んでおるところです。個別計画策定後は、地域ごとに避難訓練を行うことで、より実効性を高めることとなりますので、その際はご理解、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） まず、最初の避難訓練全体としては、どちらかという町民向けというよりも、今回は職員向けだったような印象を受けました。また、そのような方法を取られたというふうにも伺っております。

あと、町民からは、やはり今町長答弁にもあったように、シェイクアウト訓練をやったときに、いざというときに、自分の家の中でどこに隠れたらいいのか、どうしたらいいのかというようなことを考えさせられたという方もいらっしゃいましたし、実際に訓練に参加された方の中では、避難所の設置したテントですか、十分用意されるのかなとか、段ボールで作

ったパーティションは何かなかなか作ることができなくて、難しいからあれはちょっと大変だよねとか、あと、避難者、住民がやっぱりたくさんやらなくてはいけないことがあるよねとか、定期的に防災訓練が必要だよねというようなお声をいただいております。

こういった住民へのアンケート等を取る必要はないかと思いますが、十分住民の意識を高めるためにも、いろいろ住民からの声を聞きながら、今後住民の参加率を上げる方法等を何か考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

大谷防災対策室長。

○総務課防災対策室長（大谷 寛君） お答えします。

住民の参加率というようなことで、今回は、総合防災訓練ということで、1か所で一斉に行ったというんですけれども、やはり参加率を上げるという上で、先ほども申したとおり、各地区ごとの特性に応じた各地区ごとの防災訓練ですね、こういうことをやっていきたいなと。

例えば防災訓練といっても、いわゆる行動するだけではありません。講義による講座とか、さっきもちらっと言いましたけれども地図上訓練とかです。何でもいいです。まず、要は行動の前に意識を高めていったりとか、いわゆる各地区ごとにやっていくというようなことで結果的に参加率も上がっていくというような形で、ちょっと考えているというようなところでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 11番、高橋智恵子議員。

○11番（高橋智恵子君） 先ほどの本吉議員の質問の中の答弁でもありましたように、大谷室長、今後いろいろなことを考えていらっしゃるということもお聞きをいたしました。来年度以降、なかなかできないこともあるとおっしゃっていましたが、小さいことでもいいと思いますので、ぜひ来年度も何かの形で、自主防災組織に出向くとか住民の意識を高めるとか、そのような方法で、来年度以降も何か防災に対するイベント、町民に対しての啓発等を定期的に行っていくことが、今回せっかく第1回目の訓練を行ったわけですので、その辺を引き続きお願いをしたいところでございます。

それが今後の課題、予定というふうになっているかと思っておりますので、次の質問ですが、役場からの情報発信についてということでした。答弁にもあったように、防災情報については、人命に関わる内容が多くて、迅速な発信が必要となってまいります。

なぜ今回このような質問をしたかといいますと、10月19日の当日に行ったシェイクアウト訓練のLINEが流れてきました。ただ、同じ日の夜にもう一度同じ情報がLINEの中に上がってきまして、終わったことがもう一度流れてきたり、フェイスブックの中に、10月19日の日にちだったのに10月20日というふうに書かれていることもあり、その辺でちょっと数字が間違っていたり、同じことを終わってしまったことをもう一度流したりと、町民に対して間違った情報を流しているというふうなことがありました。

今回は、その防災訓練に関して以外のことでも、今までも結構ちょこちょこ間違った情報があったように記憶をしております。これは、こんな単純なケアレスミスだと私は思います。100%防げることだと思っています。特に数字に関しては、やはり間違った情報を流すことによって、町民に損害を与えるし、町、行政の信頼も損なうことになるかというふうに考えますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

大谷防災対策室長。

○総務課防災対策室長（大谷 寛君） お答えいたします。

誠に、議員ご指摘のとおり、そういうようなちょっとケアレスミスのようなことがちょっと多々あるというようなことで、大変申し訳なく思っております。

ただ、防災に関して言わせていただきますと、先ほど申し上げたとおり、やはり人命に関わるというようなことが多々、数多くございます。したがって、今後間違った発信をすることのないよう、正確かつ迅速に、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

その他の情報につきましても、情報の要は正確性というのは必要でございますので、そういうのも含めて、ちょっと注意しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） ぜひ、上司の方も、職員全体がそういった危機管理を持っていただいて、いざ本当に災害が起きたときに、間違った情報を流してしまったのでは大変なことになります。命にも関わりますので、その辺全員が危機感を持って対処していただければと思います。

次、要支援者、避難者への要援護者登録、今88名と伺いました。この88名という数字はどのような方法で上がってきた数字なんでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

88人の名簿登載者ですけれども、そのほとんどは、地域での支援者として期待されております民生委員さんのほうから、地域の見守りされている方々の中で作成して出されてきているものです。ほかに少ない数でございますけれども、毎年出している広報を見て、私どものほうも登録したいということで窓口で相談したりとか、あるいは電話で相談いただいて、私どもが訪問して、名簿に登載した方も若干おられます。

今回名簿登載に当たっては、この12月19日に発行予定の広報ながらに、毎年出している個別避難計画策定の前段階となる避難行動要支援者名簿の更新あるいは新規登載に係る記事を掲載する予定でございますので、今後また新たな登録等あるものと感じております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） この88名のほとんどが民生委員からのということでしたけれども、先日、民生委員の入れ替わり等があつて、新たな体制でスタートをしているかと思ひます。

最近、本当に民生委員の方々に対しては、いろいろお願いすることも多く、いろいろ努力してご苦勞を重ねていただいているところではあるんですが、防災に関しても、民生委員の方々に、例えばどのような活動とか支援とかをしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願ひます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど議員からもありましたように、民生委員につきましては、今年3年に一度、12月1日に新しい民生委員の方が選任されました。そのほとんどが留任されておるところです。

それで、民生委員さんの方々への支援ということでございますけれども、まず11月12日なんですけれども、令和7年度長生郡民生委員児童委員協議会研修会を本町で実施させていただいたんですけれども、その際に、個別避難計画についてと題しまして、千葉県危機管理政策課所属の個別避難計画アドバイザーの方にご講演いただきました。

その中で、やはり民生委員さんのほうで思っている、災害時の心構えとか、そういったものも、一定程度、疑問、疑問とかそういったことを解決していただいたものと思っております。

す。

その更新に合わせて、今回の広報のほうに、先ほど言ったとおり、個別要支援者名簿の更新の記事を載せたものでございます。

こうした取組と併せて、今後長柄町の災害時避難行動要支援者プランというものがあるんですけれども、それに基づいて、個別避難計画等の策定とか、その先の避難訓練のほう、また実施していければと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 実際に本当に災害が起きたときに、例えば、あまり民生委員の方々にお願いするというか、負担をかけてしまって、本当に、いざとなったら自分の身も大変なのに、私は救助しなくちゃいけないのかしらといった、そういった不安を抱えていらっしゃる方もいらっしゃると思いますけれども、その辺いろいろ考慮しながら、みんなで協力してやっていただけるような方法を取っていただければと思いますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

この防災に関しては、前回の一般質問のときに、私、ペットの同行避難のことも質問いたしまして、そのときに、あまり前向きな対応ではなかったような印象があったんですが、先日の防災訓練のときに、避難した方の名簿とともに、ペット用の名簿も用意して下さったかと思います。また、避難所の脇にもそのような場所を設置して下さるということで、少し前向きな方法が取られたのかなというふうにうれしく思いましたので、重ねてお礼を申し上げます。

次の質問をお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 2項目めの質問にお答えします。

地域コミュニティーの維持は、災害時の共助、初動体制の強化といった安全性の側面だけでなく、子育てや高齢者の見守り、地域資源の継承と活用、さらには、地域経済の基盤づくりといった多様な側面を包括する極めて重要な課題であると認識しております。

社会状況の変化に伴い、各種行事の担い手の確保や住民同士のつながりの希薄化といった課題が顕在化している現状を踏まえ、町といたしましては、現在ある施策、自治会集会所修繕補助金や防災活動補助金等をご活用いただき、自治会機能の強化を図るとともに、地域の

声を丁寧に伺いながら、持続可能な地域社会の構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 地域コミュニティの維持というのは、町の存続のためにも関係してくる重要なことだと思います。

学校においてもコミュニティ・スクールが設置されて、既に会議も行われ、地域を取り込んでの学校運営に取り組んでいるところですが、町としても、今町長の答弁にもあったように、地域の声を丁寧に拾い上げて生活環境の機能強化を図るというような、今答弁をおっしゃいました。

午前中にも様々な質問の中で、町民に対するサービスがございました。それに対する質問もありましたけれども、地域コミュニティの維持には多方面から取り組んでいただきたいと思いますが、しっかり町民の声を反映していただきたいと思いますが、その辺重ねていかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ご指摘の件につきましては、様々な機会を捉えて、私どももその細かい部分について把握できるよう努めてまいりますので、何とぞご理解のほどお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） これは、本当に時間のかかる問題でもありますが、引き続きよろしく願いをいたします。

それでは大項目の3をお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 次に、3項目めの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目の地域おこし協力隊の現状と活用方針についてお答えします。

本町における地域おこし協力隊の現状は、農業分野で1名、林業分野で1名の合計2名の方を任命し、町内で活躍していただいております。町としては、今後も幅広い分野で活躍していただける方の募集を行い、移住定住の促進と地域活性化の一つのツールとして積極的に支援してまいりたいと考えております。

2点目の千葉県中小企業者向け助成金等の活用についてお答えします。

千葉県が実施する中小企業者向け補助金・助成金は、自分でビジネスを立ち上げたい方や事業用資金を借りたい方向けに様々なメニューを用意していると承知しております。

本制度は千葉県が実施するものでありますが、町商工会では、経営相談や税務、労務、金融のアドバイスのほかに、これら補助金、助成金制度の情報提供を行っており、その周知に努めていると伺っています。町としても、地域経済の活性化や地域振興のため、機会を捉え、町内中小企業の皆様に本制度の活用を周知してまいります。

3点目の千葉大学カレッジリンクやワークショップ等が町政で生かされているかとの質問にお答えします。

千葉大学公開講座カレッジリンクにつきましては、連携協定を結んでいる千葉大学の学生と住民と一緒に学び、考え、アイデアを出し合って、地域の課題解決のための企画を考えるプログラムです。このプログラムでのテーマとして話し合われた地域資源の発掘、地域デザイン、そしてインスタグラムでの町情報の発信を基に、令和5年度から長柄町のお米を使った「ながらをむすび」の開発に産官学連携で取り組んでいるところです。

また、町主催のワークショップについては、本町の最上位計画である第5次総合計画の策定に当たり、令和元年度と令和6年度に実施しました。このワークショップでは、「10年後の長柄町をみんなで考えよう」をテーマに実施し、町の生かすべきところや、今後、町で必要だと思えることが話し合われ、これらの意見も踏まえ、交通対策、商業施設の充実や、豊かな自然との共生を計画に、位置づけを順次進めています。

今年度から町長との座談会も新たに実施し、町民の皆さんのお声を聞きながら、引き続き住み続けたい、住んでよかったと思う町づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） まず、今地域おこし協力隊の現状ということで、農業と林業各1人ずついらっしゃるということですが、そのそれぞれの活動について詳しくお答えください。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

まず農業分野の協力隊につきましては、イチジクを生産している地元農家に通い、圃場整備から出荷までを手伝いながら、知識や技術の習得に努めるとともに、グリーンツーリズムで開催している田植や稲刈り体験に参加し、参加者への体験サポートを行っております。

また、農業委員会と連携し、小学校で実施される田植、稲刈り体験に向けて、事前学習のための実演動画を作成し、子供たちや先生方から大変好評をいただいております。

続きまして、林業分野の協力隊につきましては、町内の神社仏閣を巡る開運ガイドの作成を進めており、企業と連携し、試験的にイベントを開催し、地域のPRや活性化を図る準備を進めております。

また、先日、わな免許を取得しまして、今後は有害鳥獣の捕獲にも携わる考えで、町内の捕獲従事者からわなの設置方法や技術を学ぶ予定となっております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 今伺いましたところで、農業の方に関しては、イチジク等をこれから手伝っていくとか田植等、しっかりと地域住民との関わり、連携を取っているということで、大変これから進んでいくことを期待したいと思っています。

また、林業の方に関して、広報ながらにおいて、武田さんですか、「しこつーしん」とかというのをいつも書いていらっしゃって、それも拝見する限り、いろいろなことに挑戦をして頑張っているというようなことが見えてきております。

今お二人ですけれども、しっかりとお一人で考えているよりも、こうして地域や住民の方と関わりながら連携を図っていらっしゃるということで、ますますこれから頑張りたいと期待をするところでございます。

この2人、今2年目でしょうか。これから進んでいくかと思いますが、他の自治体ではなかなか協力隊の方が定着しない、やめていくというところが多いように聞いておりますが、例えば原因とかそのようなものは何だと考えでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

総務省の令和6年度活動状況調査によりますと、協力隊が定着しない主な原因といたしまして、活動地での仕事を見つけることが難しく、定住後の生活基盤が整わないことや、結婚や親の介護など、家庭の事情で別の地域に住まなければならないこと、それから、人間関係の面で地域に住み続けることが難しいこと、ほかの地域で新たに挑戦したいことができ、転居を選ぶ方などのケースがございます。

今申し上げましたこれらの原因から、協力隊の定着が難しくなっている状況であると考え

るところでございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 私からすると、例えばこういった協力隊に応募する方というのは、しっかり自分の考えを持って、やりたいことがあって、いろんなところに協力隊として入ってくるのかなというふうに思っていたんですが、実情としてはそうではなく、何となく行ってみようかなとかという方が多く、その場所で仕事がなかなか見つからなかったりというような、今お聞きをしまして、そういう方が多いのかなというふうに改めて知ることとなりました。

長柄町としては今、先ほども申しましたように、お二人ともなかなか進んでいるかなというふうに思っているところですが、これからさらに定住・定着をしてもらうためには、どういような支援を強化していくようなお考えはありますでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

定住・定着を促進するため、町内での安定した仕事を見つけるため、地元企業や農林業関係の就業機会のマッチングや、商工会と連携した創業支援を強化したいと考えております。

また、町民との良好な関係を構築するため、地元コミュニティーへの参加を促すとともに、協力隊からの相談を積極的に受けながら、地域活性化の担い手として活躍できるよう、継続的にサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 今後、また協力隊を増やしていくような募集する計画はあるのでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

増員につきましては、やはり町内での起業や農林業の担い手、後継者不足の解消など、幅広い分野で活躍していただける方の募集を行いまして、地域の課題解決や、活性化を推進するため、協力隊の増員を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） それでは、そういう方が入ってきたときには、さらなる支援のほうをよろしく願いをいたします。

次、千葉県中小企業者向け助成金の質問でしたが、これまでも長柄町独自の企業者向けの助成金はあるかと思えます。私も何となく千葉県のこの助成金で検索したところ、十幾つかの助成金があるということを知りまして、こんなにもいろいろあるんだったらもっと活用してもらっているのかなというふうに思ったものですから質問をさせていただいたんですが、行政として、その辺の助成金があるということを知っていたのか、また、町長答弁にもありましたように、これから、商工会等を通じて、これからも進めていただいくというようなお話でしたが、その辺の把握等はしていらっしゃったんでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

千葉県の中企業者向けの助成金につきましては、補助メニューとして全部で18ございます。こちらが、私どものほうで全ては実際には把握できてございませんでした。ただ、窓口に来られた方、そういうご相談を受けて県のほうのそういう助成金を調べながら、商工会の経営指導員のほうへご案内をし、相談員が詳細なアドバイスを行うという体制を整えておりますので、そういう形で随時という形ではございますけれども、お問合せがあった際には、こちらのほうで調べてお知らせするというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） ぜひ、必要な方には助成金等のお知らせをしていただいて、なるべく起業できる方が増えればいいかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

また、千葉大学のカレッジリンクについて、私も過去、参加をしたことがあるんですが、これまでにどのようなアイデアがあったのか教えてください。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

カレッジリンクにつきましては、千葉大学だけではなく、金沢大学、熊本大学、岡山大学などから毎年多数の大学生が参加しており、長柄町の地域資源を若者の視点で再発見し、磨き上げる提案が継続的に行われております。

2022年度は、長柄町の特産物や農産物や観光資源を生かした商品開発をテーマに、長柄町の米を用いた米粉パンや、そば、麦粉を用いたシュトーレンなど、都会のニーズと本町の素材をマッチした高付加価値商品の提案がございました。

2023年度につきましては、単なる商品ではなく、本町での体験やストーリーを重視した提案がございました。静かな自然環境でのデジタルデトックスの体験や、特産のみそを使ったコスメなど、新たなイメージを想起させる提案がございました。

2024年につきましては、ウェルビーイング、地域幸福度をテーマに、ライフステージに応じて、町内の空き家を柔軟に住み替える提案や、シェアサイクルなどを使った自家用車に依存しない住まいの仕方、草刈りや買物を住民同士で手助けする提案がございました。

今年度につきましては、インスタグラムを用いた情報発信をテーマに、地元農産物を用いた子供の楽しめるレシピの発信や、生産者の顔や思いを伝えるドキュメンタリーの制作といった具体的なアイデアがございました。

これらを統合いたしますと、大学生をはじめとする参画者のご提案は、特産品のアイデアといったものから、どうすれば長柄町で幸せに暮らし続けられるかという内容まで、多岐にわたるご提案がございました。

町といたしましても、長柄町をフィールドに、長柄町に主眼を置いた斬新な発想は大変貴重であり、一過性のものとはせず、今後の施策の参考として活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 今、本当にいろいろなアイデア、提案があったということで驚いたところです。さすがに大学生、若い人の考えだと、町民や私たちにはとても浮かばないような考えがたくさん出たようですが、本当にその一つ一つ、まだ現実にはなっていないかと思いますが、ぜひそれを大切にしていって、一つ一つ検証しながら、長柄町として今後できることがあれば、ぜひ現実に向けてやっていただければいいかと思っております。

そんな中で、ながらをむすびということも出たようで、開発が進んでいるというようなことをお聞きしておりますが、どのような進捗状況なんでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

ながらをむすびの開発の進捗については、現在千葉大学と連携しまして、事業化及び販路拡大に向けた戦略作成と実証実験を進めております。これまでの調査結果を踏まえ、現在、3つの柱を中心に事業モデルの再構築を行っております。

1つ目は、高付加価値化です。薄利多売モデルではなくて、今町として行っているバイオマス産業都市構想、循環型農業というストーリーと、食味値という科学的根拠に基づいたおむすびとしてブランディングを行っております。

2つ目は、生産体制の見直しでございます。人的リソースの高齢化や、生産能力の限界という課題に対し、機械成形や冷凍販売など、製造販売の再構築を検討しております。

3つ目は、販路の選択と集中です。スーパー等の量販店への展開は当面行わず、販路を町内の関連施設に集中させるということでございます。

今後のスケジュールといたしましては、令和7年度のお米の食味値の結果や、機械成形及び冷凍技術の評価などを予定しております。

このように、循環型農業のストーリーと客観的な品質データを組み合わせ、ながらをむすびを長柄町の新たな特産品として確立できるよう鋭意取り組んでまいります。

以上です。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 少しずついろんな計画をして考えていらっしゃるようですので、ぜひ、これが長く続いて、長柄町の特産品と申しますか、長柄町のお米をアピールできるようなものになっていければというふうに思っております。

前回のガラナジュースですか、それもせっかく企画の方々が苦勞して販路を見つけたにもかかわらず、3年で終わってしまったというようなこともありましたので、ぜひこれも長く続けていけるような方法で頑張っていただければと思っております。

また、先ほどの町長答弁で、ワークショップ、10年後の長柄町をみんなで考えようということでしたが、その参加者というのはどのような方だったのか、またどのような応募方法がされたのか教えてください。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

こちらにつきましては、令和6年度、町長答弁にありましたけれども、後期基本計画の策定に当たりワークショップを行ったものです。

対象者につきましては、小学校各2校、日吉小、長柄小の5年生と6年生全員を対象にしたものでございます。

応募方法につきましては、教育委員会を通じて、学校にご協力をいただいたという形でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） では、小学生を対象にという、10年後ですからね、子供たち、12歳の子は22歳、青年になるわけですので、そのようなときに、どのような意見とか提案が出たのか教えてください。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

小学校のワークショップの意見というところでございますが、まず長柄町の好きのところ、自慢できるところというところでございますが、自然が豊かとか、緑が多くて落ち着くとかいうご意見がありました。また、人が優しいとか、挨拶をするといつも返してくれるとか、思いやりがあるとかというご意見がありました。また、食べ物がおいしい、野菜、お米、おみそとか、というところのご意見がありました。また、施設が充実しているというところで、町営プールやリゾート施設、あと農産物直売所等が好きのところ、自慢のできるところというご意見がございました。

また、あったらいいと思うこと、必要なことというところでございますけれども、やはり買物としてスーパー、コンビニとか飲食店が欲しいというお声がありました。お母さんが疲れているときにすぐ行けるからとかという理由ということで、そういうご意見がありました。また、関連して、駅、電車が欲しいというところで、そういったご意見もありまして、遊び場として、遊具が多い公園とかショッピングモール、ゲームセンターが欲しいという、小学生のご意見としてそのようなご意見があった次第でございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 何となく想定できるような意見だったかと思えますけれども、本

当に今の子供たちがこれから大人になって、この長柄町に住み続けてほしいという考えもありますので、ぜひその辺の10年後、少しでも住んでいる子供たちが便利に、この長柄町に残っていただけるような施策等を考えていただければいいかと思います。

総合計画等策定に当たって、パブリックコメントやワークショップもこれから必要になってくるかと思っています。町長と一緒に考える座談会等もこれからちょくちょく開いていくかと思っていますので、その辺、若い世代の方々の考えを取り入れる方法として、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 答えいたします。

若い世代の考えというか、ご意見をワークショップを通じて総合計画に反映させることは、将来の町づくりにおいて極めて重要と考えております。若者は将来を担う存在であり、その意見を取り入れることで計画の実効性が高まり、魅力的な町づくりになると思っております。また、意見が政策に反映される経験は、若者の自己肯定感や社会参加への意欲を高め、地域への愛着形成というものにつながると考えております。

現行の総合計画の策定に当たりましては、先ほど申したとおり小学校5、6年生に向けたワークショップのほか中学生アンケート、無作為抽出による町民1,000人のアンケート、若手職員によるワークショップなどを実施しております。

今後、総合計画を策定する際は、多様な手法を組み合わせ、より本質的な課題、能動的な意見を引き出せるよう工夫しながら、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） そういったことを考えながら、これから町民に寄り添ったサービス等が総合計画の中に取り込まれていければいいかと思っていますので、引き続きよろしく願いをいたします。

最後の質問です。家庭用生ごみ処理機の助成金についてお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 次に、4項目めの質問に対する答弁を願います。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 4項目めの質問にお答えします。

町では、これまで家庭から排出される生ごみの減量化と資源化を推進するため、コンポスト方式の生ごみ処理容器に対し、購入補助を実施してまいりました。

一方で、共働き世帯の増加や住宅事情の変化などから、より簡便で衛生的に生ごみを減量できる電動式生ごみ処理機へのニーズが高まっていることも認識しております。

また、生ごみ減量は焼却ごみの削減や二酸化炭素排出量の抑制にも資することや、環境施策の観点からも導入を促進する必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、町といたしましては、現在実施しているコンポストに対する補助に加え、来年度から家庭用生ごみ処理機の購入補助制度を新たに創設する方向で、検討を進めております。現在、補助率や補助限度額、申請方法などの具体的な制度設計について予算措置を含め、関係部署と協議を行っているところでございます。

引き続き、町民の皆様が利用しやすい制度となるよう検討を進め、生ごみ減量化のさらなる推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 偶然にもタイムリーな質問をしたようでして、家庭用生ごみ処理機の電動といたしますか、これ使っていらっしゃる方がとても便利だよと、ただ長柄町には助成金がなくて、ほかの市町村にはあって残念だったんだけどもというお声を頂戴いたしまして、私もこのことを知らないで調べたら、本当に例えば家庭用の生ごみを機械の中に入れて、夜スイッチを入れておくと朝には乾燥して、それが家庭菜園だったりお花等に使える便利だし、夏になれば生ごみの虫が湧いたり臭くなくなるというような、こういった便利なものがあるよということをお聞きしましたので、これをぜひ助成金を出していただいて、広まったらいいよなというふうに思ったところで質問を出したところ、既に次年度から考えてくださるということで安心をいたしました。

小さなSDGsにもなりますが、今後予算等も含めまして、町としてできる限りの金額を出していただければというふうに思っております。また、町民に対しても、周知していただけるよう、今後ともよろしく願いをいたします。

以上で質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（三枝新一君） 以上で、高橋議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、全て終……

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと緊急質問の動議を提案したいと思います。

内容は、よろしいですか、過日、新聞報道にもありましたが、町の職員が上司のパワハラが原因で長期入院の末退職されたというふうに承知しております。これに対して、町は、この上司の課長を減給処分にして、それで終わりにしているという状況にあるというふうに認識しておりますが、これは、そういったレベルで終わらせる問題ではないというふうに考えておりますので、二度とこのようなことを起こさないためにも、今回の経緯について、町の対応等に関して、緊急の質問の動議を提案する次第です。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三枝新一君） ただいま宮坂議員から、一応動議についてのご質問ございましたので、賛成される方はいらっしゃいますか。

〔「いません」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 残念ながら一人もいらっしゃらないということなので、この件に関しては、次回3月の一般質問において質問させていただくことにいたします。

以上です。

◎散会の宣告

○議長（三枝新一君） それでは、本日の日程は終わりましたので、なお、明日5日は、午前10時に開会しますのでご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦勞さまでございました。

散会 午後 3時55分

令和7年長柄町議会第4回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和7年12月5日(金曜日)午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第2 議案第1号 長柄町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 長柄町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 長柄町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第9 議案第8号 令和7年度長柄町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第9号 令和7年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第10号 令和7年度長柄町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 休会の件

出席議員(11名)

1番 金坂光章君

2番 宮坂陽一郎君

3番 佐久間繁英君

4番 神崎清美君

5番 岡部弘安君

7番 鶴岡喜豊君

8番 池 沢 俊 雄 君
10番 古 坂 勇 人 君
12番 三 枝 新 一 君

9番 本 吉 敏 子 君
11番 高 橋 智 恵 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	月 岡 清 孝 君	副 町 長	若 菜 一 繁 君
総 務 課 長	若 菜 聖 史 君	企画財政課長	小 泉 義 彦 君
税務住民課長	関 英 司 君	健康保険課長	佐 藤 幸 子 君
福祉課長兼 地域包括支援 センター長兼 福祉センター長	佐 藤 幹 宏 君	建設環境課長	前 田 友 和 君
産業振興課長	山 田 比 呂 貴 君	会計管理者	小 川 久 美 子 君
総 務 課 防災対策室長	大 谷 寛 君	こども園長	川 嶋 静 雄 君
教 育 長	酒 井 昌 史 君	学校教育課長 兼学校給食 センター所長	西 周 信 幸 君
生涯学習課長 兼公民館長	石 井 和 子 君	選挙管理 委員会書記長	若 菜 聖 史 君
農業委員会 事務局 長	山 田 比 呂 貴 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	関 利 治	議 会 書 記	内 藤 文 雄
議 会 書 記	福 士 結 彩	議 会 書 記	加 藤 阜 輝

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（三枝新一君） 皆様、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（三枝新一君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号～議案第10号の上程、説明

○議長（三枝新一君） 日程第2、議案第1号 長柄町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例の制定についてから、日程第11、議案第10号 令和7年度長柄町下水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

初めに、議案第1号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） おはようございます。本日2日目、よろしくお願いいたします。

議案第1号 長柄町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

本条例の制定については、令和8年度から全国一斉に開始される、保育所等に通っていない

い零歳6か月から満3歳未満が利用できる乳児等通園支援事業について、内閣府令で示された基準に参酌して市町村が条例を定めるとされており、事業を行おうとする事業者の設備及び運営に関する認可や確認基準となるものです。

詳細につきましては福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） それでは、議案第1号 長柄町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例の制定について補足説明申し上げます。

それでは、議案書に従ってご説明します。

まず、第1条は条例の趣旨でございます。

それから、第2条から第4条は、条例の基準はいわゆる最低基準であって、それを向上すべきであるという努力義務を規定しております。

第5条は、乳児等通園支援事業者の一般的な責務について規定しています。

第6条は、非常災害への対策規定です。

第7条は、事業者の安全への取組について、安全計画を定めるとの規定です。

第8条は、乳児等通園支援事業者が事業において園バス等を使用する場合に、園児置き去り事件を起こさないようにするための対応義務を定めております。

第9条、第10条については、乳児等通園支援事業者の職員に求められる資質や自己研さんに係る義務、また事業者に対しては、研修の機会を確保する義務を定めております。

第11条は、この後の第21条、第22条、第25条に、具体的に事業者が事業実施に当たり整えるべき設備や人員の規定が出てまいります。乳児等通園支援事業は、保育所等あるいはほかの社会福祉施設と同じ場所で行われる場合は、事業に支障がない限り、設備や職員の兼用あるいは兼務が可能であるとの規定です。

第12条、第13条は、利用乳幼児に対する差別的取扱いや虐待防止規定が定められております。

第14条は、感染症や食中毒の予防や感染拡大を防ぐ衛生管理措置を義務づけるものです。

第15条は、食事を提供する場合には、加熱や保存等の調理機能を備えた設備を備える必要があるとの規定です。

第16条、第17条は、乳児等通園支援事業者が定めるべき運営規程や処遇記録、また事業者が法人である場合には、職員名簿や会計帳簿など経営に関する帳票の整備義務を定めたものです。

第18条は秘密保持、第19条は苦情対応窓口の設置や、第2項では町から指導を受けた場合の改善義務について規定しています。

第20条については、乳児等通園支援事業が一般型と余裕活用型の2類型あることを規定しています。

第21条は、乳児等通園支援事業を行う施設の設備基準について定めております。また、第22条は同様に職員の配置基準について定めております。

第21条の設備基準については、児童福祉法第45条に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）による保育所の基準に準じております。

第22条の職員の配置基準も同様ですが、乳児等通園支援事業に携わる職員は最低2人の専任者とされていますが、本事業が保育所内などで行われる場合で、所内の保育士に支援を受けられる場合は、専任者は1人でよいとされております。

第23条は、乳児等通園支援事業における保育内容については、厚生労働大臣告示である保育所保育指針の考え方をベースに行うよう規定したものです。

第24条は、乳児等通園支援事業者と保護者の連絡等に遺漏がないよう規定するものです。

第25条は、第21条及び第22条で規定した基準について、施設を所管する自治体の基準条例に沿うことを求めた規定です。

第26条は、第23条が一般的乳児等通園支援事業に関する規定であるところを、余裕活用型乳児等通園支援事業でも適用するという読替規定になります。

第27条は、乳児等通園支援事業に関する記録や帳票の作成ややり取りについて、電磁的記録で行えるという規定です。

第28条は、条例の施行に関して、必要があれば別途要綱等を定めることができる旨の規定となっております。

附則については、附則第1条で、本条例の施行期日を公布の日からとすると定めております。

附則第2条以下は、11月14日に内閣府令第96号として、施行期日を来年4月1日とする国基準の改正、整理が公布されたことによる改正規定です。

改正附則第2条から第4条、附則第6条及び第10条は、事業開始以降は条例の適用先が事

業者よりは各市町村所在事業所に規定があることから、事業者から事業所に改めるものです。

附則第4条には、条例第13条の規定の虐待防止を禁止に改めるものです。

附則第5条は、条例第16条で策定が求められている運営規程に盛り込む内容について、国の検討会での検討内容を反映した内容の変更となっております。

第7条については、条例第20条第3項内の施設の利用定員を、子ども・子育て支援法に基づく受入れを許可された定員であると定義するものです。

附則第8条は、条例第22条の次に第22条の2を加えるものですが、本町は該当しませんが、国基準に準じて本条例にも追加するものです。

附則第9条は、条例第26条の読替規定を単純化するものです。

以上、長くなりましたが補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） ご苦労さまでした。

議案第1号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第2号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第2号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和7年10月1日の児童福祉法の一部改正、また関連した内閣府令に基づき所要の改正を行おうとするものです。

詳細につきましては福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） 議案第2号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をいたします。

本条例の改正点は大きく3つあり、1点目が、家庭的保育事業者が保育内容支援を受ける、あるいは入園児が満3歳に達した場合に受皿となる連携施設を確保することが努力義務となっておりますが、その確保猶予期限を5年延長するもの、2点目は、法改正による虐待防止条項の変更、3点目は、家庭的保育事業者で新たに市町村の乳幼児健診の結果を活用できる

ようにするものです。

新旧対照表をご覧ください。

第6条第1項は、保育支援の内容について、集団保育や保育士不足時の代替保育などを定義づけるものです。

同条第2項から新たに挿入された第5項までは、連携施設として特定保育施設等だけではなく、一定の能力を有する小規模保育事業者等でも構わないとする規定です。

第12条の改正は、児童福祉法の改正により、虐待防止に係る条項が同法「第33条の10各号」であったものが、改正により同法「第33条の10第1項各号」となったことによる改正です。なお、議案第4号、議案第5号にも同様の改正がございます。

第17条の改正は、家庭的保育事業等の施設では、乳幼児の健康管理に用いる健診結果として、従来は児童相談所のものしか使えなかったものを、市区町村の乳幼児健診の結果でも活用できるようにするものです。

第45条については、連携施設確保に係る例外規定で、事業所内保育事業者は連携施設確保をしないことができるというものです。

附則第3条については、第6条で触れた家庭的保育事業者が連携施設として特定教育・保育施設等を確保するための猶予期限について、10年を15年に延長する規定となっております。

以上、補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第2号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第3号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第3号 長柄町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号で上程された長柄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例などにより、令和8年度から実施される乳児等通園支援事業を長柄町幼保連携型認定こども園、ながらこども園で実施するため、同園における実施事業に追加するための所要の改正を行うものです。

なお、施行期日については、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく長柄町子ども・子育て審議会において、同園が議案第1号の基準条例の基準を満たしているかどうかの確認手続を経た上で、乳児等通園支援事業を行うことができるようになることから、同審議会での確認が取れた日としております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第3号の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、議案第4号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第4号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、児童福祉法改正による本条例が引用している同法の虐待防止条項の条構成の変更による改正によるもので、引用先の条項については、同法「第33条の10各号」となっていたところ、法改正後は「第33条の10第1項各号」となることから、改正後条項に合わせて変更するものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第4号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第5号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第5号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

本条例の改正については、議案第2号 長柄町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と関連し、おおむね同様の改正内容となっております。

詳細につきましては福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） 議案第5号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第25条では、議案第2号、議案第4号でも触れた児童福祉法における虐待防止条項の変更による改正内容は同じものです。

追加事項といたしまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に

関する法律の改正により、同法第27条の2第1項第3号により、認定こども園が虐待あるいは虐待の疑いを発見した場合の児童相談所等への通報義務が新たに課されております。

第42条では、地域型保育給付の対象となる特定地域型保育事業者が、認定こども園等の特定教育・保育施設といった連携施設を確保しなければならないという努力義務の規定で、内容としては議案第2号同様となっております。

本条第1項第1号及び第3号では、具体的に特定地域型保育事業者側が特定教育・保育施設側に受け入れてもらう保育内容支援等の連携施設施策が規定されています。

同条第2項第2号では、連携施設は一定の能力を持つ小規模保育事業者でも構わないとされており、議案第2号同様となっております。

また、新たに挿入された第4項、第5項は、一定の能力を持つ小規模保育事業者と連携できれば、連携施設確保とみなすという規定となっております。

附則第5条では、第42条の特定地域型保育事業者が特定教育・保育施設である連携施設を確保するための猶予期限を10年から15年に5年延長するものです。

以上、補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第5号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第6号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第6号 長柄町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

本改正は、議案第1号で上程された長柄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例などにより、令和8年度から実施される乳児等通園支援事業について、同事業を行おうとする事業所に係る児童福祉法における認可または子ども・子育て支援法における確認を、長柄町子ども・子育て審議会において行えるようにするため、当該手続を所掌することを条例で明記するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第6号の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、議案第7号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事

務組合規約の変更に関する協議について提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 議案第7号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について補足説明を申し上げます。

本案につきましては、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が令和8年3月31日をもって解散することにより、組合を組織する地方公共団体が減少すること、また、組合が共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務について、情報処理技術の発展に伴い、制度目的である市町村職員の一層の資質の向上と事務の合理化を、各共同処理団体が直接民間に委託するなど、ほかの手法により可能となったことから、令和8年3月31日をもって当該事務を廃止するため、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る団体に関する規定について、附属資料6、新旧対照表のとおり改正を行うため協議するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第7号の提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第8号から議案第10号までの提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第8号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第4号）、議案第9号 令和7年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第10号 令和7年度長柄町下水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,935万5,000円を追加し、補正後の予算総額を49億2,717万円とするものです。

主な内容は、任期付職員が会計年度任用職員へ任用が変わったことや、実働職員の減少などによるパートタイム会計年度任用職員の増員に伴う人件費の増額補正を行うものです。ま

た、介護サービス利用者の増加に伴い、介護保険特別会計への繰出金を増額補正するものです。

このほか、障害福祉サービス利用者の増加に伴う障害児入所等支援事業費の増額や、管外保育業務費の増額、また各施設の維持補修を実施するものや、法定点検における消防用設備の交換工事費用などの予算を計上するものです。

次に、介護保険特別会計ですが、介護サービス利用者の増加に伴う保険給付費及び地域支援事業費を増額補正することから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,353万円を追加し、補正後の予算総額を9億9,288万5,000円とするものです。

最後に、下水道事業会計ですが、合併浄化槽設置者への排水管の設置及び単独浄化槽とくみ取り式の撤去に係る補助金関連の予算区分の変更や、ブローの故障や生物ろ過槽内の機器不良等の発生による浄化槽修繕費を増額補正するもので、補正後の予算総額として、事業収益1億9,332万1,000円、事業費用1億6,746万1,000円、資本的収入1,723万9,000円、資本的支出4,939万円とするものです。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては企画財政課長に補足説明させていただきますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 議案第8号 長柄町一般会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容からご説明いたします。なお、正規職員の人件費につきましては4月の人事異動に伴う科目内の異動のみとし、総額の増減はありませんので、説明は割愛させていただきます。

補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費、03細目会計年度任用職員人件費1,037万円の増は、任期付職員が会計年度任用職員へ任用が変わったことや、実働職員数の減少などによるものです。パートタイム会計年度任用職員の増員に伴う人件費を増額補正するものです。

4目財政管理費、01細目財政管理費2万7,000円の増は、ふるさと納税寄附の好調に伴い、返礼品であるゴルフ場利用券で使用している偽造防止用紙が不足することから、その購入費を計上するものです。

6目財産管理費、01細目財産管理事業240万円の増は、今夏の長期間続いた暑さによるエ

エアコン稼働日数の増加や、庁舎内を冷却するために設定温度を例年よりも低下させたことに伴い、電気使用量が大幅に増加したことから、実績見込みによる不足分を計上するものです。

7目企画費、02細目定住対策事業300万円の増は、申請見込み件数に対する補助金額が予算現額を上回る可能性があることから、住宅新築補助金を交付する経費を計上するものです。また、令和7年度からの制度拡充に伴う申請件数が増加していることから、住宅リフォーム補助金を交付する経費を計上するものです。

8目交通安全対策費、01細目交通安全対策費21万円の増は、長柄町Slow for Kids宣言を周知するための啓発用品の購入費用を計上するものです。

9目諸費、01細目諸費46万円の増は、自治会が集会施設の改修等工事を実施するのに際し、町外業者の場合、経費の50%を補助するものです。また、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、犯罪被害者への支援として見舞金を給付する経費を計上するものです。

2項2目賦課徴収費、01細目賦課徴収費13万2,000円の増は、システムの標準化で統一された各種納付書の様式の変更に伴い、それに対応した封筒の購入経費を計上するものです。また、事務用パソコンの入替えに伴い、各種税金、保険料、浄化槽使用料及び農業集落排水料金の口座引き落としを各金融機関に依頼等を行うためのシステム入替え業務費を計上するものです。

18ページ、19ページをお開きください。

6項1目監査委員費、01細目監査委員費21万3,000円の増は、令和7年第3回定例会において特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に係る条例の一部改正が行われ、学識経験を有する監査委員の報酬が変更され、新たに当該監査委員の変更が生じたことに伴う経費を計上するものです。

3款1項3目障害福祉費、10細目障害児入所等支援事業460万8,000円の増は、障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、当該事業に係る請求審査手数料及び通所・入所支援給付費等を増額補正するものです。

12細目児童虐待防止対策等総合支援事業21万5,000円の増は、日常生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童が本町に転入する予定であることから、必要な相談体制の整備を図るため、コーディネーターへそれら業務を委託するための経費を計上するものです。なお、本経費は国から50%、県から25%の補助がされるものです。

6目福祉センター費、01細目福祉センター費34万6,000円の増は、温水設備であるろ過用

及び貯湯槽用熱交換ポンプから漏水していることから、その修繕費を計上するものです。また、消防用設備等法定点検時の指摘事項である、町民いこいの家の使用期限が切れている消火器を買い換える経費を計上するものです。

7目介護保険費、01細目介護保険費1,546万8,000円の増は、介護サービス利用者の増加に伴い、介護保険特別会計への繰出金を増額補正するものです。

20ページ、21ページをお開きください。

2項2目児童福祉総務費、01細目児童福祉総務費27万3,000円の増は、子育てのための施設等利用給付事業の実績に伴う国・県への返還金を計上するものです。

3目母子福祉費、02細目ひとり親家庭児童入学祝い事業3万円の増は、事業実績見込みによる不足分を計上するものです。

4目こども園費、02細目こども園費313万6,000円の増は、幼児用トイレ部品の交換や、幼児用手洗い器の水切りシーリング側板及びその周りの床シートの修繕、子育て支援室出入口等のシーリングの修繕に要する経費を計上するものです。また、管外保育の利用者の増加に伴い、当該事業費の不足分を計上するものや、子ども・子育て支援事業の実績に伴う国県への返還金を計上するものです。

4款1項1目保健衛生総務費、02細目保健衛生総務費120万円の増は、消防用設備等法定点検時の指摘事項である、保健センターの非常警報器具設備及びLED誘導灯の交換工事に要する経費を計上するものです。

4目母子保健費、01細目母子健診事業8,000円の増は、今年度、新規事業として実施した第1回目の5歳児健診にて、問診及び医師診察が想定以上に時間を要したことから、当該事業費の不足分を計上するものです。

22ページ、23ページをお開きください。

5款1項3目農業振興費、01細目農業振興費21万1,000円の増は、特別奨励作物である大豆の収量増加が見込まれることから、それに係る補助金を交付する経費を計上するものです。

7款1項1目土木総務費、04細目道路台帳加除更新事業100万円の増は、作業単価の増加及び町道3033号線道路改良に係る作業の増加に伴い、当該業務費の不足分を計上するものです。

2項1目道路維持費、01細目道路排水路維持事業9万円の増は、道路愛護等の際に使用する重機の借り上げ料の予算が不足する見込みであることから、それに係る経費を計上するものです。

2目道路新設改良費、01細目要望路線改良事業131万円の減は、上野地先町道1124号線の道路改良において、地元協議の結果、用地買収を行わずに現況の用地範囲内で工事を実施することになったことから、登記書類作成業務及び測量業務、公有財産購入の経費を減額する一方、翌年度予定していた当該工事を前倒しして今年度実施するための経費を計上するものです。

24ページ、25ページにまたがりますが、02細目町道3033号線道路改良事業は、工事費の再積算の結果、現計予算では対応できる見込みがないことから、当該工事費の不足分を計上する一方、当初予定していた境界ぐい設置業務については、現在の道路形状で地籍調査が行われ、既にくいが設置されていることから、その委託費を減額するものです。なお、当該事業全体での補正額はございません。

03細目町道3004号線交差点改良事業650万円の増、及び04細目広域最終処分場関連事業460万円の減は、両事業とも社会資本整備総合交付金を活用する事業であり、広域最終処分場関連事業については、長生広域の本体工事との兼ね合いで施工範囲が限定されることなどから、必要な工事費以外を減額する一方、同交付金を町道3004号線交差点改良事業へ充当し、翌年度実施予定であった盛土の経費を計上するもので、当該事業を前倒しで実施することで翌年度以降の工事進捗に寄与するものです。

4項1目住宅管理費、02細目住宅管理費254万1,000円の増は、立鳥住宅から鶯谷住宅へ住み替えを実施するための修繕費及び転居等に要する物件等補償金として予算計上していたものを科目変更した上で、算出根拠の変更に伴う増額補正とするものです。

9款2項1目学校管理費、02細目学校管理費20万円の増は、小学校2校の修繕費の執行見込みによる不足分を計上するものです。

26ページ、27ページをお開きください。

5項3目給食施設費、02細目学校給食センター事業265万7,000円の増は、緊急的に蒸気配管の修繕を実施したため、温水製造装置のオーバーホールを実施する予算が不足していることから、その経費を計上するものです。また、調理用フライヤーをリースする予定で予算措置していましたが、再検討の結果、トータルコストが最少に抑えられる購入への調達方式を変更するものです。

歳出の説明は以上です。

続きまして、歳入を説明いたします。

ページ戻りまして、12ページ、13ページをお開きください。

12款1項1目地方交付税2億3,420万7,000円の増は、個別算定経費の見直しや当初予算の過少計上に伴う増額補正を行うものです。

14款1項2目土木費負担金1,458万円の減は、長生広域の本体工事との兼ね合いで負担金対象区間の工事施工が困難であるため、負担金範囲以外の工事施工を実施することから、当該負担金を減額補正するものです。なお、負担金の財源の代替として地方債を予定しており、前回の補正予算にて既に予算措置しております。

16款1項1目民生費国庫負担金230万1,000円の増は、障害福祉サービスの利用者の増加に伴う障害児入所等支援事業費の50%を充当するものです。

2項1目民生費国庫補助金10万7,000円の増は、医療的ケア児に係る必要な相談体制の整備を図るためのコーディネーター業務費の50%を充当するものです。

5目土木費国庫補助金72万6,000円の減は、交付決定に伴い、社会資本整備総合交付金を減額補正するものです。

17款1項2目民生費県負担金115万円の増は、障害福祉サービスの利用者数の増加に伴う障害児入所等支援事業費の25%を充当するものです。

14ページ、15ページをお開きください。

2項2目民生費県補助金5万3,000円の増は、医療的ケア児に係る必要な相談体制の整備を図るためのコーディネーター業務費の25%を計上するものです。

20款1項1目財政調整基金繰入金1億7,081万6,000円の減は、歳入過多に伴い、繰入金を減額補正するものです。

最後に、債務負担行為補正を行いますので、4ページから7ページをご覧ください。

今回の補正は、翌年度当初からの契約を要する各事業について、今年度中に契約の事務手続を実施したいことから、令和8年度の債務負担行為を設定するものです。

以上、一般会計の補足説明とします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〔「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） はい。

○8番（池沢俊雄君） ちょっとすみません、動議じゃありません。

今、一般会計の補足説明が終わりましたがけれども、介護保険特別会計の補足説明がないみたいなお話ですけども、今回、介護保険の補正額がすごい金額なんですよね。現計予算に比較すると12.4%の増額という補正でございますので、議員の皆も内容が何なんだということを知りたいと思うんですよ。

だから、補足説明、この介護保険だけでもいいですから、補足説明のほうをひとつやっただけないかという提案でございます。

〔「じゃ、ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 暫時休憩します、すみません。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

○議長（三枝新一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第9号の補足説明を求めます。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） 健康保険課からご説明させていただきます。

資料のほうなんですけれども、令和7年度長柄町介護保険特別会計補正予算書の3ページをご覧ください。

主な歳出になっております。

2款1項の介護給付費、介護サービス諸費、また2項の高額サービス費、こちらが補正額の主な増額補正の金額になっております。介護サービス諸費のほうが1億1,900万円、高額サービス費のほうが400万円合わせて1億2,300万円、こちらが主な増額の金額となっております。

本補正につきましては、介護サービス利用者が想定以上に増加をし、給付費が当初予算を上回ったことから、必要な財源を追加計上するものとなっております。

令和7年度の当初予算につきましては、令和6年度の実績をベースに高めの見込みで編成をしたところでございますが、複合的な要因が考えられておりまして、1つ目は75歳以上の人口の大幅な増加と長寿命化の影響が考えられます。

もう一つは、上半期の実績を精査したところ、昨年来より要介護・要支援認定者の増加が想定よりも速いペースで進んでいる状況というのが分かりまして、認定率のほうも1年間で60人、認定者が増えるという、15.4%の認定率から17.2%ということで、1年で2%上昇していることが分かりました。

また、近年では、入院先の医療機関が退院後の自立支援という形で、退院する際に介護認

定を支援したり、ご家族による早めの介護サービスを入れたいということで、介護認定申請がこの1年、とても、思っていた以上に、想定より早いペースで進んでいるということが見込まれております。

総額として、補正前の額約8億6,900万円のところ、補正額として今回1億2,353万円の補正をお願いし、合計で9億9,288万5,000円の介護の予算を計上させていただきたいという補正になります。

以上です。

○議長（三枝新一君） 説明が終わりました。

これで議案第8号から議案第10号までの提案理由の説明が終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から議案第10号までの説明は終わりました。

お諮りします。

日程第2、議案第1号から日程第11、議案第10号までについて、本日は説明を聞くことにとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号から日程第11、議案第10号までについて、本日は説明を聞くことにとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

◎休会の件

○議長（三枝新一君） 日程第12、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日12月6日から12月9日まで休会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月6日から12月9日まで休会することと決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（三枝新一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

再開は12月10日水曜日午前10時といたします。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時55分

令和7年長柄町議会第4回定例会会議録

議事日程(第3号)

令和7年12月10日(水曜日)午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第2 議案第1号 長柄町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 長柄町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 長柄町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第9 議案第8号 令和7年度長柄町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第9号 令和7年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第10号 令和7年度長柄町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第11号 令和7年度長柄町一般会計補正予算(第5号)

出席議員(10名)

1番 金坂光章君

2番 宮坂陽一郎君

3番 佐久間繁英君

4番 神崎清美君

5番 岡部弘安君

7番 鶴岡喜豊君

8番 池 沢 俊 雄 君
11番 高 橋 智 恵 子 君

9番 本 吉 敏 子 君
12番 三 枝 新 一 君

欠席議員（1名）

10番 古 坂 勇 人 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	月 岡 清 孝 君	副 町 長	若 菜 一 繁 君
総 務 課 長	若 菜 聖 史 君	企画財政課長	小 泉 義 彦 君
税務住民課長	関 英 司 君	健康保険課長	佐 藤 幸 子 君
福祉課長兼 地域包括支援 センター長兼 福祉社長 福センター長	佐 藤 幹 宏 君	建設環境課長	前 田 友 和 君
産業振興課長	山 田 比 呂 貴 君	会計管理者	小 川 久 美 子 君
総 務 課 防災対策室長	大 谷 寛 君	こども園長	川 嶋 静 雄 君
教 育 長	酒 井 昌 史 君	学校教育課長 兼学校給食 センター所長	西 周 信 幸 君
生涯学習課長 兼公民館長	石 井 和 子 君	選挙管理 委員会書記長	若 菜 聖 史 君
農業委員会 事務局 長	山 田 比 呂 貴 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	関 利 治	議 会 書 記	内 藤 文 雄
議 会 書 記	福 士 結 彩	議 会 書 記	加 藤 卓 輝

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（三枝新一君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりをいただき、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は10名です。古坂勇人議員から体調不良のため欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（三枝新一君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第2、議案第1号 長柄町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第3、議案第2号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第4、議案第3号 長柄町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） 私から何点か質問をさせていただきます。

本条例の一部改正なんですけれども、この園児等の通園支援事業には賛成なんですけれども、もう少し具体的な内容をお聞きできればというふうに思います。

まず第1点目が、第16条第2項の利用希望者は町長に申し込み、その承認を受けなければならないとありますけれども、この受入れができない何か内容はございますか。まずこれ1点、お願いします。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この乳児等通園支援事業に当たっては、今現在、国のほうで受入れをできる、できないの基準については、明確な基準が示されておりませんが、国の今までの検討会の内容などからすると、積極的に受け入れてくださいということですので、基本的には受入れができないということはあまり想定しておりません。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 8番、池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） それでは、ほぼ無条件で受け入れるということで、あとは国から示されたものに遵守してつくるとのことだと思います。それはじゃ、そのようにお願いします。

それと、私の考えるときには、どういう場面があるのかなということ考えていたんです

けれども、これについては、冠婚葬祭や親等の通院などの想定を私としてはいたしますけれども、ほかにどのような預け理由を想定しておるのか、もし執行部のほうで考えておるならお答えをいただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的には、まず、この制度の趣旨が子供の成長を促すということで、ゼロ歳6か月から3歳未満のお子さんについては、保育所に通わない限り、親が普通働いていないなんかの条件で家庭で見ている場合、同じ世代の子供との触れ合いがなく、社会的な成長が、ちょっと促進が危ぶまれるというところで、同年代との触れ合いを第一ということを考えているのが制度の趣旨でございますけれども、こちらの乳児等通園支援事業の場合は、今まで一時預かりという制度がありますけれども、これが半日単位ということで今まで実施しておりました。

ただ、中には、都市部なんかの今までの検討会の例ですと、例えば半日預けるには長過ぎるというので、例えば近所へのお買物の時間だとか、あるいは、ちょこっとした通院なんかの際に短時間預けたいというニーズが都市部なんかのほうではかなりあったようで、それを具現化した制度と聞いております。

長柄町でも、親が例えば買物に行くときなんかにはちょっと預けたりするというようなことは想定してはございますけれども、基本的には同年代と遊んだりという機会を得るために、あるいはこども園に、例えば3歳から入れるために少しずつ慣れていきたいとか、そういうときのために使われる制度というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） 基本的には、お子様の触れ合いを醸成するというのが基本路線だというのは分かりましたけれども、ただ私が言ったように、冠婚葬祭とか親等の通院が急に発生した場合には、どうしてもこのような状況が出てくると思うんですけれども、急な通院の場合、事前の申込みというのが非常に難しいと思うんですけれども、その辺は対応はどういうふうになるんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えします。

急な例えば事情ができた場合ですけれども、この制度につきましても、事前に面接をするというのが第一でございますので、まず利用を想定される施設に対しては、一度保護者とそのお子さんと、こども園や保育所の先生方が面談を行うというのが条件になっております。

一度面接さえ行ってしまえば、あとはその後ウェブ上の申込みとかで、先ほど議会説明会の際にもお話しさせていただきましたけれども、預け入れたい当日の午前零時までには予約しておけば受け入れられるということですので、一度面接しているという条件がありますけれども、それ以外であれば前日の夜に予約することも可能でございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） その辺が、ちょっとニュアンスが私と違うんですけれども、要は事前申込みする、事前面接ですか、というようなことであれば、この前の説明ですと、たしか16人ほど町の対象者がいるんじゃないかというお話ですよ。その方たちについては、この趣旨を、この条例の趣旨を周知を図らないとそういうことは来ないと思うので、そういう16名の方については趣旨を徹底して説明して、事前の面接をしていただいて、急な対応が出てきた場合でも対応できるような形を取っていただければというふうには思いますけれども、よろしくお願ひします。それはいいです、そのようにお願ひしたいと思ひます。

それと、月10時間という制限がございますけれども、月10時間のこの根拠というのは何なのかお分かりですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願ひます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

これは、国の基準によるものでございまして、一般的にこの10時間で全国的に制度を実施しております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） 国の基準ということは分かりますけれども、例えば具体的に、冠婚葬祭で預けたいんだという方が恐らく今後いらっしゃると思うんですよ。子供さんを連れていけないんで、お葬式だとか結婚式だとか何かには、やはり親だけが行くというふうなこと

が出てくると思うんですけども、そういうのを想定した場合に、10時間というのはちょっと私、短いんじゃないかという気はするんですけども。だから、どういう場面で使われるのかというのを想定しておかないと、その10時間というものが足りるのかどうかというのが分からないと思うんですよ、現実としてね。だから、国、国じゃなくて、国の基準ですから、それ以上にするのは、じゃ、できるんですか。どうですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

これは国基準でございますので、町で例えば10時間を20時間にしたりするということは、可能でございます。

ただ一方で、この10時間を超えた、いわゆる乳児等通園支援給付という形になるんですけども、こちらの給付については、10時間を超えてしまうと国の補助が一切なくなりますので、要はこの乳児等通園支援給付については、10時間までは8分の7が交付されると。要するに、かかった費用の8分の7が交付されるということになっておりますけれども、それが10時間を超えた分については、この国からの支援が全く受けられないということでございますので、その点が10時間と言われるゆえんでございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） 国の基準では10時間ということで、それ以上になると補助が出ないというご説明ですけども、ただ、その場その場でいろんなケースが、恐らく発生してくるんじゃないかというふうに私は思うんですけども、この10時間というものについても、執行部のほうでよく検討をしていただければというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（三枝新一君） ほかに質疑ありませんか。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今の質問に関連してなんですけれども、先ほどの依頼の締切りですね。これが前日の夜12時というふうにありましたけれども、突然、当日急なものが出たときにはどういう対応になっているんですか。それは前日までにやっておかないと、対応できないということですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えします。

要は、前日の夜に入力して、例えば今日預け入れたいのであれば、今日の午前零時までに入っている予約が対象になるということはお話ししたとおりでございまして、そこから先、じゃ、入った場合どうなのかということについては、今現在この制度の趣旨からいくと、その場合は利用できないという形にはなりますけれども、そこについては、まだ詳細については国のほうでも、零時を超えた場合はどうするかということについて、まだ一切検討がされていませんので、私たちもそういった検討は実質しておりませんが、多分そういったこともあり得る、可能性があるということで、また現場と話をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 町長のほうで、子育て千葉県一というのを目指すという公約があったと思うんですけども、これ子育てに直結する問題ですよ。それを国がどうのこうのと言うのではなくて、長柄町町長としての公約を実現するためにも、これ国とは別に、別というか、国の基準を超えて長柄町独自でもっと手厚く対応すべきだと思うんですよ。

先ほどの時間に関しても、どっちみち次の日の始業時間かどうか分からないんですが、チェックする時間までに12時、前日を過ぎても来ていれば、対応は何も変わらないわけですよ。結局、その国からの補助がどうのこうのという話が、一番プライオリティーとして来ているように感じるんですが、これは町長の千葉県一の子育て環境を目指すということに沿うと、対応がちょっと違っているんじゃないかと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） 先ほどの答弁の補足という形になってしまいますけれども、先ほど10時間で足りないという話で、例えば2時間ずつ使っていくと、月5日間使えるという話が出ますけれども、本町のこども園のほうでは一時預かりという制度もあって、半日単位で使える制度も別にちゃんとございます。ですので、そういった制度と組み合わせて使っていただければ、大方の需要はきちんと満たせるのではないかと感じております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 前日の12時までという件に関して、国が云々という話があったけれども、それも当日対応できるのであれば対応すればいい話なんです。それを国がどうのこうのという話が優先されていると、この時間に関しても同じですけれども。受付とそれから利用時間、両方のことについて、千葉県一の子育て環境を目指すという町長の立場では、これはもうちょっと踏み込んで、条例関連で、もっと子育て環境をアップできるような形に持っていくということが必要じゃないかと思うんですが、町長のお考えを伺いたいんですが。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

〔「町長のお考えです。考えは関係ないでしょう。考えですよ。議長、考えを聞いているんです。」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） こども園長。

○こども園長（川嶋静雄君） では、お答えします。

現場で子供を預かる立場としての意見ということになりますけれども、突然の対応については、事前に面接をして子供の特性が分かっているならば、突然の対応にお応えすることは可能です。ただし、面接をしていないと子供の特性が分からないので、それは預かりは無理だということになると思います。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 全く関係ない話なんです。事前の面接は行った上での話をしているんです。受付時間が前日12時までというふうになっているということだったので、それはだからもっと、当日でもいいんじゃないかという、よりきめ細かな対応ができるんじゃないかと。そういった形で、だから町長の方針ですよ。やる気があるのかどうかを聞いているんですよ、担当のその都合を聞いているんじゃないんですよ、町長のお考えを。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

〔「何でその担当課長の話をするの」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町のほうの町長のお考えというところもでございますけれども、こども園という場所は、子

供を当然預けた場合、安全とかそういったものを十分確保しなきゃいけないということで、基本的には先ほど園長のほうからも話がありましたけれども、事前の準備が必要というところでは、こちらのほうでは現場としての意見がございます。

ただ一方で、先ほど言ったとおり急な申込みという場合、例えば極端な話、9時から例えば預け入れるに当たって、当日8時半に申込みがあった場合、それはじゃ、どうするのかということでございますけれども、これについては、現状の制度では、制度上の設計では認められておりませんが、先ほども池沢議員のところでお話ししましたように、そういったこともあり得ない話ではないよねということで、今後現場と意思疎通を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

[「そんな現場の都合の話を聞いているんじゃないんですよ。今後も含めた意見を聞いているんですよ、考えを。町長の。職員の考えを聞いているんじゃないんですよ、現状を聞いているんじゃないんですよ。」と呼ぶ者あり]

○議長（三枝新一君） 議長から申します。

一応職員も町長と一緒に考えを持っていると思いますので、一応答えていますので、それで了解してください。

宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） そうすると、町長の考えは今言った考えということですね。全くずれていますよね。

聞いているのは今の状況じゃなくて、もっと、だからきめ細かな対応をするように、体制も含めてやる気があるのかどうかを聞いているんですよ。やる気は担当課には関係ないんですよ。担当課は決められたことをやるだけなんで、今の現状も変えればできるんですよ。変えるのは、町長がそういう意志があるかどうかという、それだけの話じゃないですか。だから、町長の意志を聞いているんですよ。町長、答えられないんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

[「みっともないからやめておけよ」「今の発言は」「議長、いいんですか。そういう発言をさせて」と呼ぶ者あり]

○議長（三枝新一君） 指名して、答える方が出ていますので、一応答える方の話を聞いてか

らにしてください。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） すみません、ただいまのご質問にお答えします。

先ほどと同じになってしまいますが、こちらについてはそういったこともあり得るということで、今後現場の中でお話させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 私、子育てで千葉県1位を目指しておりますので、ご意見を聞いてまた、こちらは取りあえず条例のほうでということで上げさせていただいておりますので、私の思いは、子育てで千葉県1位を目指していくということです。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 議長から宮坂議員へお願いというか、注意します。

関係ないとか、そういった言葉はやめてもらいたいです。

〔「関係ないから関係ないと……」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） そういう言葉なんです。そういう言葉はよくないんですよ。不適切ですから。すみませんけれども、注意してください。よろしくお願いします。

宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 議長にちょっと注文があるんですけども、議長は、ちゃんと質問者の質問の内容を把握して適切な回答をするように、きちっと指示していただきたいんですよ。

先ほどから問題は、私が町長の意志を伺っているのに、担当の課の都合の話を一々説明させているわけですよ、何回も同じことを。これ、途中で止めるか何かするべきなんですよ。だから、ずるずる時間がたっちゃうんですよ。

簡潔に、だから私の質問というのは、町長の子育てを優先するという、それに対してどうなんですかと町長の意志を伺っているんですから、担当課は関係ないんですよ。それは議長がきちっとその内容を把握して、適切なその回答をさせるようにやっていただかないと、こちらとしても非常に不満がたまるわけですよ。ぜひ、その辺はきちっと仕切っていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（三枝新一君） 一応、それは先ほどから答弁していますけれども、担当の方がきちんと答弁されていますので、その辺は理解してもらいたいです。

町長に直接答弁の意志を聞かれても、担当の方が答弁しているわけですから。さっきから私言っていますけれども、町長と執行部は同じ考え方です。イコールです。

宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 町長と執行部が同じ考えじゃ困るんですよ。町長が、じゃ、考えを変えたらその都度、じゃ、やるんですか。考えは町長が考えるんですよ。その町長が考えたことを執行部が実行するんでしょう。今回、今説明を聞いたようなことは、町長にしか分からないんですよ。

これ以上言っても、もう何からちが明かないので結構ですけども、もう少し、執行部が同じ考えだったら、じゃ、町長はここ出なくていいという話じゃないですか。何のためにここにいるんですか。町長の考えを伺いたいときは、町長の考えをきちっと答えさせるようにしてくださいよ。考えは執行部と同じなわけじゃないんですよ。その都度考えが何か変わったら、それを執行部に伝えて実行させるのが町長の役目じゃないですか。常に、これを見て何を考えたかというのは、それは町長にしか分からないんですよ。

ちょっと、あまりこれを言ってもどうも理解してもらえなそうなので、この辺で終わりにしますけれども、よろしくお願いします。

○議長（三枝新一君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第5、議案第4号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第6、議案第5号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

[発言する者なし]

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第7、議案第6号 長柄町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 長柄町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第8、議案第7号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第9、議案第8号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 11番、高橋智恵子です。

事前に議案質疑通告書に提出いたしましたので、それに準じまして質問をさせていただきます。

1つ目、予算書18、19ページにありました障害児入所等支援事業460万8,000円増の内訳をお聞きします。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、障害の相談支援事業所などで障害児支援利用計画、いわゆる介護でいうとケアプランみたいなものですが、そちらの策定、更新、あと実際に事業を行う事業者等との連絡調整に係る相談支援給付費が、まず19万2,000円の補正となります。

ほかに、障害児支援利用計画、つまりケアプランを踏まえて、未就学の障害をお持ちのお子様は日常動作の基本動作の訓練とか、あと集団生活適応のための支援などを実施する児童発達支援費が441万1,000円の増になります。

それから、あと資金決済は国保連を通して行うために、その審査、支払い手数料が件数の増加により5,000円増となっております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） この対象者は、ゼロ歳から6歳ということだと思んですが、私の認識だと、比較的この長柄町の場合、障害児といっても多少程度の発達の遅れがあるとか、

その程度の子供が多いのではないかというふうに認識はしておるんですが、この支援費441万1,000円、これは通所による支援かと思いますが、こういった通所によって、その後小学校入学という流れでよろしいのでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的には、支援後につきましては、普通の小学校就学を見据えておりますけれども、ふだんの子供の状態とか、あと5歳児健診なんかの状況や保護者などの意向を踏まえまして最終判断となりますので、一概には言えませんが、目指すところは小学校就学というところでございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） この場合、本人というか、家族、家庭の自己負担というのはゼロ円でよろしいのでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

世帯の所得状況により異なりますけれども、ゼロ円から月額上限3万7,200円までとなっております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 続けて次の質問よろしいですか、議長。

○議長（三枝新一君） はい。

○11番（高橋智恵子君） やはり同じ18、19ページにありました児童虐待防止対策等総合支援事業21万5,000円。この該当児童に対する町の相談や支援体制について教えてください。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

こちらは医療的ケア児に対するコーディネーターの委託費用でございます。医療的ケア児

コーディネーターは、児童の状態に合わせて各種の施設、これは例えば障害者施設とかそういったところも含まれるんですけども、そういった施設の利用とか、あとほかの医療機関の受診とか、あと就学準備などで、コーディネーターを交えて様々なサービス利用のアテンドを行うというものでございます。

こちらで今回該当になる児童の方なんですけれども、高度小児医療施設を退院後、訪問看護やかかりつけ医療機関なんかを探すなどの専門支援、これは千葉県のリハビリテーションセンターにあるぼらりすというところなんですけれども、こちらの支援を受け、今生活を送っているところでございます。

今後、町のほうでは通常の乳児健診、普通の町にいるお子さんということで乳児健診や予防接種などの際に、日常的な子育て相談や支援を実施いたします。

また、こども園のほうの入所希望があつて、面談等も既に行つておるところでございますけれども、今後、児童の治療で様々な手術とか検査なんか各種イベントがございますので、その経過を見て判断させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 今回、児童福祉法の改正がありまして、支援の強化ということが盛り込まれたわけですが、この数字、国県75%補助がありますので、縁あつてこの長柄町に転入で、これから長柄町でお世話になるということですので、大切な命を守るということもありますから、しっかり町のほうでサポートをしていただきたいと思いますと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

委託するコーディネーター含めて、訪問看護事業者やかかりつけ医療機関などと連携して、しっかりと町のほうでも対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 今回、このことについてちょっと調べたんですが、こども家庭庁が定める講習会というのがありまして、かなり専門的な知識は必要にはなるんですが、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営をするとか、子供家庭支援の内容等含まれた講習会も

市町村が受けられるということですので、今後のためにも、職員の方がこのような専門の知識を持つことも大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

多分、高橋議員のほうで今ご指摘のあったところでございます、こちらはこども家庭ソーシャルワーカーといいまして、令和7年度から国のほうで創立された資格でございます。

こちらのこども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭センターに置くというのが本来前提となっておりますので、将来的には配置されるべきではないかと考えておりますけれども、このこども家庭ソーシャルワーカーというのが非常に、研修と資格認定試験が必要な資格でございますけれども、この資格要件がかなり厳しいものになっておりまして、例えばこのこども家庭ソーシャルワーカーになれる資格のある職員が、福祉課及びこども園職員でもごく少数しかいないというところがあるほか、また研修時間も、最低でも124時間を超える研修が必要になっているということで、兼任の職員が仕事をしたままこの資格を取得するというのは、非常に難しいところもございます。

今後、また町の総務課などとも協議していく中で、将来的な職員配置の中で考えていければとは思っております。ただ、このこども家庭ソーシャルワーカーに限らず、同資格に関係なくて、現任の職員、うちのこども家庭センターの職員につきましては、必要な知識や技能を得るための研修には随時参加させてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 一応、高橋議員3回なんで、次の項目だったらいいんですけども。

そこもう3回ですので、一応これで3回いっちゃっていますから。次の項目でよろしいですか。

高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 次の質問で、今回債務負担行為補正というところがついていましたので、その部分で、放課後児童健全育成事業2,950万円の内訳を教えてください。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

2,950万円の内訳でございますけれども、まず学童クラブが開設2か所、それから利用者

数80人、それから今の開設時間に加えて、多少延長した場合の開設時間を見込んでおります。

現在、この放課後児童健全育成事業につきましては、社会福祉協議会に委託して実施しておりますけれども、民間事業者が参入する場合も想定して、民間事業者ベースの金額で債務負担行為を統一しております。

内訳は、支援員や総括責任者、それから主任手当などを含めた人件費で2,252万円、それから消耗品、医薬品、通信料、おやつなどの物件費で316万円、それからあと、その他管理費などの諸経費を含めて、総額2,950万円となっております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） 今、課長の答弁の中で、民間事業に移行というような言葉が今ちらっとありましたけれども、既に今は本当に支援員の方の確保だったり、皆さんかなりお忙しい中、従事してくださっているのは分かっております。また、物品の確保等も大変だというふうにもお聞きしております。

例えば、今後そういったことを見据えた場合に、費用が抑えられるのかとか、またサービスに支障がないのかとか、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

高橋議員を含めて、議員の皆様には今までいろんな予算等の審査をしていただいた中で、こちらの金額を見て比べていただければ分かると思うんですけれども、現段階では、民間委託のほうが若干、一定程度高くなるものと考えております。

理由は、民間事業者の場合、現在の社会福祉協議会の委託では、社協職員がほかの業務と一緒に担っておりました例えば総括責任者、この総括責任者というのは、現場責任者として、放課後児童健全育成事業に係る指針というのが国にあるんですけれども、それで置かなければならないとされている職種なんです、この総括責任者に係る人件費とか、社協では取っていなかった管理費などの一部の経費が今までとは別にかかるために、どうしてもその分の費用がかさむものでございます。

また、長生郡市の学童につきましては、従来から各市町村の社会福祉協議会が担ってきた経緯があるんですけれども、一部自治体では、先ほど議員のほうからもご指摘がありました

けれども、支援員の確保が困難になったりするなどの理由で、社会福祉協議会事業継続を断念して、民間事業者に移行した例があります。

そういったところもありまして、今回のこの金額とさせていただいたところでございますけれども、民間事業者は、都市部を中心に数多くの自治体で学童を受託してきた実績がありまして、サービス自体に障害が生じるとは考えておりません。

今後、委託や事業運営の透明性に配慮しつつ、今後、事業者選定とか事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

本当に子供が減ってきてはいるものの、放課後の学童保育に対する人数は、これからお母さんたちも働きたいということで人数も増えてくるかと思っておりますので、その辺の精査はよろしくをお願いをしたいと思います。

質問に関しては以上ですが、最後に、今回Slow for Kidsの宣言をしていただいて、町長、ありがとうございました。本当に、この長生郡市に限らず、これがまた千葉県内、また他県にも広まるよう、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（三枝新一君） ほか質疑はございますか。

7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 19ページの介護保険の特別会計繰出金なんですけれども、現在介護保険、基金は幾らあるか、また、その基金の使い道、どういう使い道なのか。ちょっとこれ介護保険のほうと絡んじゃうんですけれども、介護保険、次の議案になってしまう。

いや、だけど、これ反対できなくなっちゃう。今これやらないと反対できなくなっちゃう。

基金の使い道、教えていただけますか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） 健康保険課、佐藤です。

議員のご質問にお答えいたします。

介護保険の今、財政調整基金についてのご質問ですが、まず、介護保険財政につきましては、40歳から64歳までの方の支払っている保険料と65歳以上の……

〔「基金ですよ、基金」〕と呼ぶ者あり〕

〔「前も私が1億1,700万円って随分言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

〔「基金が今幾らあるかですよ。40歳から64歳までがどうのこうのじゃなくて」と呼ぶ者あり〕

○健康保険課長（佐藤幸子君） はい。この本町の基金は、年度当初で1億300万円ございました。当初予算の中で1,000万円を予算立てしております。その理由は、令和6年の2月に開催した長柄町介護運営協議会におきまして、第9期の計画策定委員の当時の委員さんの皆様に審議していただきまして、1億5,000万円ほど当初ありました基金を取り崩して、今後3年間の65歳以上の方の保険料の値上げを月額100円に抑えていきますという審議が行われて、そういった経緯というものがございます。

今回、当初予算では1,000万円の予算立てをしておりましたところ、今回の補正では……

〔「議長、もう1億300万円って それと使い道を教えてくださいよ。どういう考えを持っているのか」と呼ぶ者あり〕

○健康保険課長（佐藤幸子君） こちらは、約3,100万円ほど今回補正で取崩しを行います。予算化が必要ということで、介護給付費の増加に伴いまして、そちらの介護給付費に充てるという、この3月までに保険給付費の見込まれる必要な財源を最大限確保しておくということが重要であると考えますので、このような基金からの繰入れを予算立てしたところでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） ここで、ちょっと議長からお願いがございます。答弁される方ですけれども、一応質問された問題について簡潔に答弁されるようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） それじゃ、当初1億5,000万円あって、当初予算で3,100万円取り崩してやったと。今1億300万円ありますよね。そうしたらば1,546万8,000円、これも基金から切り崩して運用できるんじゃないですか。1億300万円あって、1,500万円あったって、まだ8,500万円ありますよね。8,500万円基金が残っていれば、私は前々から言っているけれども、十分だと思っていますよ。四、五千万円あれば十分だと私は思っていますけれども。

執行部については、月の2か月か3か月分ないと足らなくなっていけないと。足らなくなったらば、私、じゃ、国保みたいに補正で繰り出し、繰り越してもらえばいいじゃないです

かと言ったらば、介護はそうはいかないと。介護は、国県の基金を借りて、そこから借金をして運用しなくちゃいけないから、2か月、3か月分の予算を、基金を持っていなくちゃいけないという答弁だったんですよ、前は。それは話が全然違いますよね。繰出金、繰越金できない、繰出金できないと言っているものが幾らでも、1,500万円繰出ししているんじゃないですか、一般財源から。おかしいと思いますよ。

私、前、国県から借金をして、それを後で返すんだと。国保と違って繰出金をできないと聞いているんですよ。それは頭に残っていますからね。今回この予算を見て、随分いい加減だと思いましたよ。それに1億300万円なら1,500万円十分できるかと思えますけれども、その辺いかがですか。

○議長（三枝新一君） 答弁を願います。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） お答えいたします。

介護保険の財政運営としましては、こちらの今1,500万円の繰出金につきましては、1億2,000万円の介護の補正額につきまして、それを国と県と町と保険料と、そういうふうに割合が決まっておりますので、この1,500万円というのは、介護の給付費の補正額の12.5%を町が繰り出す、負担をするという割合になります。そのほか、国、県、支払基金、65歳以上の保険料からというふうに割合が決まっております。

最終的に、基金がどの程度残るかによりまして、次の3年間の保険給付費の、保険給付費は最後幾らになるかというのは、3月の給付を待たなければ分かりませんが、残るかもしれないんですが、介護の基金がどのぐらい残るか、財源がどのぐらい残るかによって、次の3年間の65歳以上の方の保険料をどのぐらい上げるのか、下げるのかという基準になると考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） そんな難しいことはいいんですよ。1億300万円、今、基金がありますよね。基金が1億300万円あるんでしょ。返事してもらわないと困るんですけれども。1億300万円、今あるんでしょ。

1億300万円と言いましたよ。当初1億5,000万円あって、新年度予算に3,100万円取り崩して使って、1,000万円繰り込んで、今1億300万円と言いましたよね。

4月。4月にしたって、基金だから動かしていないでしょう。

1,000万円使ったって、1億300万円あると言ったじゃないですか。結局、じゃ、今幾らあるんですか。それだけ金額教えてくださいよ。分かるでしょう、予算書見れば。

○議長（三枝新一君） 答弁を願います。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） 今回の補正で3,100万円を計上しますので、残り6,200万円になります。ちなみにですけれども、1か月の介護の給付費は、今現在7千四、五百万円の支払いが必要になっている状況です。

以上です。

○議長（三枝新一君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） それこそ今6,200万円あると。1,546万8,000円、これ十分基金から運用できますよね。それで、今、月7千四、五百万円使っているから、基金を残していけないということですが、その基金がなくなったならば、繰り出しすればいいんじゃないですか。

○議長（三枝新一君） 答弁してください。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） 法定で決まっております、介護保険財政につきましては、40歳から64歳の方が加入している保険の支払いの保険料と、65歳以上の方が町に納めてくださっている保険料を合わせて、介護保険の財政の50%を負担していただくことになっております。残りの50%を国や県、町の公費によって負担するという仕組みによって支えられている制度となっております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 一応3回やりましたから。ほかございますか。

宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 幾つかあるんですけれども、まず、ホームページ維持管理事業というのが4ページの債務負担行為補正に入っていますけれども、これの詳細をちょっと伺いたいんですが。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

債務負担行為ということで、175万6,000円につきましては、ホームページの維持管理保守

というところの費用でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） これ外部委託の話ですよ、この予算は。ちょっと何回前か忘れましたが、議会で、このホームページ、非常に貧弱で見づらいという町民からの声も多くて、これは何とか見直せないかという質疑の中で、一括、要は今までは、今までというのはその当時の話ですよ。各課が自分たちのその関連部分のホームページをメンテナンスしていくという形だったのを、それではまずいので、総合的に一括して見るチームなり部署をつくって、それで対応していくような回答があったと思うんですが、それに関しては、今どうなっているのか。要は外注に関しても、それは一体、その統括する部門が出しているのか、それとも相変わらずばらばらで、箱だけを企画財政のほうでつくって外に出しているのか。これはどちらなんでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

前回お答えしたのは、情報ですね。各課の情報を一括でこちらで取りまとめる検討をしているというところで、お答えしたところでございます。あくまでも、こちらの債務負担行為のご質問ということでお答えさせていただきますと、ホームページの維持管理事業というところで、この175万6,000円を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 聞いているのと違うんですけれども。要は、そういったチームが今あって、情報を一括管理して、ホームページにどうやって反映させるかと。これはばらばらだと見づらいし、町民に必要なものが、要は、プライオリティーづけが各部門ではできないから、伝わらない可能性が、ちょっとうるさいんですけども。注意してくださいよ。

〔「失礼しました」と呼ぶ者あり〕

○2番（宮坂陽一郎君） そういった理由で、一括管理するような部門なり何がしかのそういうチームが必要だということで、その方針で今後やるようなお話だったと思うんですよ。

今の質問は、要は外注するこのホームページの費用に関して、これはそういったチームがあって、そこの中で発注しているのか。それとも、そうじゃないのかというのを伺ったんですよ。それ全然答えがちょっと、私が頭悪いのか分かんないんですけども、何か違うふう

に回答が聞こえたんですけれども。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 企画財政課のほうで発注しております。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 企画財政課には、そこで、じゃ、全部統括するようなチームができて、その情報を管理する、そこがトータルで面倒を見るという形でこれを発注しているのかというのを聞いているんですけれども、それはそういう理解でいいんですか。それとも、それは何も体制変わっていないという、そういう回答なんですかね。ちょっと先ほどから同じことを聞いているんですが、そこを明確に回答いただけますか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

企画財政課で統括して現在行っております。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。じゃ、次の質問でいいですか。

福祉センター管理運営等事業というのがその下にありますけれども、2,840万8,000円ですか。これはどういった内容なのか、詳細をちょっと伺いたいんですが。

○議長（三枝新一君） 答弁を願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） こちらの債務負担行為につきましては、先ほども企画財政課長のほうからもお話がありましたけれども、これは債務負担行為として、福祉センター管理運営事業として、4月1日から福祉センターを運営するというための必要な費用をこちらのほうに出している次第でございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 中身の詳細を再度確認したいんですが、これ前と、要は今年度と同じなのか。その内容ですよ。それを、詳細を伺っているんです。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

〔「金額も含めて、今年度と違うのかどうかも」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

こちら現行の福祉センターの管理運営事業とほぼ同様な内容でございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっとよく分かんないんですけども、福祉課長のほうであまりその内容は把握していないという、そういう判断でよろしいんですね。詳細を伺っているんですけども。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） 詳細につきましては、現在予算査定とかそういった中で検討しているところでございますので、大体これが毎年このぐらいかかるであろうという費用でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

詳細が分からないということですから、これはもう判断しようがないですね。

次の、じゃ、質問に。6ページのほうで、道の駅ながら管理事業というところで、同様に200万円の予算が計上されていますけれども、これは例えば、今年度と比較して何か変動があるのか。あと、この管理事業の内容の詳細、これをちょっと伺いたいんですが。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

業務内容につきましては、今年度から変更はございません。変更があったとすれば、千葉県最低賃金の変更がございましたので、そちらの変更を加えたものでございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） だから、今年度との違いとか、増えたのか減ったのか。幾らが幾らになったのかというのを、あるいは、なりそうだというのを聞いているんですけども。

○議長（三枝新一君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

今年度から次年度にかけて変更という形は、増額という形でこちらのほう計上しておるものでございます。

以上でございます。

〔「幾ら 1,000 円程度なのか 100 万円程度なのか 。金額を聞いているのに全然答えてない」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） ちょっと議長がお話ししますが、現在、一応補正予算の審議になっておるんで、新規予算じゃないんですね。

〔「いや、それは分かっている」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） その辺を含めてしていただいて、質問していただきたいんですよ。だから、あくまでも補正予算のほうの関係でやってください。

債務負担行為の設定のためであるんで、補正予算でありますので、その中身の内容について、改めて審議してください。新年度予算で。

○2番（宮坂陽一郎君） そうしましたら、この17ページの、次の質問ですけれども、交通安全対策費、これちょっと異様に小額なんですけれども、これは前回、簡単な何か質問があったと思うんですが、この内容だけで交通安全対策になるのかどうか、ちょっと内容の確認をしたいんですけれども。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

今回計上させていただいた消耗品につきましては、先日町長のほうから宣言させていただきましたSlow for Kidsに関わるステッカー及びマグネットシートの費用でございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 質問は、だからこれで安全対策になるのかという質問だったんですけれども、その答えになっていないんですが。

これ以前も質問したように、掛け声だけで、あるいは、何かこんなグッズを買って何かやったって、安全対策にはかなり影響が小さいと思うんですよ。というのは、町内の人間だけが道路使っているわけじゃないので、特に、休日なんかは県外からを含めて、いろんな方が来て道路を使うわけですよ。そのときに安全かどうか。

特に、Slow for Kidsという宣言をされましたけれども、危ないのは子供だけじゃないん

ですよ。高齢者も危ないし、一般の方だって危ないところを通れば危ないんですよ。だから、そんな一部のところのSlow for Kidsとかいう形で、周りがやっているからということでそれだけやって、やったつもりになられても困るので。

具体的には、危険な道路があったら交通規制ですね。速度制限をかけるとか、まずは、そこからスタートだと思うんですよ。これは以前も質問させていただいて、何か一生懸命やっていますというような回答だったと思うんですが、全然警察にも何ら相談が、ここ5年間ないんですよ。

何の相談かという、例えば通学路も、車がやっとならぬ擦れ違えるような狭いところでも60キロなんですよ、相変わらず。生活道路に指定されていないんですよ。異常な状況なんですよ、今。ずるずる何もこの数年間、少なくとも5年は、何らそういった対応がなされず、相談もなく、来年の9月1日には全国的に法律が変わって、センターラインのないところは30キロ制限になると。生活道路として指定されるというような形になって、もう今からやっても、相談しても、もう手遅れなんですよ。もう国のほうでそうやってやっちゃうんですよ。

つまり、町は、安全安心町づくりと言いつつ、何もやっていないんですよ。だから、ここ、少なくとも速度制限はかかるので、町とは関係なくですね。だから、もっと、例えば危ないところにもっと看板をたくさん立てるなり、あるいは、そこに少なくとも通学時は人を立てて安全を確保するとか、そういったところに予算を組むべきなんですよ。

そうじゃないと、先ほど言ったように、県外からの、あるいは町外からの車に対しては、何ら効果がないわけですよ。何らというのはちょっと言い過ぎかもしれないですけども、ほとんどないと。だから、こんな21万円とかいう予算じゃなくて、もっとしっかり予算を組んで、児童だけじゃなくて、高齢者なり一般の人たちが、そういった危険な道路の部分歩いたりする場合に安全確保できるような施策、例えば、道路を加工してスピードが出ないようにするとか、その手前にちゃんと看板を置いて、徐行とか。今、単に徐行をお願いみたいなのは、一部で道路に書いたりしていますけれども、そんなお願いレベルじゃ駄目なんですよ。もっと有効なことをやるための予算をきちっと組むべきなんです。こんな21万円の何かグッズを買って配るような話では、とても安全対策にはならないと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（三枝新一君） 答弁を願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

それこそ、先日の議会説明会でもそのようなご意見を頂戴しておりますので、課員とも共有しておるところでございます。引き続きそのような対応ができるか、予算も改めて計上させていただきます。と思います。

それから、規制のお話がありましたけれども、これにつきましては所管が違いますし、先ほどご紹介のありました国の規制についても、国が定めるべきところであるというふうに認識してございますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今の総務課長の回答は、全く事実と異なっています。所管が違うんじゃないくて、交通規制に関しては町が警察に相談すれば、そこから先いろいろ調査を行って、きちっと必要であれば規制をかけるというふうな流れになっているんですよ。

今回、来年9月1日、もう改正されるので、今から申請しても調査等で、それはもう9月1日に間に合わない。つまり、事前のもう対応はできないということで、警察としては、今からもう相談をされても、ちょっと意味がありませんねという見解なんですよ。

だから、これまで少なくとも5年間にわたって、何ら相談をすることなく放置していたという、これが事実なんです。だから、総務課長が今回答されたことは、全くその事実と異なっているので、認識を、総務課長の答えということは、町長の認識と同一だというふうに先ほど説明があったので、町長、もう一度その辺はしっかり認識を改めていただいて、今後そういったことも含めて、町民の安心安全を守るために、新たな認識で町政を担っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三枝新一君） ほかに質疑ありますか。ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第10、議案第9号 令和7年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） これは幾つかあるんですが、まず、事前に質問を出している部分で、事前通告している部分ですが、介護サービスの費用に関して、年間の補正額が当初の予算に占める割合、これを過去5年間、どういうふうな状況だったかというのと、できれば全国平均、年間の補正予算が本予算、要は、当初予算に対して占める割合、できれば全国平均が知りたいんですが、それが難しいようであれば、分かる範囲の市町村のデータを伺いたいんですが。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） お答えします。

過去5年間の介護サービス費に係る補正額が当初予算に占める割合でございますが、本町におきましては、まず、令和2年度、プラス1.08%、令和3年度、プラス5.36%、令和4年度マイナス4.13%、令和5年度、プラス4.73%、令和6年度、プラス12.83%、これら過去5年間の平均を出しますと、プラス3.97%となっております。

今回の補正につきましては、当初予算に占める割合がプラス15.4%となっております。

続きまして、全国平均の統計がございませんでしたので、長生郡茂原市のほうの平均の数値を算出しましたので、お答えいたします。

過去5年間の平均を出したところ、プラス0.68%となりました。こちらにつきましては、予算の組立て方法が市町村ごとに異なっているということで、例えば、睦沢町に関しましてはマイナス1.17%、平均ですね。白子町マイナス1.8%、長南町マイナス3%、一宮町マイナス3.8%、茂原市プラス0.68%、長生村プラス13.75%、こちらが各郡内市町村の平均になります。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 全国平均が分からないのであれなんですけれども、近隣から比べてもかなり大きく外れているわけですね。これは、やっぱり次年度の介護サービス費の予測が大きすぎていくということは、予測するその方式、これに問題があるんじゃないかというふうに感じるんですが。特に、今年度、昨年度と大きくずれ込んでいますよね。それまでも凸凹は相当大きいんですよ。

これは従来からの多分、方式でそのままやられていると思うんですが、具体的にどういった方式を使われてやっているのかということと、例えば、茂原市とかその他、白子町もそうですけれども、結構ずれが少ないところもあるので、そこの予測方式の違い、これを教えていただけますか。

○議長（三枝新一君） 答弁をお願いします。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） お答えします。

先ほど申し上げました市町村のほう、議員さんのご提案でお調べしたところ、財源に余裕がある町村などでは当初予算で多く計上し、その年度により額の大小はございますが、補正で大体5,000万円から1億円ぐらいの減額補正をしている市町村が多うございました。なおかつ、不用額も5,000万円以上残しているという手法で、介護保険の財政運営をしているということが分かりまして、一方で、長柄町の場合ですけれども、前年度の実績をベースにおきまして、直近上半期の実績、最新の認定者数と利用者数の推移など、査定ですとか監査、また、介護の運営協議会で資料を作った上で説明を尽くし、委員さんの質問にお答えした上で認めていただきまして、客観性を確保した予算の策定をしております。

議員のご指摘のとおり、見込みの精度、向上は重要であると認識しております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 近隣のその方式がどういうものかというのは、今回答えていただけていないんですが、これは後で結構なんですけれども。

もうこれ、ずっとずれが起きていて、少なくとも5%以上、昨年度、今年度は1割超えて今年度15%と。補正で大きくこのずれを補うという方式がいいのか、ある程度精度を高めた、いろいろマージンも含めていろいろなシナリオを考えて、例えば、福祉施設の増減だとか法改正とか、いろんな要素があると思うんですよ。あるいは、一番は介護サービスに対する各年齢層、これの推移とかですね。人口予測とかこういうのも当然やっているわけですから。そういったいろいろな情報を基に、これはある程度精度を高めていく必要があると思うんですが、これまで何らそういった対応を取られなかったというのは、今のこのずれで補正、補正でやっていけばいいというのが町の方針だというふうに理解しているんですが、これは直すべきだと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） ご質問にお答えいたします。

介護保険につきましては、議員ご指摘のとおり、精度向上を目指してまいりたいと思っております。一方で、介護サービス費は、予期せぬ入院、退院後の利用料の急変があったりですとか、施設入居者が変動、また介護度が重度化していくということが、年間を通じて予測が困難な不確実性の要素を多く踏まえております。

また、介護サービス費、この利用者数、利用料、サービス料の変動が、例えば1人、介護の居宅の認定を受けた場合ですと、1か月で町の財政のほうがお一人につき1か月で17万円ほど、1人介護が増えるたびにですね。そういったことで、予算の見込みと乖離が生じやすいというのも特徴となっております。一定の補正が毎年度必要となっているものでございますが、ご意見を承りまして、今後よく精査した上で予算計上してまいります。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ずれがあるのはまずいという認識はありそうなので、近隣と比べても大きくずれているんですよ。だから、先ほど言ったいろんなシナリオがあるので、担当課長が説明されたいろんな不測の事態というか、そういったものを全部盛り込むんですよ、シナリオとして。それが予測の前提ですから。

何も起こらなければ、単にカーブをなぞっていけばいいだけなんですけれども、そうじゃ

ないようないろんな社会情勢とか何かがあるので、そういったシナリオをきちっと予測に組み入れて、精度を上げていくようにすべきだと思うんですが。これはもっと、今まで何もやられていなかったように見えるんですよ、この数字を見ると。近隣と比べて。だから、ぜひ必要だというふうな認識が多少あるのであれば、積極的に予測精度を上げるような、今までの方式も見直して、近隣のところ、例えばずれていないところに、どういう方式でやっているのかというのをヒアリングするとか、いろんな形で、ぜひ今後大きなずれが起こらないような形で対応いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁を求めます。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） ありがとうございます。

いま一度勉強し直しまして、今後もよく精査した上で予算計上してまいります。

以上です。

○議長（三枝新一君） ほかはございますか。

高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） この介護保険特別会計についても事前通告しておりますので、今いろいろ回答がありましたけれども、通告に従って回答いただきたいんですが、今回、前回5日の日の説明によりますと、60名ほどの要支援、要介護者が増えたということでした。60名も増えれば、恐らくいろいろあっても、年間1人200万円から300万円かかるということは認識しておりますので、これぐらいの金額になるかなというふうには思いますが、予測といってもこの長柄町、高齢化はどんどん進んでいますし、私の知る限り、昔は支援、介護を受けるのがちょっと恥ずかしいといいますが、ちょっと困っているけれども、あまり認定は受けたくないというような方が多かったんですけども、最近では、ちょっと具合悪くて支援を受けると、いろいろなサービスができて便利といいますが、サービスを使えるよということが広まってきて、すぐ支援なり、介護認定を受ける方が増えているというふうにも認識しております。

その中で、今回、急に60名も増えてということですので、最近の、近年の支援、介護者認定数を教えていただけますか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） お答えいたします。

認定者数につきましては、まず、要支援の認定者数、軽度の方の推移から申しますと、全て4月時点の数字になりますが、令和4年、要支援54人、令和5年、58人、令和6年、63人、令和7年4月、76人となっております。

また、要介護、こちらは要介護1から5までの方の推移を申し上げますと、令和4年、350人、令和5年、377人、令和6年、368人、令和7年、406人となっております。令和6年4月までは、おおむね370人前後で推移していた要介護の方ですが、令和6年から令和7年にかけての1年間で増加となり、400人を超える406人という数字となっております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 高橋議員。

○11番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

私も介護保険の委員ですので、次回委員会があったときには一緒に考えたいと思います。
ありがとうございます。

○議長（三枝新一君） ほかがございますか。ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 令和7年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第11、議案第10号 令和7年度長柄町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 質疑はありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 令和7年度長柄町下水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 次に、日程第12、議案第11号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第11号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第5号）の提案理由をご説明申し上げます。

本案は、2款1項財産管理費のうち、脱炭素化推進事業に係る経費について、来年3月末までに事業の完了が見込めないことから、繰越明許の設定を行うものです。よろしくご審議

の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 理由を伺いたいんですが。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

先日の議会説明会の際に、本件に関わる入札執行の予定につきまして、ご説明させていただいたところでございますが、本日の開札に至るに当たり、応札事業者がいなかったことから、改めまして入札する必要がございます。したがって、次の入札、開札が来年1月になることから十分な工期を取れないため、繰越明許を行うものでございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） その応札がなかった想定される理由というのは何ですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

昨日夕方に締め切られたものでありますので、まだ現在精査できておりませんので、お答えできません。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） いや、精査って何もなかったんだから精査する材料ないんじゃないですか。何も、だから応札がなかったわけですよ。それに対しての想定される理由を伺っているんですよ。応札ないんだから精査する、何を精査するんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃっているとおり、入札がなかったので、現在その内容についてこれから考えるところでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ごめんなさい。内容というのは、何の内容ですかね。ちょっと意味がよく分かんないんですけれども。

要は、入札が、というか応札がなかったわけですよ。町のほうから入札してくれというふうに出したんですけども、誰もやらなかったと。それを何でなかったのかというのが分かんないわけですよ、今の時点で。ちょっとそれが不思議なんですけれども。ないならい理由をある程度想定できないと、次やっても同じですよ。一体何を精査するんですか。その対象は何ですか。具体的に言っていただけますか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 先ほど申し上げましたとおり、昨日締め切り、本日10時の開札でございます。ですので、その理由について検討するお時間がまだございませんので、お答えする内容がないということでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 質問に答えていただけていないんですが、何をもって精査をして、その理由をこれから考えるのか、その対象を聞いているんですよ。それを簡潔に答えていただけますか。だから、応札がなかったんだから、じゃ、何を対象に精査をするんですかという、そういう質問ですよ。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

最初のご質問は、応札のなかった理由についてお答えいただきたいということでございましたので、その理由につきましては、昨日5時に締め切り、本日10時に開札ということで、まだお時間がございませんので、今ご質問がありましたように、それが設計の内容なのか、工期なのか、そもそもその入札の仕方がよろしくなかったのか、これらの精査ができていないというお答えでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） よく分かんないんですが、それ誰が精査するんですか。それ精査して分かるんだったら、最初からそれを考慮した形でやればいいんですけども、それをやれていないというのは、見てもどうせ分かんないでしょう。一体誰が精査するんですか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 設計会社、私どもがその内容について検討させていただきます。

以上です。

○2番（宮坂陽一郎君） もう何回も聞いてもしようがないんで、設計会社って設計した人間ですよ。応札のない形で出しちゃったところに聞いても、そんなの分かるわけないんですよ。最初からちゃんと応札できるような形で出せないところに、何で誰もやってくれなかったのかななんていうのを、そんなところと一緒に見て、そんなの分かるわけないんですよ。だから第三者を入れて、もっときちっとした形で精査をするなりして、検討いただければと思うんですけども。そうじゃないと、今回はこれ延びてどうのこうのって、全然だから理由も分かんないで対応できないじゃないですか。

以上です。

○議長（三枝新一君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手多数。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（三枝新一君） 以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年長柄町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時45分

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員